

第五十一回国会 大蔵委員会 議 録 第二十五号

昭和四十一年三月二十三日(水曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 三池 信君

理事 金子 一平君

理事 坊 秀男君

理事 吉田 重延君

理事 堀 昌雄君

理事 岩動 道行君

理事 奥野 誠亮君

理事 木村 剛輔君

理事 砂田 重民君

理事 谷川 和穂君

理事 羽田武嗣郎君

理事 藤枝 泉介君

理事 毛利 松平君

理事 渡辺 栄一君

理事 小林 進君

理事 野口 忠夫君

理事 平岡忠次郎君

理事 山田 耻目君

理事 春日 一幸君

出席國務大臣

大蔵 大臣 福田 赳夫君

出席府政委員

總理府事務官 (經濟企画庁長)

大蔵政務次官 (民生局長)

大蔵事務官 (主税局長)

大蔵事務官 (大蔵事務局長)

大蔵事務官 (証券局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

大蔵事務官 (銀行局長)

国稅庁長官 泉 美之松君
通商産業事務官 赤澤 璋一君
(重工業局長)
委員外の出席者
国稅庁次長 中嶋 晴雄君
大蔵事務官 (國稅庁國稅部) 松本 茂君
專門員 拔井 光三君

三月二十三日

委員小山省二君、田澤吉郎君及び谷川和穂君辭任につきその補欠として稻葉修君、池田正之輔君及び内海安吉君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員池田正之輔君、稻葉修君及び内海安吉君辭任につきその補欠として田澤吉郎君、小山省二君及び谷川和穂君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した案件

關稅定率法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)

關稅暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)

關稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二号)

關稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三号)

物品稅法の一部を改正する法律案(内閣提出第五〇号)

租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)

○三池委員長 これより會議を開きます。

物品稅法の一部を改正する法律案及び租稅特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、順次これを許します。山田耻目君。

○山田(耻)委員 最初に、租稅特別措置に関しまして質問したいと思つております。さきの本會議におきまして質問をいたしましたわけでございますが、わずかな時間でありまして、また、大臣の答弁も、そういう意味合いで十分掘り下げたお答えがいただけなかったという状態でございまして、大臣はきょう時間が十分ございませぬようです。大臣は最初に一つだけ大臣にお伺いをいたします。と、担当の局長なり次官のほうからお答えいただいたらと思うのであります。

日本の稅制全般につきまして、今日までわが黨の議員各位から、持つておる不合理性、公平の原則を失つておる立場からの追及、こうしたものが数多く展開されてきておるわけでございしますが、所得稅にいたしましても、法人稅にいたしましても、國稅として徵稅をしていきましたてまでございします。比較的議論にもなりやすいし、國民の目にも容易に映るものでございします。しかしながら、租稅の特別措置に至りましては、國民に映る度合いがきわめて薄うございします。課稅所得として課稅されます以前の作業がほとんどでございしますだけに、國民の関心を呼ぶ度合いも薄いのでありまして、しかし、稅体系全般から見てもいいますと、租稅特別措置というものは、そのときどきの經濟目的あるいは政策目的、こういうものを達成するためにとられてまいります。減稅措置でありますだけに、ある意味では、政治といふものと特定の企業といふものが容易に結びついていく稅制の持つねらい以外のものを持つております。

ために、それだけ、私はきわめて重要稅をいたしておるわけでございします。稅制の上から見ますと、公平の原則を害し、片側から見ますと、企業と政治勢力の結合といふものが容易に行なわれていくという不純さを持つておるように思われてなりませんだけに、國民大衆一般の目に触れにくい減稅の措置であるし、そういう目的意識的なものがありますだけに、この際、租稅特別措置については、もっと核心に触れた答弁をいただきたいという気がいたすわけでございします。しかも、今回の大幅減稅といわれます平年度三千六百億圓、初年度二千四百億圓の減稅がそれを意味して行なわれる減稅額も二千二百億圓の多きに達しておるのであります。そうなつてまいりますと、稅の比較論からいいますと、きわめて大きな影響を持つておる、ウェイトを持つておるということがいえるのであります。しかも、この租稅特別措置の対象となつておる企業といふものは、もちろん日本には六十余萬の法人企業がございしますけれども、そのうちの八〇程度、一億圓以上の法人企業が多くの恩恵を受けておるといふふうに理解できますだけに、この際、租稅特別措置の持つておる今日の意味と、そうして租稅特別措置なるものがどういふふうな効果をあらわしてきておるのか、企業業の安定なり、日本經濟の發展に寄与する上にとどのような効果をあらわしてきておるのか、それがどのおの様に國民生活に直接的に影響をもたらしておるのか、その効果並びに念査の方法について大臣の御所見をいただきたいと思います。わけであり

三百億円程度が一般の企業対策、こういうように分類されるかと思うのです。

ただいま山田さんから、その政策的効果というお話でございますが、まず、この零細貯蓄の保護、奨励という見地からの特別措置は、私は、非常に大きな効果をあげておるのじやあるまいか、そういうふうに見ております。今日、貯蓄ということが国の経済の中で非常に大きな意味を持つわけでございますが、これはどうしても育成しなければならぬ、そういうふうに見ておるわけであります。そういう上において、これはひとり税制だけの問題じゃございせんけれども、税制がこれに与える影響は非常に大きいというふうに見ておるわけであります。いろいろ御議論のあるところではございますが、非常に大きな足跡を残しておる、かように考えております。

それから、四百億円にのぼります中小企業対策、これもわが国のいま当面しておる一つの大きな問題でございます。中小企業の近代化、これがなければ消費者物価問題なんかもなかなか解決しにくい、また、今日中小企業が非常に不況に悩んでおる、まあ、企業としての抵抗力が少ないからであります。そういう面から考えますときに、これも税制の面としての相当の役割りを演じておるものである、かように考えております。また、一般の企業に対します三百億円の特別措置、これは企業体質の改善あるいは輸出の振興、そういうような面におきましてそれ相応の役割りを演じておると思ひます。ただ、企業体質の改善、輸出の振興、そういうようなことは、これは、ただ単に税制だけではやっつけられない問題で、これはどうしてもその中心は企業の自己資本率の改善、こういうことが重視されなければならぬと思ひます。それが、それは金融政策、これがどうしても緩和基調というものを続け、企業の金利負担の軽減というものがはからなければならない。また、金利負担の軽減を助長するためには、金融機関の近代化、合理化というものが行なわれ、そして金融機関のコストを安くするという問題もあるわけであ

ります。あるいは国会においていろいろと御議論があります。あるいは、両建て問題の合理化、こういうような問題もあります。また同時に、資本市場の育成という問題もあらうかと思ひます。今日まだ発展の過程にありまする資本市場、これを軌道に乗せ、そうして、企業がその資金調達を融資に求めないで、株式に、あるいは社債に求める、こういうような形、これが私は大事な問題であるというふうに見ておる。しかし、それにいたしたとしても、税制上で役に立てばという面もあるわけでありまして、これが企業の内部資本の充実、それを中心とする合理化、また、したがって、国際自由競争裏においての活躍、そういうようなものを目ざして、企業がその体制を整える誘因措置としての効果、これをねらっておるわけでありまするが、これもまた今日まで実績をあげてまいっております。また、四十一年度の税制改正でつけ加えらるべき特別措置も、この経済情勢のもとにおいて特に私は有意義のことである、かように考えておるわけであります。

○山田(社)委員 大臣、時間があまりおありにならぬようですから、簡潔に二つばかり聞いておくのであります。いまの御答弁では、やはり書物に書いたのを読む程度のこととございまして、実は私の質問に対する答弁として不満足に思ひます。それで、二千二百億円ばかりの租税特別措置というもので、二千四百億円ばかり貯蓄奨励という項で減税の措置がなされておる。この中をもっと細分化して調べてみますと、利子、配当所得の減税の問題、これが合わせてちょっと六百五十億円でございます。もう、それが考えてみたって税の公平を失するやうな状態、たとえば、所得税においては標準世帯で平年度六十三万円である。配当所得のほうは、同標準世帯に換算をしていきますと百八十一万円くらいでございます。こういうふうな、だれが見ても公平の原則を失しているやうなこの税制の下限度合いというものが何ゆゑに容認をされ、徴税の方法として実施されておるかということは、あなたのおっしゃっているよう

に貯蓄の奨励である。しかもそれが、配当所得と利子所得だけで六百五十億円にも及び、全体の特別措置の三三%を占めておる。そのほか八百億円近い額貯蓄の減税措置なりの問題があるわけでございますが、こういう措置をおとりになつて国民の貯蓄意欲がうんと奨励をされてきて、そういう措置をとらなければどういう貯蓄の状態である、とつたことによつて、どういう貯蓄の状態が生まれてきたかということ、やはり効果として急をされておられるのが当然だと私は思ふのであります。こういうことについてはお触れになつていないので、全体の貯蓄奨励から見ると、六〇%をこえる減税措置でありますけれども、そういうものが一体どういう効果を貯蓄奨励の上にあらわしてきておるかということについて、ひとつお答えをいただきたい。

それから、企業の自己資本構成比率をもつてりっぱにしていかなくちやならぬ、あるいは中小企業の体質改善をして、企業の安定をはかつてやならなくちやならぬ、こういう意味で、いろいろ特別措置の持つておる効用というものを述べになつておるわけでございますが、この間、武藤委員の資料要求で資料提出をなさつておるのを見ますと、内国普通法人の数が六十五万六千八百六十五社あるわけでございます。この中で一億円以上の内国法人の数は四千九百八社であります。全体に占める比率は八%でございます。一億円以下の小さな会社というものは、全体の九二%の六十五万一千九百五十七社あるわけでございますが、自己資本構成を改善し、安定をさしていく一つの目的、あるいは企業の体質改善を積極的に進めていくという目的のあり方として措置された特別措置が、一億円以上の企業、一億円以下の企業に分けて、どういう効果をあらわしてきておるか、その点、貯蓄奨励の効果の度合いと企業に及ぼしておる効果の度合いについて、ひとつ念査の状況と効果の状況を御説明いただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 御質問が二つございまして、一つは、特別措置によつて貯蓄がどの程度ふえたかという効果の秤量の問題でございます。この問題につきましても、当委員会ではしばしば御議論になりましたが、先ほども大臣が申されましたように、特別措置によつて、それだけで貯蓄がどの程度ふえたかということは、もう御案内のように、抽出することは、経済現象の問題でございまして、非常にむずかしいのでございます。昭和三十一年の税制調査会の答申では、そういう意味でむしろ特別措置がとどき整理され、縮小され、あるいはまた拡大されてまいりましたが、それと貯蓄との関係を計数的に分析したところでは、特別措置というよりも、むしろ可処分所得の増加によつて貯蓄はふえるのではないかとというやうな意見がなされ、また、それに基づきまして、この貯蓄奨励に対します特別措置について意見が出されたのでございます。きょうはその数字は持つてまいりませんでしたが、そういう意味でひとつ御理解願ひたい、かように考えるのでございます。

それから、第二の資本構成は正、体質改善の問題で、特別措置を一億円超と一億円以下という基準で分けたこと及びその効果のお尋ねでございます。おっしゃるやうに、確かに六十五万六千八百六十五が法人数でございます。一億円以上の法人は四千九百ばかりでございます。そこで、私どもがなぜこのような特別措置を講じたかということでございます。私どもの大臣がたびたび申し上げておりますやうに、企業の体質改善というのは、現下におきまして非常に重要な政策目標である、こう申し上げておるのでございます。それに対して税制もまた貢献すべきである、過去の所得税、法人税の軽減の状況から見ましても、所得税が一割五分、法人税が一割五分ということ自体、企業の体質改善としてどうかというやうな考え方が第一にございまして、そこで、私どもとしては、企業の体質改善につきましても、法人税のみならず特別措置を講じたのでございます。なぜこういふ特別措置が今年度出てまいったかという点でございまして、税制調査会の答申のほうにおきましては、

種々の議論があつたことは山田委員御存じのとおりであります。簡単に法人税率を下げることに
よつて、さらにまた、配当軽減税率という昭和三十
十六年からの特別な制度がございます。これは私
は、株主側の配当控除あるいは益金算入制度を四
分の一だけ削減していることがありますので、必
ずしも特別措置とは考えたくないのございま
す。少なくとも、特別措置法に規定された制度で
ございます。この配当軽減税率との関係で、法
人税率を相当下げていこう、しかし、配当軽減税
率は上げていこうという議論がございました。し
かし、現在のところでは、山田委員も御存じのよ
うに、所得税の税負担が非常に高いというとき
に、法人税の税率だけ下げていくこと自体はどん
なものであろうか、こういった点が第一に気がつ
くのでございます。法人税と所得税は別なよう
な要素もございしますけれども、しかし、やはり何
いっても所得に対する課税でございしますので、相
互にバランスを持つていかなければならない、さ
らにまた、中小法人と個人業者との間の balan
スは大事でございします。そんなような意味から、
法人税の税率というものは、配当軽減税率との関
係から見ても、これは最小限度にとどめたほうが
いい。所得税は、ここで御指摘のように、單純に
税率の緩和だけでございまして、税率の引き下げ
はございません。そんなような意味から、税率の
引き下げは、留保税率について非常に小規模にと
どめたのでございます。しかし、中小法人につき
ましては、大法人に比べて軽減の幅を大きくした
というのが今回の法人税法のねらいでございま
す。この法人税率のあり方は、先ほど山田委員御
指摘のように、配当所得ならば二百万円をこして
も課税にならないではないか、給与所得者ならば
標準世帯で六十三万円までしか非課税にならない
ではないかという御意見があるのでございます。
これは全く、現在の法人税につきまして、シャウ
プ勧告以来、法人税を個人株主の前取りだと考
え、さらにまた、それに対する企業の反応が、法
人税をその株主に転嫁していないことから結果し

第一類第五号

パートですから、しつかり聞いておきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 私の翻訳を引用していただいて非常に光栄でございます。確かにグードの考へておられるのは、私はアメリカの全体の法人税の考へ方だと思つてございまして、私どもの法人税との対比において考へなければならぬと思つてございしますが、ともかくも、法人税は法人企業に負担であるといふことをグードは言つておられるのでございまして、そんなような意味で、昭和二十五年以来、シャープ勧告によつてとられました私どもの法人税制が、個人株主の所得税の前払いであるといふ勸告とは、おっしゃる通りに確かに一致しない点でございまして、そんなような意味で、現在配当控除が実効税率で一五%でございまして、先ほど申し上げましたように、各種の控除を加味して計算しますと、二百四十四万三千五百二十五円という、まことに奇異な感じの課税最低限が出てまいります。このこと自体、配当所得者の減税といふよりも、むしろ法人税をさういふふうに考へていくこと自体がはたしていいのかどうか、ことにまた、配当率の中に法人税を織り込まないような現在の慣習から見ても、はたしていいのかどうか、このあたりをもう少し根本的に検討していかなければ、この問題はいつも御指摘のような批判を生み、普通のしろうとの方と申しますか、世間の方々は、なぜか、いや、法人税は取られておるからこうなるんだと言ひましても、自分が法人税を納めた意識が全くない。会社の経営者にいたしましても、おっしゃる通りに、その法人税を留保のうちから支払つておつて、配当のほうに転嫁している。全体として見ますと、もちろん法人企業の資本蓄積がゆがんでおるということがいえるかもしれませんが、配当の段階におきましては、どうも法人税は留保に帰着するような、まさしくグードの言つておるような結果になつていはいしまいかと思つてございします。もちろん、これは公開会社のような大法人であつて、同族法人とは、堀委員もいつも

御指摘のように、違ふかもしれないけれども、これはひとつ根本的に検討していかないと、現在ある配当分離課税の制度もなかなか複雑でございまして、簡単に整理もできないような感じもするので、このあたりからひとつメスを入れてまいりたい、これは四月から税制調査会で考へてまいりたい、さらにまた、配当所得につきましては、これはもちろん、さういふ法人税のあり方に関する考へ方と密接な関係がございしますが、もう一つは、支払利息は損金になるけれども、配当は損金ではない、したがつて、割配当するためには二割もうけないければならぬ、支払利息ならば、一割支払うために一割でよろしいといふ、例の資本コスト論が企業の段階からしつちゅうあるわけでございます。さらにまた、受け取り側から見ると、受け取り利息は分離課税であるのに、受け取り配当はなぜ総合課税であるか、しかし一方、配当控除といふ制度もあるからといふことを言ひましても、仕組みが実に複雑、また、株主側にも経営者側にも完全に理解されていなくて、どうもいままでのところ釈然としない面があることは御指摘のとおりでございします。しかしながら、一べんでき上がった制度でございします、先ほど来申しておりますところの企業の体質改善、その見地からの増資と借り入れとのバランス、このあたりを考へてまいりますと、なかなかむずかしい問題がございします。しかし、企業の段階以上におつしやるように、個人所得税のほうより私は税らしい税だと思ひます、一番大事な税だと思ひますので、これはより完全な課税標準を実現するほうがいい、政策も、企業の段階よりもむしろ公平の觀念の強い個人所得税の段階では完全な方向に持つていきたい、これは政策等の考へも必要でございします、が、さういふ角度から、企業側の課税、これは法人税の問題でございします。それから受け取り側の課税、これは個人所得税の問題でございします。これらを総合いたしまして、ひとつ四月以降根本的に検討してまいりたい、かように考へております。

○山田(駐)委員 根本的に御検討いただくことは、不合理をなくしていくといふことがもちろん前提でしようけれども、特にやはり——租税特別措置の持つておるある程度の意味合いは私ばかりではありません、出過ぎた部分については、かなり指摘できるところがあるわけですよ。こういう問題について、特にやはり特徴的なものは配当所得の問題でしよう。それはもちろん法人税との関係、あるいは配当といふものの、これはドイツあたりでやつていた、配当を六%に押えて、そうして企業の安定化をはかつていった道と、日本のように、粉飾決算してでも配当をやつていくという状態、さういふ根本的な問題もあるでしようけれども、とにかくにも、配当といふものが個人所得になつていき、しかも、そこで全然一般所得とみなされないような課税の評価をされていく、こういうことについての不公平性が非常に強いのですから、この点は、私は、やはりいまの根本的に検討するといふ中の大切な項目としてお忘れにならないように、十分ひとつ念を押しておきたいと思ふのであります。

それから、大企業法人で、これも本会議でちよつと触れておいたのですけれども、いわゆる総所得に対する課税所得金額といふものが、特別措置の利用状況が非常に有効に作用しておるといふか、非常に数が多いといふことが、さういふことで課税所得が非常に減額をされておる。ここにありますが私の資料は三十五年度の資料でございします、かなりいまとは数字的にも適合しないものじゃないかといふ気がしております。しかし、資料が入手できないのですから、しかたなくこれで聞かなくてはなりませんけれども、たとえば金属鉱業四社、資本金が四社でこれは十四億円でございします、総所得一〇〇%に対して課税所得は七〇・七%、一番ひどいのを見ますと、紙パルプ製造業ですけれども、五社で十二億二千万円、総所得一〇〇%に対して三八・八%しか課税対象になっていない。今度は金属の鉱工業のほうでございしますが、これも七社で八億円に対して五六・五%

の課税所得しかない。なぜこうなつたかといへば、この中には特別措置として措置されておりますところの退職給付引当金、価格変動準備金、貸し倒れ準備金、輸出割増し償却、ちよつと違ひますけれども交際費、こういうものなどがいわゆる損金算入をされていって、さういふふうな課税所得の金額が減つていきましたけれども、本来なら、総所得に対して課税されるべきものが、特別措置でこのように減額されて、損金算入され、課税所得が減らされていっておる。これはひとつ二重の利益保護といふことになるでしよう。これは三十五年度の資料でございしますけれども、一体総所得と課税所得は、四十年ではどういふ傾向値をあらわしておるのか。これは特に百九十四社くらいになるのでございします、一億円以上の、あるいは十億円以上でもけつこうでございしますけれども、さういふ大法人の特別措置を受けておる現状といふものを、資料でひとつこれをもたてたい。いまここで御答弁いただいてもけつこうでございしますが、なお重ねて資料をひとつ御提出いただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 資料の点は、後ほど作成いたしまして御提出申し上げたいと思ひます。三十五年度の資料に基づきまして、特別措置が大法人にどの程度片寄つておるかという御指摘かと思ひます。私、当時税制一課長をしておりましたので、私がつくりまして出したといつてもいいような資料だと思ひます。そこで、最近の特別措置に比較いたしまして、そのときの特別措置の少し様子が変わつておる点も、若干ふえんして申し上げたいと思ひます。三十五年度の特別措置は、ただいま山田委員御指摘のように、貸し倒れ引当金あるいは退職給付引当金、特別措置といたしまして課税所得減殺要因としてあがつておると思ひます。引き当てる金があるいは準備金の理論につきましては、いろいろ意見がございしますが、三十八年から商法でも引き当てる金というものを制度上取り入れたといふこと、さらにまた、これは一つの繰り延べでこ

ざいますし、貸し倒れ引き当て金ということになります。貸し金の評価に関する問題でございます。さらにまた、退職給付引き当て金は、法律上の債務性引き当て金といわれておるものでありまして、このあたりは特別措置として入れるかどうか疑問でございますが、当時におきましては、この繰り入れる率がいかなる意味でまだ完全に熟していなかった、いわばその中に特別措置の入り込む要素も多かったのでございます。さらに、先ほど申し上げました商法も引き当て金というものは認めていなかったというふうなこともありまして入れましたが、現在では、貸し倒れ引き当て金につきましても、商法の制度とあわせて洗いがえにすると、さらにまた、退職給付引き当て金につきましても、商法上の制度として最も債務性の強いものだということ、これは現在特別措置からははずして計算いたしておりますので、現在の特別措置の減収額の中にはそのようなものはあがないないことをまず御理解願いたいと思います。

さらに、そのときの資料で気がつきますのは、当時、新規重要物産免税という制度、これは先ほど申し上げましたが、その効果が相当あり、さらにまた、特別償却が長期でございましたので、特別償却の制度で新規の機械を取得する際に相当特別償却による減収額が多く出たものではなかつたという気がするのでございます。そのあたり、今回もまた特別償却があがっておりますから比較はできるかと思いますが、そんな意味でひとつごらんになっていただきたい、かように考えます。

なお、先ほど大臣が申されましたように、課税所得に対する特別措置の影響は、個々の会社によりまして、あるいは特別な産業によって相当影響が違ふことはもちろんでございますが、特別措置を大企業、中小企業ごとに分類いたしますと、そういったことにはならないのでございます。全体として見ますと、先ほど申し上げましたように、二千二百二十億円のうち、千四百七十六億円は貯蓄奨励であり、そのうちから企業に与えられておる特別措置を抜き出しますと、総計は七百四十四億

円でございますが、大企業分は三百三十八億円、四五・四％、中小企業は四百六十六億円、五四・六％と計算される。これで想像されるのでございますが、しかし、おっしゃったように、たとえば、特別償却というものは業種指定がございまして、特定の業界にはまさしく利益がいつている面がございまして、実効所得率と申しますか、総所得に對します課税所得の割合は、おっしゃるような傾向が出ておるかと思ひます。これはいづれにいたしまして、三十五年とあわせました資料で提出いたしました御検討をいただきたい、かように思います。

○山田(駐)委員 いまおっしゃっていた、なくなった新規重要物産のやつは七億円ぐらいじゃないかと思うのですが、これは大きなウェイトでないような気がいたします。しかし、それは資料をお出しただきましたらわかることでございますから、けっこうでございます。

次に、今度四十一年度の特別措置でお出しになつております資本構成、自己資本率の向上に対する特別措置でありまして、こういう措置をおとりにするの、問題意識として把握なさる前提なのですけれども、今日の自己資本の比率が非常に少なくなつてきておる、弱まってきた——「割前」後じゃないだろうかと思ひますが、こういう状態になつてきた数字を、私たちは健全なものと思ひておりません。アメリカなりイギリスあるいはドイツの借り入れ資本対自己資本の比率というのは六〇対四〇くらいでございます。自己資本六〇くらいでございます。もちろん比較にもなりません。ただ、日本の資本主義経済のたどってきた幾つかの内的条件というものと諸外国のそれとは、その発生の過程が違つておりますから、一律にはこれは眺められないと思ひます。しかしながら、日本の現在の自己資本比率がこのように下がってきたという原因究明を一体どのようなさつておるのであるのか。それが、いわゆる法人税が高いから、企業税が高いから自己資本比率が弱まってきたというのでしたら、これはひと

つ減税措置をおやりなさい。しかし、実際に私たちが今日までの討議を通して把握しておりますのは、いわゆる銀行からの借り入れを各企業は競争の形で行ないながら、日銀も政府の膨張の政策を片側で保証しながら推し進めていった高度経済成長政策の結果であらう。私はここで、日本が好況不況という立場で借り入れ資本と自己資本との相関比を過去にさかのぼつてなめてみますと、昭和二十九年、三十年、日本が非常に底景氣に入つておりましたときの自己資本比率というものは比較的高いわけですね。むしろ借り入れ資本のほうが低くなつてきています。好況期に入つていくと、借り入れ資本がふえてきて自己資本比率が低下をしてきておる。今日、日本の自己資本比率が非常に低下をしてきた原因というものは一体どこにあるのだろうか、このことをまず明らかにしていただかないと——その明らかな上になつて、今回御提案なさつておる自己資本比率を高めてあげたいというために行なう一％から一〇％を限度にして減税の対象にしてあげよう、これはあなたも「税経通信」の座談会でやつておられるように、これはごほうびなのです。あなたがおっしゃつておるわけですね。私は、自己資本比率というものが下がつてきた原因のみごとな究明がされた後に、どういう施策を講ずることが、安定の道をたどるのかという立場から結論づけられていくものと、ごほうびをやつて税金を下げたあげて、そうして自己資本比率を高めていきなさいという施策のやり方の中には、政府としておとりになる道筋にかなり違いがあるような気がする。しかも、その減収によつて生ずるごほうび、企業にとつてはごほうびだけれども、このごほうび、ボーナスは一体だれのふところから出ていくのだろうか、このことについて政府としては解明をしないかならぬ問題だと私は思ひます。まず、その点をどういう立場に立つておやりになったのか明らかにしていただきたいというところが一つ、いま一つは、ことし出されております特別措置の三本の柱ということはあなたも

おっしゃつておるのだけれども、いまの自己資本比率を高めるといふやり方、スクラップの問題、合併の問題、この三本の柱を中心として約十項目あるのですけれども、減収総額三百四十二億円、一体この自己資本比率を高めるために出されるごほうびは、減収どれくらいになるのか、これも含めてひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 まずお尋ねの第一の、日本の企業の体質と申しますか、自己資本比率がなぜこういうふうになるのかという原因の探求でございます。これは種々の議論がありまして、また考へ方がございまして、私の見ておるところでは、少なくとも、日本の成長率がきつめて最近高くなつた、その成長を急速にまかなうためには自己資本ではまかなうことができなかった、そのために他人からの借り入れによらざるを得なかつたというところが、私は自己資本悪化の基本的な原因だと思ひます。その背後には、日本の金融構造あるいは資本市場の状態、そんなようなことが前提となつておることはもちろんでございます。これらにつきましましては、証券局長もおられますので、いづれ御説明があるうかと思ひますが、私の理解するところでは、基本的にはやはり世界が目を見張るような急速なる成長、それに対して自己資本が追つていけなかつたということが根本的な原因だと思ひます。

そこで私は、法人税が原因であつたというふうな直接的には考えておりません。しかし、法人税の影響があつたこともまた事実であらう、これも國に思ひます。と申しますのは、確かに、これも國會でしばしば御意見が出てまいりますように、企業の支払利息が二兆六千億円でございまして、大体支払利息と企業利益が昭和三十九年では同じくらいな割合になつております。このあたりで自己資本の比率の低下を示しておると思ひます。それが多分に金融機関のほうに流れていておる、ここに問題がございまして、そういう意味で、企業に残る利潤というものは、支払利息

子とはほとんど同じくらいである、まさしく、よく言われますように、金融機関のために企業をやっておるといことがよく言われますが、こんなような結果が自己資本の悪さから出てくるわけでございます。そういったことは別といたしまして、残った二兆六千六百九十八億円の利益のうち、法人税は三二・二%をいたしておるのでございます。利益処分の割合といたしましては一番割りのいい株主でございます。配当のほうは、利益を一〇〇といたして二四・三%、法人税は三二・二%でございます。しかし、株主に対しては配当は二四・三%、内部留保は三〇・五%でございます、いずれにいたしても、法人税でいたしたく割合というものは相当高い、自己資本比率が悪い割りに高いということは、私はいない事実だと思ひます。もちろん、これがだんだんと支払い利子が利益に振りかわるようなことになりまして、この割合は根本的に変わってまいりますけれども、現在ではそのような姿を示しておりますし、いま申し上げましたような三二・二%のうちには住民税あるいは、事業税は入れてございせん。事業税はもちろん損金でございますから関係はないといえましようが、住民税など損金とならない支出がなお八・七%あるといたしまして、これが大部分地方に流れる法人税関係の税だといしますと、約四〇・九%くらいが、国、地方公共団体に流れていく、配当よりも割合が大きい。確かに、外国の法人税率に比較いたしまして、日本の法人税率は高いように見えませんけれども、企業から支払われた利子あるいはその他の支出を引いた残りの利益の中で見ますと、法人税は、割合といたしまして、相当高いような割合に見えるのでございます。これは外国に比べますと、この割合が高いことは当然でございます。

その次に、企業減税の三本の柱と申しましたのは、私が申し上げておりますのは、企業の体質改善の促進、中小企業の体質の強化、輸出の振興でございます。まず第一の企業の体質改善の促進の金額は、平年度六百七十億円でございます。そのうち

ちの留保所得に対する法人税率の引き下げは三百六十億円でございます。その次は、建物の耐用年数の短縮は百五十億円でございます。三番目は、資本構成の改善の促進、これはただいま御指摘の自己資本比率の改善の状況に際しまして、法人税を税額控除するシステムでございます。これは九十六億でございます。それから合併の助成が三十億、スクラップ化の促進が二十九億、計六百七十億円でございます。中小企業の体質の強化が三百五十一億円でございます。なお、三番目の輸出振興の措置が三十八億円でございます。中小企業の体質の強化は三百五十一億円となっておりまして、先ほど申し上げました法人税の納税額の六割、四割が法人、中小法人の割合であるけれども、軽減額から見ると、中小企業のほうが多いと申しましたのは、最初の企業体質改善促進の中に、中小企業が企業一般として入っておりますので、それを引き抜きまして、大企業と中小企業を分けますと、いま申し上げました数字になることを念のために申し上げたいと思ひます。

○堀委員 ちよつと関連して。

いま問題になっておる自己資本比率が上がってきた場合九十六億円ですね。これは積算の基礎は一体どういうことによつて九十六億円出したのか。一体、現状でそういうメリットがあったら増資が実際にはできるのか。そういう増資のあり方いかんによつては非常にアンバランスな問題が起きるんじゃないかと思うのです。たとえば、いまは世銀借款等によつて、当然自分のほうの意思でなくてもある程度の借り入れ比率によつて増資をしなければならぬところもあるわけですね。そうして、そういうふうな非常に増資ができるところとできないところという企業の問題があるとする、本来ならできないところにメリットを与えてさしてやるということになるなら話の筋は通るのですが、そしてまた、非常に増資のしやすいところが増資をして自己資本比率を上げれば、それだけ法人税率は下がるんだ、そうして片や、増資がしにくい、しかし、実際には自己資本比率を上げなければならぬところは、やりたくても増資ができないから、そうするとそのほうは、相対的に、いまのメリットのあるものから見ればデメリットで、法人税率は高いんだという、どうも私は、この問題の導入のしかたが、一般論としては、何か企業の体質改善に寄与するようであるけれども、高いところを上積みをして、低いところ、実際にメリットの必要なところにメリットがいけないという、これもやはり私は企業の中身から見ても立ちを起している発想が何かこで非常に顕著に出ていると思うのです。その場合に、あなたのはうでは、その積算の基礎というものは、業種別かなんかではじいてないと、これは問題があると思うのですが、一体業種別かその他、資本金別でもいいし、業種別でもいいし、抽象的な議論でなしに、具体的に九十六億円というものを出した根拠をちよつと一べん明らかにしてもらつて、そうして、少しその中身を議論しておかなければいけないんじゃないかと思うのです。

○堀委員 議論の前提となるこの九十六億

円の見積もりをどうしたか、そのことがこの政策の考え方をあらわすのではないかと、こういう御質問でございます。おっしゃる通りに、これは非常にむずかしい見積もりになり、いづれにいたしましても、それが恣意的にならないように、私どもとしては、過去の自己資本の向上率をとらざるを得ない、かように思ひます。しかし、これは全般的には下がっておりますけれども、個々の企業をとってみると上がっているわけでございますが、こんなような計算方式をとりました。三菱経済研究所の資料をいただきました。これは本邦企業経営分析でございますが、三十六年の上期から三十九年の下期までの資本比率の向上をした法人を基礎といたしまして、自己資本比率がどの程度向上したかということ、千百九十の法人につきまして計算いたしました。これから分類いたしました何%程度——一%程度のものが、たとえば三百十八件、二%のものが百八十四件、三%のものが百五十一件、九%以上のものが百三十二件、こんなふうに想定いたしました。これから推定いたしました。一%を向上した場合には二%法人税額を税額控除するといような計算方式を出しまして九十六億円を見積もつた次第でございます。なお、ただいま御指摘の増資調整が行なわれているようなときに、あるいは世銀から増資をせがまれて増資ができるような法人についてこういったメリットを与えること自体が、かえつてアンバランスではないかというお話でございます。確かに、そういった御議論もありかと思ひますが、私どもは、増資だけが自己資本比率改善の方向でもないし、内部留保はもちろん自己資本のうちに数えてまいりたいと思ひますし、借り入れ金の返済もまた自己資本の向上の一つの測定でございます。さらにまた、増資調整につきましては、最近の新聞で御存じのように、だんだんと緩和の方向に向かわれておる状況でございます。これは二年間の措置でございますが、私はやはりおっしゃる点もございともでございますし、全般が緩和され、そういうことが自由になつて初めて効果のあるようなシステムになることは間違ひありませんが、今後増資調整も緩和されるように私は伺つておりますし、そういう意味ではこの措置は効果がある、かように考えるのでございます。過去にも、昭和二十九年から昭和三十三年の一月まででしたか、増資配当免税という特別措置のあったことを記憶しております。そのときの効果も、かけ込みとかあるいはずり下がりとかが、いろいろな御批判もあつたところでございますが、その間の増資について大きな増資奨励策もございましたが、やはり自己資本比率の改善というねらいから特別措置があるという、これから見まして今度の措置も御納得いただけるのではないかと、かように考えております。

○堀委員 増資調整の問題は、いま全面的に解除

されると実は私は思つていないのです。そうすると、ここで増資ができるところは優良企業です。要するに、内容もいいし、優良な企業のところが増資できる。だから、優良企業のところは、いまあ

なたのお話のように内部留保もしやすいし、利益の大きいところこそ内部留保もできるわけだし、またその利益があるから配当の性向もいいというところで増資もできる。だから、このことは、やはり高いところへ土盛りをする政策というところに結果としてなっているわけですね。だから、いまのところ、そういうようないろいろな構造上の問題もありますから、必ずしもそれは企業だけの責任とわれわれも言わないけれども、やはりそういう中では、日本のいまの企業というものは、しばしば言うように不均等発展をしているわけですから、その利益の非常にある部分もあるけれども、またなかなか利益のあがらない部分もある。しかし、実際には自己資本比率を高めないければならないのに、利益のあがらないところが実は損益分岐点が非常に上がつて、そこが実は借入れ金が過大で困っているわけですから、下のほうにメリットがいくように、上はあまりメリットがなくていいけるのですね。それをあなたのほうのこの税法というのには、上へさらに土盛りをして、下のほうにはきかない。だから、そういう意味では、こういうことをやって、内部留保にまで不均等発展をますます起こさせるような、そういう手助けをする税法になるのではないか。だから、その点、特に増資の問題もありすけれども、いまあなたの触れられた内部留保の問題等、いろいろある。ちょっと一つ問題になっているのは、社債をはたしていまの自己資本比率のほうで見ると、この問題が出てくるので、ここまですると、自己資本比率の問題ではなくて、借入れパターンの問題であって、長期が短期が増資かというふうなことになるだけであって、ここは、そういう意味では長期資本固定率か何かのような見方をするということになるのかどうか。そこでおそらく別の角度になつてくると思うけれども、しかし、社債を入れるというふうなことになるのは、これまた上積みの方のほうにだけきいてくる。ここにはこれは優良企業優遇策であって、本来のあなたの方の言うような企業の体質改善という面から見ると、私はどうも逆の

結果になるおそれが充分にあると思う。また、その可能性を一つ一つ分析をすれば、まさに私の言うとおりであって、自己資本比率の高まるころは、中小企業のいいところしか高まりようがない。そこは、税法がそういう優良企業に土盛りをするのではなくて、そうではない形のところがどうやって自己資本の充実ができるかという面のほうに効果が及んでくるようならば、これはまた私は別だと思ふのですが、このやり方はさか立ちをしていて。特にまた、さつきのお話の三十六年上期から三十九年下期の平均なんというものは、これは全然だめですね。日本経済があなたがいま言った自己資本比率が低下をしたのはなぜかといえ、この期間に異常な高度成長をしたわけですね。実はこの異常な高度成長の中で、証券会社を含めていま問題になっておられるところの大幅増資をした時期なんですよ。過剰な借入れも起きたけれども、しかし同時に、この時期は過大に増資も行なわれた時期なんですね。三十六年から三十九年までの間というのは、終わりのほうは少しダウンのほうに入っているけれども、三十六年上期というのにはまだまだ上り坂の期に入っている。そのような推計が、現在増資調整をやつたり、あるいは企業は操短をして操業率が下がっているという時期にいきなり使えるかどうかという点です。政府のこの前の中期五カ年計画が、いろいろなモデルはあったけれども、そのモデル自体が成長期のモデルを停滞期に持ってきたのでは、これは幾らモデル計算をやつても合わないと同じように、この推計自体も、これは過去は過去として、現状にこれがびしっと合うとは思わない。だから、そういう点を見ると、この発想自体が、何か自己資本比率という抽象論としては、なるほどこれは外から見たら二〇%を割る日本の自己資本比率を高めてというところに異議はないでしょう。しかし、具体論として見ると、いま私が指摘をしたように、これは非常にアンバランスを助長するだけで、優良企業はいまの二〇%自己資本比率が上がれば税率一%下がり、ますます内部留保がふえる、

そこでまた利益も上がるし条件がよくなるから、またその次の年はまた減る、また税率は減る、こうなるだろうし、片一方はちっとも変わらない、格差はますますできてくる、こういうことになるのじゃないですか。逆に私は、アンバランス助長の税制だ、だから見かけはよくて中身はおかしい、こういうことになると思うのです。いかがですか。

○堀崎政府委員 堀委員御承知のように、法人税の性格が、とにかく利益のある企業に対して課税されるものであります。利益がなければ全く関係のない租税でございます。そこで私は、企業減税ということは、現段階における意味は、体質をよくする意味であつて、これが過去のような法人税を軽減したしまして、設備拡張の資金の援助という意味はいたしまして、少ないと思うのでございませう。そういう意味では、法人税はまさしく企業の体質改善に——体質改善といつてもいろいろの意味もありましようが、自己資本比率が向上したほうがいいというのが一般の常識的な声でございませう。そこで、しからば、おっしゃつたように確かに政策でございませうから、できる限り弱いものに、あるいは利益の少ないものに応援すべきであるということも、また私も考えなければならぬ点だと思つてございませう。そんなような点も考えてみまして、種々の案をつくつてみました。ただ、先ほど申し上げましたように、法人税率ではどうもそういう苦しい企業に対してはほとんど働かないことが発見されたのでございませう。と申しますのは、留保率を下げて——現在のように入税引七割まで配当をしておる、そしてまた、つらい企業になりますと、積み立て金をくずして一〇%以上の配当をしていられる企業にとりまして、留保税率を二%あるいは三%軽減されても、これは全く減税の利益がないことは御存じのとおりでございます。こういう企業に減税を引き下げるしかない、それはしかし、先ほど来申し上げておりますように、法人税というものは、何か配

当を引いた残りに課税するということでもない、さらにまた、ドイツのように、支払い配当についてしんしくし、さらにまた、株主側にシャウプ流の配当控除を設けておる現在の段階で、いつも御指摘のある二百四十万円まで非課税というような声があり、さらに一方、経営者からいいますと、一割配当するのには二割もうけなければならぬというふうなときに、配当軽減税率を安んずるなかつたところで訂正することもこれは容易ではないという一つの考え方があつたものだから、どうしても留保税率で先生のおっしゃつたような方向に引きずるということもむずかしい、これは、先ほど申し上げましたように、特別措置で体質改善に引っぱつていくほうがいいのではないかと、こんなような考え方をとつたのでございまして、それにはいろいろの考え方がございまして、この制度につきましても批判もございませう。しかし、私どもが過去の経験のうちから見まして、これはそうおかしなものではない。三十六年から三十九年の傾斜時代を基礎にするところ自体がおかしいじゃないか、いまの情勢に合わないのではないかというお話、経済情勢はいつも同じときがございせんとのでなかなたりにくいのでございませう、このとき自己資本比率の向上した会社をとつたのでございませう。この会社もまた借金もふえております。しかし、自己資本比率も向上しております。そして、全般的に見た印象がどんなにいい企業でも、毎期毎期よくすることはなかなかたいへんでございませう。一%向上するのなかなか容易ではない、よほどの努力をしなければならぬという結果が見られる。二年間の特別措置でございませうから、増資あるいは内部留保の増大あるいは借入れ金の返済、また買ひかけ債務が債務に入りまますから、企業間信用の圧縮という形で、この適用を受けますほとんどの企業が大体半年決算でありますので、二年間四期ございませうから、できる限り体質改善に努力して、この減税のメリットを受けるように期待し、またそういうこともできるのではないかと。これはもちろん税だけではできま

せんし、証券局その他の各種の政策に期待すること大きいことは、私も大臣にたびたび申し上げておるところであります。堀先生御存じのように、資本市場に対する政策、あるいは金融のほうにも、これらと密接な関係はしておりますが、そういった意味ではこの措置を現在のところでは評価しておる、こういう気持ちでございます。

○山田(駐)委員 自己資本構成を強めていきたいというこの措置とおっしゃるわけでありまして、問題は、一億円以上ということになっておるわけでございます。そういったと、一億円以上の法人企業の自己資本構成というものがかなり悪化してきておるといこともわかりますけれども、表を見ますと、一億円以下の法人企業の自己資本構成は、一千万円未満が昭和三十八年で一三・九でございまして、一千万円から五千万円までが一四・九、五千万円から一億円までが一四・七、十億円以上は二四・九、資本階層別に比較してみますと、中小企業はどやっぱり弱いということになるのです。自己資本構成比率を高めてあげたいというねらいがあるのございまして、一億円以上の法人企業に対してこういう特別措置をなさる以前に六十万九百もある一億円以下の中小企業に対してなぜそういう措置をおとりにならないのであろうか、こういう点がやはり一つの問題になります。

二番目には、あなたのおっしゃっているように、金利負担が二兆六千億円にも及んでおる。これはたいへんな圧迫なんです。これが自己資本構成比率を高める上への障害になっておる。法人税は三〇でございまして、これも決して低いウェイトではない。いまの日本の資本構成悪化の一つの原因の中は、借入れを過当な競争の中で行ないながら高度経済成長政策の設備投資を行なった。ここに主因があるとすれば、ほんとうに企業の資本構成比率を正常な姿に置きかえたいというところなら、減税措置によって得られる効果と、一番の問題点である金利との関係を無関係で論ぜられるということは、あるいは措置なさると

いうことは、私は不適當でないだろうかと思う。この間の議論にあったと思うのでありますけれども、いま一月末で銀行の貸し出し金の総額は二十兆円である。これに要する金利が二兆五厘から三兆二、三厘の間にはまっておるといたしまして、銀行に納められる金利は一兆八千億円をこえ、一日五十億円になる。これが今日の企業の自己資本構成比率を強めていくことのできない要因になっておるんじゃないだろうか。今日の事情の中で一番もうかっているのは銀行ということになるのです。もちろん、資金コストは何ぼになりましようか、一銭三厘以下でしようけれども、そういうものを差し引いたといたしまして、九千億円から一兆一千億円程度の利潤を銀行は得ておる。これを一〇％お下げになったら一体どうなるだろうか。自己資本比率を高めていくには、一体企業に及ぼす影響はどういう貢献度をもたらすであらうか、これだけ問題になります。特別措置の中であつた——たつたと言つては申しわけございせんけれども、九十六億円、しかもそれは一億円以上の人々である。私は、やはりこういう措置はむしろ一億円以下の中小企業に振り向けられていくべきであるし、全体的には金利をお下げになる手だてをおとりにならないと、ほんとうの意味の自己資本比率の増大、安定ということにはならないんじゃないか、こういう気がしてならないのです。本会議でも申し上げましたように、法人企業の受ける税の負担が高いのなら、昭和二十九年から昭和三十三年の十年間に法人企業の持つ総資本が四十八兆五千億円である、この十年間に納めたこれらの法人企業の税は四兆八千億円、一割である。この一割の十年間の税金をいまそっくりこれらの法人企業にくれてあげたとして、自己資本比率は三〇％にしかならないんじゃないか。税が高くて自己資本構成の比率が悪化したのなら、税を下げてあげれば、ある意味ではかなりの効果が期待できるかもしれないけれども、今日までの徴税の累積額をながめてみてもそれにしか落ちついていない。だから、あなたの

やられておるのは、全く何かの目的意図を持たれたごほうびなんだ、その程度の値打ちしかない。あなたの座談会での御発言の趣旨がそういうふうな申されておるとは私は思いません。しかし、あれをずっと一読しまして受ける感じというものは、全くごほうび程度のものである。そういうものは、今日の自己資本構成比率が改善できるのなら、私はこういう言い方はしませんが、問題のネツクは金利のところに行かなくてはならないだろうか。このことに手がつけられない理由というのはい体何だろうかという点を含めて、ひとつお答えをいただきたい。

○塩崎政府委員 まず第一の、中小法人こそ自己資本比率が悪い、一億円超の法人にこのような措置を講ずるよりも、むしろ中小法人にこういう措置を講じたらどうか、こういう御意見でございます。私も、数字的に見まして、山田委員の御指摘のとおり、中小法人の自己資本比率は悪く、これはまた早い機会にひとつこれを向上させていたきたい、かように考えております。しかし、これを一億円超の法人にだけ適用することにいたしましたのは先ほど申し上げたところに尽きるかと思ひますが、堀委員からも御指摘のありましたように、自己資本比率を自分の努力によって向上し得るのは、やはり資本市場に近づけるような、さらにまた、金融に信用のある大法人のほうがより強いように私は思うのでございます。したがつて、これを同じような率で中小法人に適用いたしますと、相対的に得をいたしますのは大法人になりはしないかという結果が私は心配になったのでございます。それが第一点でございます。

第二点は、先ほど申し上げましたように、この制度は、努力は要しますが、制度が非常に複雑であり、また税務署との間の種々のトラブルも起こりそうなる仕組でございます。借入れ金を返して、よくして、翌期はまた借入れ金をするとかいうむずかしい操作が起り得る可能性もあり、そんなために税法も若干複雑な仕組みをとらざるを得ない、私は、そういった複雑な仕組みは中小

法人には向かないものだ、やはり中小法人には簡単な軽減をしたほうが適するのではないか、そういう意味で、中小法人につきましては、先ほど申し上げましたように、基本的な税率の引き下げ幅を、大法人は二〇、しかも三百万円以下の所得についての軽減税率制度の適用をやるめ、これはもっぱら中小法人だけにするとか、あるいは同族会社の留保所得課税を緩和する、あるいはまた、貸し倒れ引き当て金については中小法人だけにだけ海外市場開拓準備金の繰り入れ率を上げるとか、こういったことのほうがより適切ではないかというふうな考え方をございまして、いろいろ意見がございまして、

さらにまた、第二の御質問の金利との関係でございますが、おっしゃる点、二兆六千億円という金額は、法人利益と支払い利子とが同額ぐらいな金額でございます。したがつて、私どもも法人税の減税だけで体質が改善されると思ひませんが、その他の施策と相まってということをお大臣が言っておりますことは、全くそのことのねらいでございます。しかし、金利は私の所管ではございませんが、いづれ銀行局等から御説明があるかと思ひます。たつた九十六億円でどれくらいのことか、できるか、おっしゃる点、まことに私もよくわかるのでございます。しかし、特別措置はできる限り少ない金額で誘因措置となるべきもの、かように考えております。ときどき金額が大きいと、むしろ国会でおしかりを受けて、大企業に片寄る大きな金額ではないかというお話しもございまして、私は、基本的にはこれはできる限り少ない金額で、負担公平の例外でございまして、一つの誘因措置として、インセンティブというふうに考えてまいりたい、これが多額になつて、これが税負担の一つとして考えられますと、廃止のときもなかなか廃止しにくい、そういう意味で、私はこの程度で十分ではないと思ひますけれども、自己資本比率の点はお願ひしたい、かように思う

次第であります。

〔委員長退席 吉田(重)委員長代理着席〕

○山田(趾)委員 自己資本比率が伸びたというその積算の基礎については、さつき堀委員もお聞きになったのですけれども、たとえば、いまの特別措置でやられております退職引当金だとか、あるいは幾つかの準備金がございますね。こういうものは内部留保の資金に措置されていくものでございましょうが、こういうものも自己資本比率に算入されたものとして計算なさるのですか。

○堀崎政府委員 財務比率について種々の考え方がございます。しかし、私どもはできる限り客観的な動きが——あまり操作のできるようなものを自己資本あるいは他人資本のうちに入れますと、弊害も生じてまいります。そういった意味で、税の制度によつてでき上がっております。ことにまた、税の繰り入れ率との関係におきまして、常に動くような価格変動準備金とかあるいは退職引当金、これは長期負債と考えられておりますけれども、これは除外して、分母から落として前期、今期を比較するというふうに進めたい、かように考えております。

○山田(趾)委員 そういたしますと、一%以上自己資本比率を高めたということは、二重の役割りを果たすということにはならないわけですね。これはいわゆる課税対象額となる金額から差し引かれていっておるわけでございますから、それが内部留保として積み立てられていく、それが自己資本比率を高めるという二つの役割りを果たさないうというふうに理解していいわけですね。

○堀崎政府委員 企業財務の考え方では、自己資本は、そういった退職引当金で金あるいは貸し倒れ引き当金、これは評価勘定でございますが、むしろ長期負債の考え方だと思ひます。したがいて、自己資本のほうには入らないという考え方でございます。いずれ将来は払い出されるものだという考え方に立っておると思ひます。したがいて、おっしゃる通りに自己資本には入

れませんが、もう税では関係のないようにいたしたい、かように考えております。

○山田(趾)委員 銀行局長お見えになっていないようでございますが、結局、自己資本比率を高めるための今回の特別措置の方法を採用することによって効果があるんだ、九十六億円という少額でその誘因、誘発をさせるのだ、しかし税のたてまえという面から見ても、自己資本比率を高めていくというこの施策と、銀行金利を引き下げて自己資本比率を高め、企業安定をさせるという施策とは、必ずしも同じ性格のものじゃないでしよう。しかし、銀行局長いらっしゃらぬので、次官でもけっこうでございますけれども、ほんとうの意味で日本の今日の資本構成の決して好ましくない現状というものを改善しなければならぬという一つの意図、いま一つは、企業それ自身が中小を問わず高額の金利のために非常に苦しんでおる、こういう面からやはり見ないわけにはいかないでしよう。そういうことになってまいりますと、そこに応分な手立てを講じていかないと、企業の安定、倒産の防止、二重構造の発展的な措置ということについては有効な手立てとはなり得ない。したがいて、金利の問題について、どういふふうに将来の方向をお考えなのか、次官、ひとつできましたらお答えいただきたいと思ひます。

〔吉田(重)委員長代理退席 金子(一)委員長代理着席〕

○藤井(勝)政府委員 自己資本比率を改善する、このための方策としていろいろお話が出ておりますが、山田委員御指摘のとおり、私も、ただ租税政策によつてこれが改善が行なわれて、それで十分だ、こういった考えは通らないと思ひるのであります。やはり総合的に、特に資本市場、金融市場の整備ということ、こういったことが企業の自己資本比率を高める大きなさなになり得る、したがいて、すでに御案内と思ひますが、政府管掌の中小企業金融三機関に対して、去年の九月三厘の金利の引き下げをして、それからまた、追つてことしの四月以降再び三厘下げる、半年足らず

で六厘、中小企業政府管掌金融機関の金利を下げたということ、ただいまの御指摘の線に沿う政府の金融政策である、同時にまた、公社債市場の育成、こういった面についている政府が手を打っておりますこと、これまた御承知だと思ひのでありまして、証券局長来ておりますので、その点については、証券局長から詳しく御報告をしております。

○松井政府委員 自己資本が全法人で二〇%を割ったことは非常に重大なことだと思ひます。この点については、まさにおっしゃる通りでありまして、有効な方法によつてこれが改善をはからなければならぬ緊急の課題であると信じております。いま主税局長からる説明がありました、ある恩典を与えて、恩典を与えられた法人税の軽減額だけが恩典になるという性質のものであるわけでもないものでありまして、自己資本の充実、つまり増資にしろ、あるいは内部留保の蓄積にしろ、あるいは借金の返済にしろ、総合的に企業の財務体質を改善するための一つの誘因でありまして、われわれは個々のそうした要素になつております事項について全力をあげてあるべき姿に持つていくということとはむしろであります、何らかの形で税からそういう誘導効果、誘因効果を与えていただくということは、まさに非常に有意義なことであらうと信じております。

そこで、その一つの要素になつております増資の問題ですが、いまだに増資調整の段階ではないか、こうおっしゃいますが、御存じのとおり、三十六年以降、増資の乱発によりまして株式の実質価値の低下を招いたという痛い経験を持つておるわけでありまして、ほんとうに増資に値する質的な値打ちを持った企業だけに増資をしてもらおうというわけで、いまその調整段階であります、やがてはそういうルールが企業者の胸の中にも、あるいはアンダーライターであります証券業者の胸の中にも、あるいは金を貸します金融機関の考え方にも本来の姿に返りまして、増資すべき企業だけが増資できる範囲で増資するという慣行がで

き上がりますならば、あえて技術的なそうした増資調整ということとは不要であるということ、も申すまでもないところであります、漸次そうした形式的な規制という措置を解除してまいりますが、その最終の担保はやはり企業家の自己責任に立つた企業家の考え方いかんということが根本であると思ひます。さらにこのうしろにおります金融機関というもののあわれまして本来の増資のあり方に立ち返るというルールが確立されますならば、いつでもこういう調整は撤廃してもいいという時期がくるんじゃないかと思ひます。一方また、この自己資本の充実ということのほかに、いわゆる財務体質の改善と、やや広い場からの効果も期待し得るんじゃないかとわれわれも考えておるわけでありまして、銀行からの短期の借入金で長期の設備投資をまかなつていくという従来のそういう誤つた資金調達の方法を何とかして是正していきたいというわけで、長期の資金は自己資金でまかなうか、いわゆる増資か内部留保かあるいは長期の社債でまかなうべきであるという観点に立ちまして、最後の社債につきましては、去年の夏、店頭配の交換、ことしの二月に入りまして上場もするということで、一応市場を再開したわけでありまして、これにつきましても、増資と同じように厳格な規制がいま行なわれておりますが、社債の発行形態あるいは社債条件の弾力化を漸次進めるといふこともあって、自由な市場でほんとうの長期の資金を企業が調達でき得るような場を漸次つくつていききたいといふことで、株式市場それから公社債市場あわせてその育成にいま鋭意努力しておるところであります。

○山田(趾)委員 銀行局長いらつしやいませんか、この問題はそれくらいにして、先へ進めていき、これまた質問します。

次は、二十九条の關係でございますが、「給与所得者等が住宅等の譲渡を受け又は住宅資金の貸付けを受けた場合の課税の特例」、一つは、これをなぜ特別措置にお入れになったのであらうか。所得税法の九条の五項、五十九条、所得税法施行令

の二十一条四項、こういう所得税法の中にいわゆる非課税とすべき措置、あるいは譲渡所得などの特例に関する措置、国家公務員宿舎法第十二条による無料宿舎の利益に対する非課税、こういう法律がすでに所得税法の中にあるのでございます。この中を若干修正されまして、特にこの改正された条文を見ますと、「給与等」と「等」という字が入ったことによつて二十九条の提案がなされておりますし、それから「法人税法第二十五条第十五号に規定する役員」、これは政令七条で定められておりますが、その下に「その他政令で定める者に該当しないもの」という条文が入りまして、特別措置で表面に出てきたわけでありまして、一体これはどういう発想で特別措置としてお組みになったのだから。少なくとも、所得税法よりか特別法ですから優先をいたしますから、その特別措置の中にこれを取り上げられてきた理由についてまずお聞きしたいと思います。

○塩崎政府委員 お答え申し上げます。

すべての所得は、所得税法では課税所得に算入されまして総合課税を受けることはもう御存じのとおりでございます。しかし、政策的な要請に基づきまして、一定期間特定の政策を急速に遂行しようといった角度から、所得税におきましても特定の個人の所得を課税しないということは当然行なわれることとございます。そういう意味の政策上の理由があるものによつて、非課税あるいは特別控除、準備金といった形をなしておるものが、私は租税特別措置法で規定するべきものだと思います。もちろん、所得税法の御指摘の九条の中には政策的なものも、たとえば一号の郵便貯金の利子のように少額のもの、こんなような意味で、おそらく政策的な角度から若干入っておるかも知れませんが、非課税の趣旨になっておりますし、さらにまた、九条の五号を見ていただきますと、「給与所得を有する者がその使用者から受ける金銭以外の物（経済的な利益を含む）」でその職務の性質上欠くことのできないものとして政令で定めるもの、このあたりになりますと、政策上

の考慮と申しますか、むしろ現物所得のように、その所得の性格が自分の自由に処分のできるものからほど遠いもの、さらにまた、評価が非常にむずかしいもの、こんなような理由から所得税法上非課税にするというような考え方をとつて非課税にしておるものでございます。いわば、九条のほうは、政策というよりもむしろ租税力の見地から、さらにまた、費用と所得との関係の不明明なものをあげまして非課税とした、こういうふうにはもちろん全部私の申し上げましたように割り切れ、またすっきりしたものではないのでございまして、政策的措置との関係は紙一重でございまして、そんなような意味で、山田委員御指摘のように、二十九条も、考え方によりますれば、九条の中に規定してもいいんじゃないかということも当然言えるかと思ひます。しかし、これは給与所得者等の住宅の建設促進という政策的目的を強く出した、こういう角度で、しかもまた、一定期間の措置と考えましたものでございますから、特別措置のほうに規定したほうがいいというふうな考え方をとつた次第でございまして。

○山田（社）委員 五十九条には譲渡に関する特例がつくられておるわけですね。そうして施行令の二十一条の四号には、国家公務員宿舎など利益を受ける場合も非課税ということに、かなり細分化されて政令も出ているわけですね。そういうしつと、いまのあなたのおっしゃっているだけではどうもすっきりしないし、この二十九条は、所得税法なり施行令を改正されることによつて十分用を果たすことができるのではないか。一面、二十九条の措置というものは、さして私たちが反対する性格のものでもないのですが、ただ、こういうふうになつた理由というのがどうもすっきりしないという気持ちがあるわけですね。その気持ちが次に十二月三十一日までの間に、その使用者の有する土地若しくは土地の上に存する権利又は家屋で同

法の施行地にあるものを使用人である地位に基づき低い価額の対価により譲り受けた場合における経済的利益については、所得税を課さない。この低い価額の対価ということが、五十九条の二号で地価などを含めて明らかにされておるのです。これは私人間における価額の対価譲り受けというふうな立法の趣旨には言われておるのだと思ひますが、今回は、この前段の解釈からまいりまして、国対国が雇用しておる所得者、ここにも当然適合できるものであるというふうな解釈をして差しつかえないものかどうか、この点ひとつ。

○塩崎政府委員 条文をあげての御質問でございまして、若干条文に即しまして御説明申し上げますので、若干条文に即しまして御説明申し上げます。

まず最初に御引用されました二十一条の関係から見て、所得税法にこの措置法の二十九条は規定されるべきではないかという点でございまして。施行令の二十一条は、御案内のように、国家公務員の宿舎の貸与を受けることによる利益が規定されておりますので、まさしく措置法の二十九条と類似いたしております。しかしながら、これもまた考え方、先生のところに紙一重だといふ紙一重というふうにもなりましようけれども、まあ考え方、置きどころでございまして。所得税法施行令の二十一条のほうは、これは雇用主の都合によつて、ここに書いてありますように「職務の遂行上やむを得ない必要に基づき使用者から指定された場所に居住すべきものがその指定する場所に居住するために家屋の貸与を受けることによる利益」といったふうな、多分に強制的な、雇用主のための、いわゆるエンプロイヤーのための利益とアメリカの学者あたりは言っておりますが、そういうものは、むしろ自分の自由なる所得ではないという考え方、観念上立つておるわけでございます。つまりね、屈だといふはそれきりでございまして、外、国あたりではこういうものは施行令なんかで書かないで、そういうものは所得にあらわすインカムではないというふうな、解釈で言っておる問題で

ございます。わが国の税法はそういう立ちを持っておりますので、できる限り法律あるいは政令でそういう関係から明確にして、トラブルをなくし、あるいは誤解を防ごうという趣旨からでき上がつておる。そういう考え方によれば、二十一条の四号あたりは当然所得を構成しないという考え方、私は十分成り立つと思ひますのでございまして。ところが、措置法の二十九条のほうは、これは経済人である企業とその間の従業員との関係でございまして、当然取引は一般の経済水準の利子をつけて、あるいは経済上の対価で取引されるべきものであらうという考えでございまして、それが特に割引されておりますれば、これは経済的利益として、所得として課税せざるを得ない。それをひとつ住宅政策のために譲許をするという趣旨でございまして、二十九条に規定したほうがいい、こういう考え方をとつたのでございまして。それから、所得税法の五十九条も、これは譲渡とみなすということと低額譲渡の場合も含めておりますが、おっしゃるやうな二項ではございまして、これは譲渡がなかったものと見るわけでございますが、この趣旨は、譲渡所得の課税をこの機会に行なわないで将来に引き継ごうという改正でございまして。若干趣旨も違つておりますので、ここに規定するということも適当でない。これは山田委員もそういうことは例示だとおっしゃいましたが、私も例示と心得ておりますけれども、そういう意味で所得税法はでき上がつております。政策的なもの、基本的なものでございまして、まさしくむずかしい境界にいくものがございますが、現在のところそういう考え方、二十九条を御提案申し上げた次第でございまして。

○山田（社）委員 わかりました。「低い価額の対価により譲り受けた場合」、これはいわゆる私人間におけることは過去に幾つかあったと思うし、この所得税法上のたまたま並びに「給与所得者等が」というたてまえからまいりますと、国と、国に従事する給与所得者、この人との関係の中で、低い価額の対価により譲り受けるということは当

○塩崎政府委員　公務員という特に名称をあげての御質問でございますが、私どもは、この政令で定めるものには公務員のようなものを考えてございません。これはもう税制で山田委員御存じのよ

ります。したがって、そういう公社の場合、あるいは国家公務員の場合でも当てはまるのでありますけれども、一体、除かれるべき役員という範疇は、政令で定めるようになっておるのです。

人といった法律の定義、さらにまた、施行令七条の一号から見まして「法人の使用人以外の者でその法人の経営に従事しているもの」というような定義で、おっしゃる点が含まれてくるのではな

か。しかも、今度は当然所得税法の中では所得を受けておる国家公務員も含まれてしかるべきなんですから、特にここではそういうことが政令で定められておる。従来では、法人税法第二十五条第十五

号、政令第七条に定めてある役員以外になお政令で定める、こういう非常に疑惑を増すような御親切を出して貰って、そうして、法律改正をなさる意図というものはどこにあるのだろうかという気持ち私は多少持ったわけですが、ですから、従来とかく国民に疑惑の念を与えたようなことを合法化することにならないように、特に政令の制定については、私たちも十分監視をしないでならぬ立場でございますから、特に御留意をいただかなければならないと思います。

次に、三十一一条関係でありますけれども、この法律は、税制の非課税というところでここに掲げられるよりか、収用法でなぜおやりにならぬのだろうか、この点についてひとつ御見解をお聞きしたいと思います。

○塩崎政府委員 収用法で税の措置をあわせて書くべきではないかという御質問かと思ひます。そういった考え方ももちろん可能でございます。しかしながら、税制は税制といたしまして、収用を受けての規定でございますけれども、特別な考え方が第一あるかと私は思ひます。

第二点は、また、申告手続その他はやはり税制の規定する特殊な分野でございますし、そこは収用法に書いたのでは、また十分目的が達成されない、こういった面もございします。

第三には、やはり租税法律主義にいたしまして、しかもまた、大蔵委員会のように専門に御検討願える委員会には、こういった問題も、収用法と離れて、収用法を頭に置きながら御議論願っていただくほうがいいのではないかと、これが第三の理由でございます。各常任委員会に提案される法律の中に税の規定を書けという要望がよく他の各委員会からございしますが、私どもは終始お断わり申し上げてきております。昔からの慣例といひまして、税はやはり大蔵委員会が総合的に、担税力、支払い能力の観点から、たとえ収用といへども普通所得との関係からあわせて見ていただきたい、こんな気持ちで収用関係の特例措置も租税特別措置法に規定しているところでございします。

○山田(社)委員 税関係についてはこちらに入れるのが適當だろうという御判断ですが、資産の買い取り、消滅あるいは買い取りの処分により行なう補償金、こういうものは収用法の中にもあるわけでございますから、そういう意味で、ここに入れられた理由について若干消化しにくかったわけですが、

私の租税特別措置についての質問は、一応これくらいで終わりたいと思ひますが、またあと陸続と有能な方たちの質問がありますから、これからいろいろの究明がされていくわけでございますけれども、この特別措置法というものは、きょう御答弁になったことではまだまだ理解しにくいことばかりで、むしろ矛盾を承知で強行しなければならぬというような気がいたします。これは、私が質問の第一陣を承ったわけでございますけれども、やはりお約束いただきましたように、矛盾点は解消していく、そして、税の制度としては公平の原則が守れるようにしていく、そういう立場からながめてみると、数個かなり目立った矛盾点がある。これらについては、四月からの調査会で十分御検討いただくこととございしますし、しかも、その十分検討するというのはいつもどこでも聞くことばなんです。そういうものがむしろ逆に矛盾を拡大させる一つのステップにもなっているように思ひます。この際、ひとつ思い切つて申し上げたような配当所得の問題、あるいは資本構成の自己比率の増大の問題などについては、もっと大所高所から検討してもらわないと、とかく特別措置というものが、特定の因果関係で、しまいに利益と利益の結びつきになっておるのではないだろうかという幾つかの批判の生まれてくることも私はいかなぬ事実だと思ひております。そういうことをきつちりと整理していただくという決意は、少なくともあなたの答弁から見ただけたものだと、いうふうには私は理解しておりますし、そういうふうにはあなたの気持ちを整理して、最後に総括としてお答えいただきたいと思ひます。

○塩崎政府委員 特別措置につきましても山田委員からいろいろ御質問を賜つたのでございします。おっしゃる点も十分ごもっともな点があり、私も反省しなければいかぬ、また検討しなければいかぬ点を痛感したのでございします。四月から税制調査会を開かれることになっておりまして、政策的要請と租税負担の公平の原則をどういうようにかみ合わせるか、さらにまた、法人税等についてどういうような考え方を持っておるのかがいいか、このあたり根本的に検討したいと思ひます。かように考えております。

○山田(社)委員 それでは、物品税について少しお伺いしたいと思ひます。

かなり総花的な物品税の減税というものが行なわれてきたわけでございますけれども、一つは、物品税という税制上の観点からとらえられた措置であるというふうに見受けるところよりか、むしろ高騰する消費者物価を安定させたいということと減税措置がなされたものと私は理解をいたしておるわけでありまして、したがって、物品税の減税につきましても、減税額が論理的には、最終的な消費者である人々に当然還元されるべきものである、こういうふうには考えておりますけれども、いかがでございしますか。

○塩崎政府委員 物品税も消費税の一部でございします。消費の負担と考えるべきだと思ひます。市場の状況によりまして、一時の転嫁についての混乱がありまして、究極的には消費者の負担であり、今回の減税の結果は消費者に還元されるべきものと考えております。

○山田(社)委員 そういたしますと、きょうが十三日でございますので、あともう八日しかございしません。通産省のほうでぜひ必要措置については手だてがでさうしたものと考へておられますけれども、物品税の減税措置というものと業者の指導というものがどうにかうまくかみ合つて指導なさつておられるか、お伺いしたいと思ひます。

○赤澤政府委員 いまお尋ねの件でございします。通産省といたしましては、今回の物品税引き下げ関係の各種のもの、特に私どもが関与いたしております重工業局関係のものにつきましても、重点的に工業等を通じて強力な指導をいたしております。

現状でどういうふうになっておるかということにつきましても、二、三申し上げてみたいと思ひます。

まず乗用車でございしますが、これは御存じのように、昨年一物品税が上がりましてしたので、そこでその分だけ昨年は値上げをいたしましたわけでありまして、今回は、それがまたその一五％になりましたので、昨年は上がった額を金額を引き下げるという措置をとることに決定をいたしました。大抵、車種によりまして金額は違ひますが、小さいもので約二千円、ブルーバードでありますとか、コ罗纳でありますとかいうようなものが大体三、四千円程度、昨年は上がった額を金額も一度もとに戻すという措置をとることに工業会の方で決定をいたしております。また電気器具関係でございしますが、テレビの受像機、これも今度物品税の引き下げ対象になりました。これは、現在旧税で払つて市中在庫になっておりますものがまだ相当数ございします。そういう関係もございします。今回の税引きの絶対額、その約七割程度のもので下げて、そしてこれを平均して売り出すことにしております。一例をあげてみますと、十九型のテレビ、標準的なもので申しますと、約六万六千円というものがございします。これにつきましては、千四百円程度の値下げが行なわれるということにならうかと思ひます。また同じようなもので、電気冷蔵庫でございしますが、これにつきましても同様な趣旨でございまして、平均価格に近い現行の製品で五万六千三百円といったような電気冷蔵庫が、約千円値下げをするということにいたしております。その他、扇風機でございしますと、あるいは時計、カメラ等に

つきましても同様なこと、各工業会を通じて、私ども担当の者が強力に働きかけをいたしまして、それぞれいま申し上げましたような税額にはば近い額、あるいは現在市中で出回っております、小売在庫等になっておりますような在庫のもの等を勘案いたしました額、この程度のもを引き下げるということに相なっております次第でございます。

〔金子(一)委員長代理退席、委員長着席〕

○山田(社)委員 業者間の一つの指導調整の中に、若干自動車については私わかつては、けれども、弱電機、カメラ、時計、レコード、こういうところにはかなりの混乱が生じておるように見受けられるわけです。若干今日まで過剰生産の形にあった向きも見ておりましたし、乱売の傾向もあつたように見えておりましたし、そういうことの中で、この程度の物品税の引き下げでは、実際に最終消費者に減税分だけの直接の影響を与えることにはならない、むしろ中間マージンに吸収されていく可能性のほうが強いのではないか、そういうことがいわれておりますが、いかがでございますでしょうか。しかも、そういう条件を備えておる業者に対して、効果が直接的にあらわれるようなどういう行政指導、方法をおとりになっておるのか、その点について御説明いただきたいと思つてます。

○赤澤政府委員 弱電機の中でも、冷蔵庫でございますとか、あるいはテレビでございますとか、こういう主として大メーカーの市場占有率の高いもの、こういったものにつきましては、比較的問題なく値下げが行なわれるものと私も思っております。いま御質問のございました点は、たぶんカメラ等の問題ではないかと思つてます。カメラの状態は、御存じのように、相当程度在庫がございまして、現在これの生産制限等をいたしておるわけでございますが、この三月末で、百三十万台程度のカメラがなお在庫として残るといふような状況でございます。また、たいへんたくさん機種と申しますか、がございまして、一がい物品税

が下がったからといって、市況の状況によりましては、全部が全部一律に下げるといふことにはなつてまいらないわけでございます。たとえば、性能を向上させまして、値段を少しの期間据え置きたいというふうなものもあつて、また、市況の状況、在庫の状況等を見まして、物品税の引き下げ以上に大幅に値下げするものもございまして、また、ある程度物品税の値下げ程度の値下げをしたというふうなものもございまして、機種だけで非常にたくさんございまして、一律な値下げというふうなことはまいりません。同時にまた、たゞいま御指摘のように、競争が強いものでございまして、そういう競争者の状態を見まして、各社それぞれ市況に応じた値下げをするというところでございまして、全体的にこれを見てもいいですと、全体の値下げ分というものは、ほぼ減税分の値下げが行なわれるのじやなからうか。したがつて、工業会あたりでは、上げるものもあつて、上げるものと申しますか、性能の向上によつて据え置くものもあり、またものによつては大幅に値下げをするというものもある。まあ、物品税の引き下げを契機といたしまして価格の変動が行なわれるわけでありまして、全体平均してみますと、大体物品税の値下げ分ぐらいが平均して値下げをされるということになるような指導をいたしておるわけでございます。

○山田(社)委員 五十九品目のうち四十六品目が減税対象になるということですが、物品税の減税につきますことは、これは調査会の答申にも今回はなかつたわけですね。それを自民党のほうでお考えになつておやりになつたわけでありまして、けれども、一体どういふふうな根拠でこれをお下げになつたのか。その立場が一つ、いま一つは、物品税の減税品目の対象にならなかつたものと、なつたものとの区別は、一体どういふ根拠から生まれてきたのだらうか。しかも、物品税の引き下げ税率の度合いについても、パーセントについていろいろな疑惑を呼んでおります。こういう点は、物価をできるだけ安定させ、消費者にで

きるだけ多く買つてもらつて需要を高めていく、こういう純粋な気持ちからながめておると、若干消化し切れないものが残ります。これらについて、その発想、構想をひとつお尋ねをしておきたいと思つてます。

○塩崎政府委員 物品税の改正の動機及びその改正の考え方、御質問のようでございます。政府の税制調査会におきまして物品税の改正につきまして答申がないにもかかわらず、なぜ物品税を改正したか、こういう点が、第一の御質問のようになりまして、政府の税制調査会におきまして審議経過は、去年十二月に出しました昭和四十一年度の税制改正に関する答申といたしまして税制調査会が発表されたのでございまして、その中にもありますように、何といつても、国民の関心事であります。これは、やはり所得税、法人税、相続税の減税であり、これには非常に長時間の審議をせざるを得なかつた、間接税につきましても本来審議すべきであつたのだけれども、しかし、何分限られた時間、制約のもとでありまして、個々の課税対象については討議するゆとりがなかつた、しかし間接税の負担の軽減、合理化については、所得税との関連あるいは法人税との関連においても十分これは考えていくべきである、さらにまた、御存じのように昭和四十一年中に期限の到来する物品税の暫定軽減あるいはまた非課税の措置について適切な措置を講ずべきではないか、ともかくも、現在のやうな経済情勢であり、それが増税といつたか、つこうで期限が切れるということ自体も、まさしく現在の情勢において再検討すべきではないか、これらにつきましては、ひとつ政府において十分検討しなさいという答申をいただいたのでございまして、そういう意味で、全体といたしまして、物品税に関する大きな問題は税制調査会にも十分意識されまして、政府にまかされたのでございまして、政府におきまして、このやうな答申を受けまして、各方面と御相談申し上げて、現在のやうな物品税の減税案をつくつたわけござい

ます。

そこで、どういった根拠で物品税を改正したかという第二の御質問でございます。まず第一に、物品税につきましては、平年度三百四十七億円の減税規模ということを念頭に置きまして、これをまず第一の基準にいたしました。三百四十七億円の減税がどうしてできたかと申しますと、直接税の減税、地方税の減税をみな含めまして、平年度三千六百億円をこえる減税を行なつて、その中の一環といたしまして物品税を取り上げたわけでございます。物品税の減税の考え方でございますが、間接税につきましては、昭和三十一年以来減税が行なわれていないことは御存じのとおりでございます。

そこで、どのような税を取り上げるか、次にこの問題でございますが、現在の状況から見ますと、やはり物品税が何といつても間接税のうちで優先的に取り上げるべきではないか。揮発油税等につきましては、目的税の關係もございまして、さらに、酒税あるいはたばこ専売益金等につきまして、これは別途の角度から物品税よりも減税の要請は私どもは低いものと認められたのでございまして、そんなやうな關係で物品税を取り上げざるを得なかつたというのが第二の理由でございます。第三の理由といたしましては、税制調査会も指摘いたしておりますように、四十一年中に乗用車あるいはカーグラ等、期限のくる物品税の特別措置がございまして、この期限がまいりますと、むしろ増税になるやうな結果を招来するのでございまして、これも先ほど申し上げましたように、現在のやうな経済情勢のもとにおきまして、消費税とはいひながら、やはり価格の転嫁力というものは企業にまかされておる、そういう状況から見ればたゞどうであらうかというものが、第三の理由でございます。

それから第四の理由といたしまして、やはり現在の経済情勢におきまして、所得税の減税にもいわれましたやうに、消費需要の喚起、これがやはり必要であらう、かやうに考えられるのでござ

います。物品税の軽減額、この程度ではたして価格が引き下がり、大衆の消費が起こってくるかどうか、疑問を持たれる方もございます。けれども、全体といたしまして三百四十七億円という物品税の減税額、これは消費者の手元に残りますれば、健全なる消費、あるいは一部貯蓄に回るかもしれないが、回ることとは、これは現在の情勢のもとにおける経済政策としてまた至当ではないか、こんなような考え方から物品税を取り上げたのでございます。

その他、輸出振興、あるいは消費税とはいいますが、中小企業の大きな負担と申しますか、手数、負担その他のありあけ苦痛の多い面についての緩和、これもまた現在の中小企業の問題の大事なおきから取り上げるべきである、こんなような角度を加味いたしまして物品税の減税を取り上げたわけでございます。現行法では、御存じのように、四割、三割、二割、一割、五割という税率刻みがあり、さらにまた――いまのは第二種でございまして、第一種物品につきましては、小売り課税で二割と一割、第二種物品につきましては、いま申し上げました製造課税であつて、四割、三割、二割、一割、五割と、五段階の税率を持っております。さらに第三種は、御存じのように清涼飲料とマッチにつきまして、従量課税でございまして、これらの個々の多数にわたる品目を現在の経済情勢から見まして、いまのような角度からひとつ減税をしようというものがその内容でございます。

その方法といたしまして、課税物品を製造いたしますところの製造者の企業の規模が零細であり、その税額が僅少なものは廃止する、さらにまた、しかもその生産高の大部分が輸出に向けられるようなもので中小企業の製造するようなものにつきましては、課税を廃止しよう、こういうふうな考え方を第一にとつております。第二には、国民生活に相当密接に関連いたしますところの商品でございまして、今後生活水準の向上と密接に関連する商品でございまして、これもまた同時に大

量生産という基盤を通じて輸出コストを下げ、そのためには、国内市場というものをひとつこの際つくつていこうというふうな考え方がとられるものがございまして。こういふものは免税点というふうな操作では、大量生産品でございまして、耐久消費財が中心でございまして、こういったものにつきましては税率をひとつ引き下げたものというものをいたしました。今回の税率構造は、いまの五段階のほかに一五割という新しい税率を設けたのでございます。第三番目にはこれは一の課税の廃止と関連はいたしますが、やはり零細企業等の生産する物品で納税者に相当な負担をかけているようなものにつきましては、ひとつ免税点の引き上げでこれを軽減していこう、こういった方針が第三の方針でございまして。なお、現行の税負担水準から見まして、高級乗用車等につきましては、現状の負担を適当と考へまして、改正は行なわなかつたような次第でございまして。

○山田(駐)委員 企画庁にお尋ねするわけですが、いまの塩崎さんのお答えでも言われておりますが、いまの塩崎さんの減税があるわけでございますが、所得税法なり法人税法なりというものの基準に合致してきつと減税がなされていくわけですけれども、問題は、物品税というのは最終消費者に品物が渡るときにその分だけ確実に減税されておきませんと、物品税が下がった、消費者に利益を与えたということにはならないわけでありまして。今日のマーケットなり各商店の動向に對して、一体確実にその精神が具本化できるようにという手だてがとられておるのかどうも地方の都市に行きますほどそういう影響が薄らいでおるような気がしてならないわけですが。私は先年アメリカに参りまして約三カ月ばかり生活したわけですが、合衆国における物品税でも州における税額、合衆国における税額がきちんと紙に張られて価格表示がされております。いま日本の物品売買の中にそういう税額を明らかにしてやられておるといふことは、一般商店じゃ見受けることはでき

ませんし、繁雑なことでしょう。しかし、どの品物が幾らであるということについては、消費者は非常に敏感に感じ取つておるわけですが。その敏感な態度に對して、これだけ下がったということをお明確に意識づけることが、物品税の減税の持つておる意味でなくてはなりません。一月二十一日の閣議決定を見ますと、店頭指導なりあるいは店頭表示なり、具体的な方策というものがなかなか見つけ出されてないやうであります。その程度のことでは、あるいはそれを商工会議所等に通過としてお示しになったやうなことでは、実際に消費者に店頭価格というものが引き下げられて最終消費者に渡るといふ形には私はならぬと思う。一体、どういふ具体的な指導をなさつておられるのか、ひとつ話をしたいと思ひます。

○中西政府委員 経済企画庁の直接の仕事として、いまお話のような諸点について、関係業界を指導するといふことはいたしておるわけですが、関係のそれぞれの担当の省庁でやつていただくといふことで一貫してきておるわけですが、ただ、お話のような点につきましては、価格の問題さらに品質の問題、量目の問題、いろいろな点で消費者保護に非常に関係の深いことであるといふふうに考へます。そういう意味で、現在国民生活審議会にいろいろ議論していただいておりますけれども、特に消費者保護部会で御指摘のようなことを含めまして検討を進めていただいておりますが、関係各省との連絡協議会もございまして、それぞれ問題を深めておるものが現段階です。まだ取り立てて消費者保護についての結論を得たといふものはございませぬけれども、量目、価格、品質あるいは消費者を保護するといふ観点の問題の整理をいたしておるものが現状です。

○山田(駐)委員 ひとつ一週間の間、いろいろの点から、いまのうちにまだ検討中である、各省間でいまだ連絡中である。あなたたちは、特に塩崎さんの胸を張つての言ひ分じやありませんけれども、平年度三千六百億円も減税するのだ、仁徳天皇以来の大でございまして、こう大蔵大臣もおっしゃつておられますが、平年度二百三十八億円、初年度二百六十六億円の物品税の減税というものは、最終消費者である国民の皆さんに正確に還元される措置をとるに於けるのが私は政府の立場であると思ひます。それを消費者の側に立つてしっかりと保護をなさるのがあるやうな立場であると思ひます。いまおっしゃつておるやうな答弁では、一体いつになつたら確実な店頭指導ができるわけですか。確かに物品税が減税された価格で消費者の手に正確に渡つていくのは、いつになつたら一体できるのか。

○中西政府委員 私の答えいたしましたことに若干誤解があるやうになるんじゃないかと思ひますけれども、経済企画庁の現在の立場といたしましては、個々の品目については、直接関係業界に指導、監視をするという機能は持つております。そういう意味合いで関係各省等の御努力に期待をいたしておるわけですが。その際に、消費者保護といふ大きな観点で、制度的なものとかからみ合ひを考へながら新しい行政の方策を編み出していく一般的な方針を申し上げたのでございます。そういう意味で、物品税の問題について八日後にどうだといふお話がございまして、けれども、それを別途にして特段の作業をやつておるわけではございません。ただ、一般的に見れば、下げ得る条件は整つておると見られる、そういうことで、各省庁の御努力によつて三百四十七億円は下がり得るのではないかと、こういう観測をいたしてお

ます。なお、途中でどうしてもこういう点がおかしいではないかというような制度的な問題、あるいは業界の特殊な問題を把握することができず、その際にはまた迅速に各省庁にそういうことを要望するという態度は捨てませんけれども、現状としてはいまのように思っております。

○赤澤政府委員 私どもの所管しておりますものにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたように、各工業会等に関係のメーカーの御参集を願ひまして、私どものほうの関係当局からすでに物品税相当分の値下げをしてもらいたいということの要望を強くいたしておるわけでありまして、それを受けまして各メーカーは、先ほど申し上げましたように、乗用車等につきましては定価の改定をする、また、電気器具関係にいたしましては、テレビにつきましては約千円、電気冷蔵庫も約千円、ルトムクーラー等は約五千円の定価の改定をするということに各メーカーが同意をいたしておるわけでありまして、こういったものは蔵出しの関係でございますので、店頭に出しております小売りの価格に、これには物品税が幾らかかっているというところは実は書いてございません。書いてございせんが、今回の値下げについては、物品税の引き下げによる値下げであるという趣旨を明らかにする意味で、自分の広告なりあるいはポスターによる店頭掲示をするように私どものほうから各メーカーにお願ひをしております。この点につきましては各メーカーはそれぞれ了承いたしましたし、今後新しく刷りますところの店頭広告、あるいは今後新聞に出します当該商品の広告等にはそういった字句を挿入いたしますようにというふうにいましておる次第でございます。なお、カメラにつきましては、こういったような通産省の要請にこたえまして、先ほど申し上げましたように、機種が非常に多数ございますので大幅値下げをするものもあり、あるいは性能向上等を含めまして据え置くものもありということでございますが、すでに二月の十六日に蔵出しをいたします分からこの措置を実施するというふう

うに私どもも承知をいたしておる次第でございます。

なお、今後の取り扱いをいたしましては、私もこういう要望をし、各業界メーカーがそれを承知をいたしておるわけで、その実効があらがりますように厳重な監視をしてみたい、また、そういったようなことが行なわれない場合には、引き続きまして強く指導をしてみたい、かように考えておる次第でございます。

○山田(駐)委員 どうも時間がたち過ぎまして、ぼつぼつ終わりたいと思ひますけれども、いまのメーカーに対する御指導はわかりました。わかりましたけれども、それが小売り業者に対して、店頭の小売り価格の中にどうあらわれてくるかということが、最終消費者にとっては直接関係のある事柄なんです。その指導が、私が当たってみます関係ではまだほとんどなされてない。あともう一週間か八日かしかないのですが、先般調べてみましたら、商工会議所あたりには通達が行つていようですけれども、なかなか店頭指導にまでは十分の手だてが講ぜられてない。このことについて、どういう手だてを講ぜられて、しかも四月一日以降、価格においてはそれが十分組み込まれた中で小売り業者と消費者との間に売買がなされていくのかということについて、どう指導なさっておるか。メーカーの分はわかりましたが、それ以下のことについてひとつ御説明をいただきたい。

○赤澤政府委員 メーカーの指導と申しますものが、現在私どもの関係しておりますものはメーカーにかかつておるわけでありまして、そこで、メーカーは、いま申し上げましたような各種のものにつきましては、大体代理販売店と申しまするか、指定の販売店があるわけでございます。それぞれ定価を付して販売をいたしております。そういうことで、メーカーがそれぞれの販売店を通じて現在売っております小売りの価格を、いま申しましたような価格にまで下げて価格表を改定する。たとえば、ナショナルでいえば、幾らと書いてある

このラベルをかえなさい、こういうふうにしておるわけなんです。そういう点につきましては、先ほど申し上げましたように、個々の価格について各メーカーが代理店、販売店を通じて必ず引き下げをいたします。こういうことを言っておりますので、その辺の手配は、メーカーを通じて代理店、販売店にまで行き届きつあるものと考へております。また同時に、店頭の商品等にもそういうことを今後指示するというふうなことを言っております。その点等につきましては、私どもは、現在全国にモニターを相当多数持つておりました。そういう点で消費者の直接の声と申しますか、こういうものを聞くような制度もございまして、このモニターを通じてこの実施の状況を直接的に監視をしてみたい、かように考へておるわけでございます。

○塩崎政府委員 ちょっと補足して御説明申し上げます。ただいま通産省あるいは企画庁から御説明があらまされたように、物品税の減税に伴いますところの価格の引き下げにつきましては、主管省あるいは物品税の主管省において強力に促進していただくように、いまお願いしておるつもりでございます。しかし、何と申しまして、山田委員のおっしゃったように、現在八日前でありながらなかなかその効果が目に見えないではないかというような感じを持たれるのではないかと申すのでございまして、私は、やはり商品を販売する政策から見ますと、四月一日から値下げする、したがういたしますと、四月一日から値下げする、したがういたしますと、現在そのために買い控えをしようということがある。それが販売政策上まずいということが、業者の方々の念頭には相当あると思うのでございまして、四月一日以降の取り扱いについて御努力を願つておるわけでございます。しかし、私どももいたしまして、四月一日から物品税が軽減されることは必至でございますが、その前に蔵出しするならば税金が高いというのでは、業者の方々もなかなか蔵出しがしにくいという面もござい

しょうし、その前に蔵出しいたしますと、四月一日から減税相当分だけはそのまま引き下げるといふことも困難なことになるかと思ひます。先ほど赤澤次長も申されました在庫品の問題がそのあらわれでございますが、そんなような欠陥を補おうという意味で、値段を相当程度引き下げる商品につきましては、現在蔵出しいたしましたも、未納税移出の形で税は一応ペンディングのままにして一定の場所までの蔵出しを認めよう、そして四月一日以降蔵出しするならば、物品税の軽減された低い税率を適用しよう、こんなような操作もしております。さらには、昭和三十七年の経験から申しても、将来の物品税の減税の期待というところをもちまして減税分は価格の引き下げに相当実現されておるといふ結果が、私の経験では申し上げられるのではないかと、かように考へております。そんなような意味で、私ども、まだまだ努力は足りないと思ひますが、山田委員の御指摘のように、今後、総合的な観点から大いに努力してまいりたい、かように考へております。

○山田(駐)委員 全体的な把握のしかたとしては、私も承知をしたと思うのですが、問題として、物品税を引き下げた二体、それが最終消費者にみごとにつながるかどうかということについては、私は、まだまだ大きな疑問があるわけであつて、いわゆるメーカーどもにまでこの恩沢があつて、それ以下にはない部分がかなりあるのじゃないか。たとえばテレビ、ラジオ、扇風機、電気洗濯機、カメラ、時計、弱電機をはじめ、この種の製品というものはかなり現金正価を割つておる時期が消費者の購買に直結しておつたわけですね。このことが、今回の物品税引き下げということによって、従来のそうした売り渡し価格というものが若干引き上げられて免税点を考慮されて売られていく、消費者とは何らの変化も起こらないというような事態が、この部分ではかなり起こってくるのではないだろうか、そうなります

と、現在の在庫の問題あるいは現金買いのメーカーなり小売り商店の問題という片側の側面が強く出てくるのですけれども、物品税の引き下げがもつと大幅にされていなければ、ここには効果が出ないという気がしてならないのですけれども、ここらあたりは通産省はいかがですか。

○赤澤政府委員 ただいま山田委員の御指摘のような事情があることは私も承知いたしております。私どもも町へ買いに行きまして、現金であるならば定価より安く売ってくれる、あるいはそういうものの安売りをするマーケットもあちこちにあるというようにあるかと思ひます。ただ、全体から見まして、私どももいたしましては、在庫も非常に多いし、生産の段階もできるだけ過剰生産にならないように規制をしておるわけでごさいます。そういう面から申しますと、いわゆる定価売りや申しますか、そういうことを今後業界で十分お互いに注意をしながら販売を進めていくということが、業界の流通秩序確立の上に非常に重要なことであるというところで、これまた、たいへんむずかしいことと申しますけれども、定価売りの奨励ということを私ども一生懸命やっておるつもりでございます。御指摘のような不都合な事例があるいはあちらこちらにあるかとも思ひますし、たいへんまたむずかしい点を御指摘になつておりますが、私といたしましては、あくまでメーカーを通じて小売りの定価の改定をする、その趣旨を明らかにいたして、新聞広告なり店頭なりで一般の消費者にわかるようにしていくというところを中心指導いたしておりますので、実際の店頭の売り買いという点につきましては、消費者と小売りの関係でございますので、なかなか問題も多いかと思ひますが、大観いたしますれば、そういう線で今後効果があらわれてくるのじゃないかというふうに期待をいたしておるわけでございます。

よ。ですから、いまあなたがおっしゃっているように、現金正価を割って売っているのは、限られたマーケットなり一地域じゃないですよ。テレビ、ラジオにいたしまして、電気洗たく機などにいたしまして、全国どこへ行ってもその傾向は強いのです。現金正価を割っています。そういうところから物品税の効果をあらわそうとして、現金正価販売を強制されるということになります。高い製品を買わされるということになるわけですが、これは何かといえ、物品税の値下げの幅が狭いというところに大きな原因があるわけですよ。こういうことを実際に考慮なさつて適切な御指導をなさいますと、初年度二百六億円という物品税の減税は、消費者に結びつかないと私は思ふのです。この減税が結びつくのは、少なくともメーカー以上のところに結びついてしまう。一体こういう措置を放任されておることはいけませんし、それを強化するということになっていきます。現金正価の価格を維持するようになってくる。消費者がまた今度は逆に物品税を下げられなかつたところで、高いものを買わされるということになってくる。一体こういう状態をどのようにして解消なさるおつもりなのか。やっぱりあなたのほうの指導なさる指導の方向の中には、そういうことを十分念頭に置いて御指導なさらぬと、結果的には消費者が迷惑することになります。だから、その指導のあり方と、こういう総合的な物品税の引き下げというものが、一体消費者に対して何の役に立つのか。しかも、それを最終的にねらった消費者物価の引き下げというところはどうしてつながっていくのか。そういうことを含めて明らかにしてもらいませんと、物品税の減税など占めている位置が二百六億円の減税の中であつて、私はごまかしだという以外にないと思ひます。それで得々となさつておつたのでは、消費者は迷惑しますよ。その点について、ひとつしっかりと今日の行政のしかた、将来に向かつての物品税のあり方、そして消費者物価を下げ

ていくあり方というものについてお答えをいたしたいと思ひます。

○塩崎政府委員 物品税の減税の効果が、現在の減税規模程度ではたいして期待できないではないかという御質問でございます。

私どもは、物品税の現在の構造あるいは税率が決して完全なものだと思つておりませんし、また、将来、国民生活の水準の向上に伴ひまして、これはやはり減税の方向に向かうべきものである、かように考えております。しかし、何と申しましたも、財政がこれを許すかどうかという問題でございますし、さらにまた、財政が減税を許したとしても、所得税、法人税、これらとバランスのとれた物品税の減税ということに次はなるかと思ひます。しかしながら、過去におきまして、物品税の高い時代から減税が行なわれてまいりましたが、最も減税の大きく行なわれたのは三十七年でございます。そのときでも二百億圓、このときでもなかなかたいした減税だといふふうにもいわれたのでございますが、今回の減税は、それを上回る減税だと考えております。そんなような意味で、今回の物品税の減税は、消費需要の喚起あるいは輸出の振興、中小企業の負担の緩和その他から見て、私どもは高く評価されるべきだと思ひます。さらにまた、消費者の負担の軽減の見地から、これは私どもの努力によりまして、企画庁あるいは通産省の強力なる御援助によりまして、消費者の負担の軽減となるように、ひとつ価格の引き下げを進めてまいりたい、かように思つております。

で売られておるといふような状況がありますことは、要するに、これは消費者と販売者といふことです。その力関係からいへば、いまの状態では、非常に物がたくさんあつて、そしていいものが次々に出るというところであります。いわば買ひ手のほうが力関係でやや強いという状態のもとにそういう値引きが実際上行なわれておるといふ状態であるかと思ひます。したがつて、今回の物品税の減税によりましてこの程度価格というものは下がるのだといふ一般的なPRを十分いたしまして、そういうことであれば、実際問題としては当然それが小売り価格にはね返ってくるというものは、消費者だれしも考えるわけでありませう。そういう意味合から、物品税の引き下げにつきまして、たとえばテレビで申し上げますと、先ほど申し上げたように、標準もので約千円ぐらゐの小売り価格が下がつてしまふべきだといふ宣伝を、私どもあらゆる機会を通じてできるだけ周知徹底するようになしたいと思ふのであります。そういうたてまえから申しますと、かりに現金正価以下で売られておるものは、そこからさらに千円がたぐらゐ下がつていへば、消費者の声になつてまいるのじゃなからうか、いわゆる実勢価格も、こういったような物品税の引き下げに應じて、ある程度下がつてくるのではなからうか、かように考えておる次第でございます。いづれにいたしましても、御指摘の点まことにございまして、ある程度下がつてくるのではなからうかとございまして、私どももいたしましては、そういう逆さやにと申しますか、これを機会に実勢価格が逆に上がるとか、据え置き状態になるというふうなことのありませぬように、なお強力な指導を續けてまいりたいと思ひます。

○山田(社)委員 物品税については、申し上げたような心配な点、そして消費者に渡らないでメーカーに渡つていくという矛盾、こういうものがかなり多く指摘できると思ひますので、これら十分行政指導をいたして、二百六億円の減税というものが正しく消費者に結びつかないと、減税

する目的というものが半減することになりますから、十分行政指導を強めていただきたい。あと、もう八日ばかりしかないので、その点を十分ひとつ御配慮をいただきたいと思ひます。

大臣がお見えになりましたので、最後に一つお伺ひしておきたいと思ひます。これは銀行局長も含めて御答弁いただきたいと思ひます。これは銀行局長も、措置法の四十二条の三に、自己資本構成を高めた場合には、特別控除をしてやるという措置が出ておるわけですが、主税局長のお話では、大抵特別措置で見る金は九十六億円ぐらいの減収になるであらう、これは措置としては、少ない金額で刺激を導き出してくるということが本来の目的なんだという御答弁でございました。しかし、そのときに私は申し上げたのでありますが、繰り返すことになって恐縮ですけれども、今日の自己資本構成というものをなめてまいりますと、この措置の適用を受ける一億円以上の法人、これらの自己資本構成は、昭和三十六年で、十億円を基準として、以上を見ますと二七・六%、三十七年二七%、三十八年はぐっと悪くなりまして二四・九%、大企業法人のほうは、よくありませんけれども、その程度の自己資本構成を持っておる。ところが一億円以下になってまいりますと、一千万円未満が、三十八年で一三・九、五千万円未満が一四・九、一億円未満が、四四・七、大体ここあたりは平均して一四%前後であります。したがって、日本経済全体の安定ということ、特に大中小の法人企業の安定ということをお考えになるなら、こういう措置は、一億円以下の企業にもっと重たいウエイトを置いて措置なさるのが至当ではないだろうか、それが一億円以上の企業に対してなさることについては、片手落ちじゃないか、これから出てくる九十六億円の減収の積算基礎は一体何なのか、こういうことなどあわせてお聞きしたわけでありすけれども、私は、そういう議論を通じて、塩崎局長の御答弁は、一億円以下の中小企業というのが全企業の九二%を占めておるので、こういうところ

の自己資本構成の比率を高めていくということがきわめて大切なことである、しかし、法人税なり全体の税制度の検討を四月から行なっていく中で十分ひとつ取り上げて検討していかなければならぬと思ひます。御答弁がございました。私は、これは本会議で申し上げたのでありますけれども、今日自己資本構成比率が悪化してきたというこの主因は一体何だろうか。この主因は、借り入れ資本の増大である。そのことは、設備投資の過剰な形の中から生まれてきたものである。だから、自己資本構成比と借り入れ資本の構成比との比率の心配というものと経済の好況不況というものは必ずしも一致しておりませんで、むしろ、なべ底景気であった昭和二十九年、三十年には、借り入れが少なく、自己資本比率は比較的高い、そういう一つの傾向値を見てまいりますと、明らかに、今日までわが党の先輩によつて指摘されたように、過剰な設備投資がこういう事態をもたらしたのである。そういうことになりまして、減税措置を新たに設定して行なうことが、自己資本比率の増大に果たし得る役割りというものは、さして見るべきものはない。この点は、塩崎さんのおっしゃっているように、これはごほうびだ、ボーナスだ、こういう言い方に通ずる程度の度合いのものである。だから、ほんとうに政府のほうで改善していききたい、欧米並みに六〇対四〇という比率にはならないにしても、企業の健全性というものを強めていくために自己資本比率を高めるといふことで、今日の資本構成の分析でいくならば、各資本の側で、各企業の側で受けておる負担といふものは一体何だろうか。これは全法人が支払う銀行利子は二兆六千億円に及んでおる、そのことが企業の自己資本比率を高めていくのに非常に障害になっておる、こういう言い方が塩崎局長のほうからなされておるわけだ。

そこで、まず銀行局長に伺っておきたいのでありますけれども、今日の貸し出し金の総額はどれくらいになっておるのかということが一点であり

ます。それから、これによつて受けている利子の総額はどれくらいになっておりますか。

○佐竹政府委員 第一のお尋ねの点でございますが、これは都市銀行、地方銀行、あるいは信託銀行、相互銀行、信用金庫、あるいは商工中金、農中、保険、労働金庫等々、各種金融機関を全部含めまして、その貸し出し残高は、昨年の十二月末におきましておよそ三兆九千億円でございまして、それに対する支払利子の総額は、これはちょっとたゞいまこまかい集計を持っておりませんが、大体のところ申し上げますと、約二兆一千億円程度にのぼるうかと思ひます。

○山田(駐)委員 大臣にお伺ひしたのでありますけれども、いま銀行局長のお話にありましたように、金利が二兆一千億円程度とおっしゃつておる。主税局長のおっしゃつておるのは、二兆六千億円程度ではなからうかというのですが、いずれにしても二兆四、五千億円あるいは二兆六千億円程度がほんとうだと思ひます。今日のこの銀行金利の高さというものが、銀行の資金コストとあわせてみて膨大な利潤が金融機関、金融資本にはころげ込んでおるといふことになっておるといふことになっておるといふふうに言えると思ひます。大中小の法人は、まさに金融機関に利子を払うために企業が続けられておる。もちろん、他人資本と自己資本との構成比の悪化というものがその原因があるわけですが、わずかばかりの減税をしたからといって、これはまさにごほうび程度のものにしかならぬといふことは、私はそうだと思ひます。この際、思い切つて、銀行の貸し出し金利を一〇%お下げになったら、約二千五、六百億円浮いてくるわけですが、このことが企業に与える影響といふものは、私は強いと思ひます。しかも、特別措置などによつて税の公平負担の原則をこわすことなぐ、むしろ、そのことによつて国民経済全体が安定をしていくといふことにも通ずるものでありましようし、あるいは勤労者の賃金の引き上げといふことにも連なっていく事柄でありましよう。有効需要の喚起もそこから生まれてくる要素もあるであ

りましよう。私はまだまだ不勉強な立場でお伺ひするわけでありすけれども、外国に比べて非常に高い金利を取つて、そして企業がこういう状態におちいつておるといふときに、きき目のない一%から一〇%程度高めたら特別措置をしてやろうという法律をおつくりになる前に、膨大な利潤を高めておる金融資本に対して、なぜ金利の引き下げをお考えにならないのだろうか。いろいろ言われておる人のことを聞くと、金融資本にまさに従属しておるのではないだろうか、こういう言い方までされておるのであります。この際、大臣の将来にわたる構想を含めてお答えいただきたいと思ひます。

○福田(駐)国務大臣 ただいまお話のように、いま、企業の金利負担といふのが、人件費と並んで非常に重圧になっておるわけでありす。私は、企業の自己資本を充実するといふことは、これはどうしても経済の安定のもとである、こういうふうにも考えるわけで、何とかしてそれを達成したいという念願を持っておるわけでありす。今日経済界が非常に不況な状態であるその一つの大きな原因は、これは企業が設備過剰であるといふ点もありませんが、同時に、企業がその設備をなすにあたりまして、自己資本に依存しないで、外部資本にこれを依存した、つまり、借り入れ金に依存した、そういうことが今日の企業の実態であらうと思ひます。ところが、ともかく、景気循環といふものは、今後その高き低きは違つてくるのであります。そういう際に抵抗力がないわけでありす。したがって、景気の循環につれまして、不況といふものが非常に深刻になる。そういうようなことを考えますときに、今回のような不況を繰り返してはならぬ、そういうためには、何とかして自己資本の充実をはからなければならぬ、そう考えますが、その際にいろんな方策があるだろうと思ひます。それは、いま御指摘の金利の問題もありません。これはもとよりであります。それからまた、資金調達の方法として、借金ばかりに依存し

ないで、株式安定資本を用いるという方向への努力もなければならぬ、また、社債ということも考えていくべきでありましょう。まあ、いろんな努力をしてやっていかなければならぬけれども、金利の問題も、御指摘のように、これは大きな重圧となっております。いま非常に御批判がありましたが、企業に対する金利、これはこの十年あるいは五年をとってみればはつきり出てくるわけでありまして、相当低くなつておるのです。ただ、昨年金融機関で非常に利益が上がつた。これは臨時、過渡的な現象であります。おそらく、次の決算期における銀行あたりの収益状態、これは大銀行を含めまして非常に低下して、こういうふうになるわけでありまして、そういう局面において、金利の負担からさらに今後企業を解放するということを考えますときには、やはり銀行の近代化、合理化ということが必要なんです。銀行がそれだけの金利を企業から求め、それは、その金を何も銀行はしまつておくわけでもありませんし、また、これをむだ使いしておるわけでもない。銀行につとめている人の人件費、あるいは店舗の維持費というところに使つておるわけでありまして、これが、銀行においても、またその他の金融機関におきましても、過当競争状態で、諸外国に比べると非常によいにかつておる、こういうふうになるわけでありまして、根本的に御指摘の問題を解決する道は、金融機関の合理化、近代化、これを推し進める、これが正道であるというふうにお考えを願ひたい、これが、今後とも、金融機関につきましても、なるべくコストを低下させて、そしてなるべく安い金利をもつて企業にサービスするという、金融の本来の目的がそのまま実現できるように行政上も指導してまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○山田(駐)委員 一般の金融上の問題と、今回こういう提案をされております特別措置に基づく自己資本構成比率を高めていくということとは、これは角度が違つて議論しなくちゃならぬ問題だと思ひますけれども、しかし、ほんとうに大臣のお考えのように自己資本構成比率を高めるといふのならば、私は、押えどころが若干違ふと思う。これは本会議でも申し上げたように、税が過重なるがゆゑに自己資本が非常に少なくなつてきたというところではないのでございまして、原因をしっかりと究明なさつて、自己資本構成比率をお高めになるなら、そのような手だてをおとりになるのが、大臣のお仕事ではないかという気がしておりますから、特に銀行金利の問題に触れたわけでありまして。

最後に、最近の一般の庶民の金融、国民金融でありますけれども、こういうふうな物価が高くて、生活は苦しい。昨年の賃金の上昇は、税を含めて、名目一、三％だつたと思ひます。しかし、それもすでに物価が七・五％に上がつてまいりましたし、しかも、一般の賃金生活者が日常生活を行なうのに必要な物価といふものは、高いのは三割程度も上がつております。また、一月一日からの公共料金の値上がりで、かなり生活は苦しくなつてまいつております。ですから、病氣になつたり、結婚をしたり、出産をしたりいたしますと、いわゆる借入れ窓口がなくて少額金融を受けることができない、そこで高利貸しに借りに行く、日歩七十銭程度の高い高利を払つていられる人、かなり見受けまされども、最近そういう傾向が非常にふえてきております。一度労働者のほうから、こうした実態を調べてもらふように社労でもお願いいたしておこうと思つたのですけれども、家庭不和を起したり、たいへんな問題を惹起しておる率がふえてまいつております。こういう少額金融などに対して、いまの国民金融公庫なりあるいは適切な窓口を設定されて、そういうふうして必要とする経費の借金に対しては、適切な具体的な措置を講じてあげることがきつて緊要ではないだらうかという気がしてなりません。これらについて大臣の所見をひとつ伺つておきたいと思ひます。

○福田(駐)国務大臣 金に困つたというケースを、すべて金融で解決するというわけにはまいりません。しかし、まじめにやつておつて、しかも、何らかの不測の事態で困窮するといふ者に対しては、それに対する施策がなければならぬ、これは当然のことです。そういうふうなことで、国民金融公庫と申しますか、零細金融につきましても、いろいろと施策を進めておるわけでございます。御承知のように、無担保、無保証という制度を創設して、その限度を五十万円までするといふようなこともいたしておるわけでありまして。また、無担保で金を借りるという制度も創設いたしまして、二百万円まではそういう便益を得られるといふふうにもいたしておるわけでありまして。そういうふうなことでいろいろと便益をはかつていきたいと思ひますが、私といたしましては、まじめにほんとうに働いて、そして何らかのチャンスに困つたといふような事態ですね。こういうものに対しては、いろいろの考案もいたしまして、政府としてもできる限りのサービスをしなければならぬ、そういうふうにお考えを願ひます。

○山田(駐)委員 私が申し上げておるのは、競輪、競馬、マージャンあたりで借金があつた人をどうこう言つておるわけではありませぬ。いわゆる大企業あたりに働いておる労働者といふのは、共済組合制度を持つておりますから、冠婚葬祭、病気のときには十分間に合ふといふ言ひはせんけれども、出産を含めて何かの補助措置、共済措置をするにしようと思つておるわけですか。ところが、最近の中小零細の企業につとめておる人は、破産、倒産にいつの波の中で苦しんでいくなつて、しかも病氣、結婚、出産、あるいはなくなつて葬式を出す、こういうときに金を借りにくところがない、貯えもない、そういう人たちはやみ金融の高利貸しにたよらざるを得ない、そういう傾向が非常にふえてきております。これは日本の今日の政治のひずみの中で起つてきた、全く谷間の存在ですけれども、こういう人々に対する緊急や

むを得ない出費について、適切な、あたたかい金融措置といふものが、もちろん少額ですけれども、五十万円とか、百万円とか、二百万円とかいうものじゃないのです。十万円かその前後のそういう少額金融について、いまあなたがおっしゃつた金融制度といふのは、むしろ中小零細の商売人の人たちがおもに利用される制度でありまして、そういう労働者のみじめな人たちが受ける制度ではないと思つたのです。そういう人々に対して何らか考慮されるということをしてこの時期に考えたいたぐ必要があつたといふ意味で、御質問申し上げておるわけですか。そういう意味で、ひとつ何とかが考慮をしていただくように御配慮を願ひたいものだといふふうにお考えを願ひます。

○佐竹政府委員 ただいまの山田委員の御指摘、まことにごもっともと存じます。御承知のように、国民金融公庫はやはり生業資金の貸し付け、事業資金でございまして、ただいま先生の御指摘の分はいわば消費金融かと思ひます。これにつきましても、先生も先刻御承知と思ひますが、実は厚生省所管で世帯更生資金貸し付け制度といふものがございます。都道府県を通じてやつておるわけでございます。これは資金が量的にも規模が小さいといふ問題はあるかと思ひますが、こういうふうな面についてさらに拡充をはかつていくといふことで努力していかなければならぬかと存じます。

○山田(駐)委員 以上で私の質問を終わります。
○三池委員 突然のピンチヒッターで、大臣に、あれもこれもと行つたり来たり、飛び飛びに質問をいたしたいと思ひます。
まず最初に、主税局ですか、国税庁ですか、四十年の税収がやや見込みがつくようになってきたと思つたのですが、三月十五日の個人申告などもかなり様子はわかつてきておると思ひますが、税収の状況はどうなりそうであるか、お聞きしたい。
○塩崎政府委員 四十年の租税及び印紙収入の収入状況につきましては、現在一月末の収入額を

発表いたしましたものが、一番新しいものでございます。それによりますと、御案内のように、二・九%ばかり前年に対比いたしました一般会計の収入状況は良好でございます。このことは、大臣をはじめ私どもがしばしば申し上げておりますように、法人税の即納率が非常によくなつておるといふことによるものでございます。そんなような関係で、最近私どもの見積りでは、先般補正予算で二千五百九十億円の減収見込みを立てましたけれども、それを上回る減収が生ずることはない。しかしながら、ときどき言われておりますように、相当の増収が生ずるのではないかと、いふようなことは、現在のところは見込めない。せいぜい、大臣が申されておりますように、百億円か二百億円程度の増収が期待されるものではなからうか、これも三月の申告所得税の成績いかんにもよります。聞くところによりますと、申告所得税の状況も、必ずしも去年に比べていいようにも見えないけれども、まだ一部ではございませうけれども、少数の税務署からとつた情報でございます。しかし、これもまだ情報でございますので、どうなるかは、これは四月に入りまして初めて税務署からの報告が出さうことになる、収入状況といひましては、日銀日報等から出てまいりますけれども、そういった意味で、現在のところまだ最終の姿は言ひ得ない段階でございます。

○武蔵委員 まだ確定数字はわかりませんか。国税庁のほうが一足先に全国の税務署の状況というのはわかるのですか。わかれば刻々主税局長に報告しておるのですか。いまの答弁が最新の状況だ。私は一月末のは配付されたからわかるのであるが、二月末もすでに国税庁当局ではもう数字が出ておるのではなからうか。三月の趨勢についても、おそろくいまの主税局長の答弁よりかは詰めた答えが出るのではなからうか。二月はまだ国税庁長官、全然集計はわかりませんか。

○泉政府委員 二月末の税収につきましては、現在集計をいたしております。私ども、日銀の国庫日報を基礎にして調べておりますと、二月の税収

は三十九年度分の二月、つまり四十年度の二月に比べて四十一年の二月は約三百億円の減少いたしております。これは先ほど主税局長から申し上げましたように、九月決算の法人税の即納率が上がりまして、それが十一月に入りまして、その延納分のものが二月には減つておるわけでありまして、そういったことが中心になつて、約三百億円の減収、三百五十億円近い減収になつております。したがって、二月末におきましては、おそらく、数字が全部まとまりますと、一月の場合よりあまり成績はよくなくなつてまいらるであらうと思ひます。それから三月十五日の申告期限の申告所得税につきましては、先ほど主税局長からお答えしたとおりでございます、まだ全部の税務署は集まりませんけれども、若干の税務署につきましても集まりましたところによりますと、前年度に比べて約一〇・五%という数字になつておりました。これは四十年度の不況の年でございまして、申告所得税が伸びないのもやむを得ない点があるかと思ひますが、そういった事情がございまして、三月、それから延納分の四月の税収というふうなことを考えましても、先ほど主税局長が申し上げましたように、四十年度の税収としては百億円ないし二百億円程度の補正予算に對しての増収は期待できるだらうと思ひますけれども、補正後二千五百九十億円減らしたあとに對してそんなに収入は期待できない、こういった状況でございます。

○武蔵委員 大臣、ただいまの数字で、まあ、百億円か二百億円程度しか補正後の予算額よりも上回る見込みが立たない。最終的に四十年度の国債発行を市中に出すのは、いつごろをめどにしているわけですか。

○福田(趙)國務大臣 四十年度のものは今日まで千五百億円出しておるわけでありまして、これが千五百億円出たのならばそれで済ませたい、こういうふうから申し上げた上税収の見通しですね、これどういうふうになりますか、それにかかつてお

る。百億円以上の増収だというふうな際におきましては、千五百億円で発行はこのまま打ち切り、こういうふうにいきたいと思つております。

○武蔵委員 いまのは、百億円か二百億円の増の場合だと、二千五百九十億円ですから、二千三百億の出さなければならぬわけでしょう。そうすると、まだ千五百億円しか出してないから、その差額は発行するわけでしょう。それをいつごろまでに出せば、現金の支出に間に合つて操作がやれるのか。それとも、大臣、いまのは私の聞き間違いかどうかわかりませんが、かりに二百億円自然増が伸びた、その場合はいまの千五百億円の既発行だけで何とかやりくりつくのか、それともやはり二千五百九十億円から二百億円の増収分を引いた残りは国債発行をするということですか。

○福田(趙)國務大臣 二千五百九十億円国債発行するわけですね。それを半分よりちょっと、半分プラスアルファ、資金運用部で持とう、こういうふうに考えておるわけなんです。したがって、そのプラスアルファがどういふふうになりますか、それにもよりまして、もし自然増収なかりせば、市中には千二百億円か、あるいは千二百五十億円か、その辺お願いしようと思つておつたのです。ところが、その才覚がつかますれば、もうこれで打ち切りだ、出さない、こういうふうにしたいと思つております。

○武蔵委員 次に、物品税の見積りの問題についてちょっと主税局長にお尋ねしますが、本年の物品税の見積りも前年より五十五億七千八百萬円の減、百二十八億円の減税をして、さらに五十五億七千八百萬円、それでも減額が少なく済んだ。そうすると、八十億円ばかりは前年と比較して増になるわけですね。百二十八億円減税してこれだけの減ですから、そうすると、その八十億円ばかりの伸びは物品税の主としてどういふ品目を見ておるわけですか。

○塩崎政府委員 数字はおっしゃるとおりでございます。そこで、どんなものの伸びを見ているかという点でございますが、私どもは物品税につき

ましては、これまでの課税実績、さらにまた、業界の意見等を伺いながら、主要な品目につきまして消費の伸びを見込みまして積算いたしております。たとえば、小型乗用車は四十一年度には一割三分程度の伸びである、小型テレビにつきましては八・五%の伸びである、冷蔵庫、写真機等は横ばいでございます。ルームクーラーは一・二・八%、こんなふうに見ております。場合によりまして、その他の物品につきましてもお答え申し上げますが、一応こんなふうな考え方である現在の収入の見込みを立てております。

○武蔵委員 主として大型なものが需要が拡大される、そういう見通しで税率を下げても、税収はそういうものでかなりカバーできる、こういう見積りのものであります。物品税の今回の改正ですね。大きなものが中心に減税をされて、私たちが常々主張しておつた砂糖消費税やマツチや、あるいは婦人用のお化粧品などについては触れていない。今度の改正のねらいといふか、日標といふか、そういうものは何を基準にして物品税の減税をしようとしたのですか、これをひとつ最初

○塩崎政府委員 先ほど山田委員の御質問にもお答え申し上げましたように、物品税の軽減のねらいは数多くあるわけでございますが、まず第一には、所得税の減税と並びまして、有効需要の喚起でございます。特に、生活水準の向上に伴ひまして、耐久消費財等につきましては、これは相当その減税によりまして、さらにまた有効需要の喚起をはかる、こういった点が第一であります。第二は、これもまた申し上げましたように、物品税は消費税の一種でございます。消費税といふことは、市場の状況によりまして、価格を通じての税金の転嫁は、若干の波動はございますけれども、究極的には消費者の負担でございます。しかし、その究極的な負担とは申しまして、これを抜きますところの中小企業にとりましては、自由な価格形成を通じて物品税の転嫁をお願いす

るわけでございます。そのあたりに、中小企業としての立場からなかなかむずかしい場合がござい
ます。そんなようなことを考えまして、第二に
は、中小企業の製造する物品につきましては、こ
れは税収の少ないようなもの、あるいはまた輸出
の多いようなものについて課税の廃止をする、あ
るいは免税点を引き上げる、こういった施策を
とってきたわけでございます。さらにまた、第三
には有効需要の喚起でございますが、有効需要の
喚起を通じて国内市場の基盤を大きくして、コス
トを下げていく、そして輸出を促進していく、こ
んなような考え方をとったのでございます。この
ような考え方に基きまして減税が行なわれたの
であります。耐久消費財等につきましては、税
率の引き下げが中心でございました関係がありま
すし、また、物品税の税収の大宗は耐久消費財で
ございます。それを中心的に、二〇%の税率を一
五%に下げましたので、減税の重点は相当耐久消
費財に置かれたように見えますけれども、私ども
の考え方としては、中小企業の製造する
物品等につきましても減税の重点を置いて考え
た、こういうことが言えるかと思ひます。

さらにまた、消費者の負担の軽減をねらって
るわけでございまして、御指摘がありました化粧品
等につきましては、税率の引き下げではございま
せんが、化粧品につきましては相当新しい考え方
でございまして、免税点を設けております。たと
えば、御指摘の口紅につきましては百五十円とい
うふうに免税点を設けることを考えておりますし、ボ
マード等につきましては二百四十円という免税点をつ
くりまして、大衆の生活に燃灯込みました化粧品につ
きましては負担を緩和しよう、その他の物品につきま
してもそれ相当の配慮をしたつもりでございませ
う。○武蔵委員 狩人の鉄砲の薬きょうを無税にし
て、薬きょうと書いてありますね。これは猟師
の鉄砲のためでしょう。こういうのは奢侈品的
な、ぜいたくな遊びに使っている品物ですね。こ
ういうものを税金をただにして、どうもほかのも
のとの比較をすると、減税をしたのに恣意に流れ

ておるような感じがする。鉄砲のたまを無税にし
たなんというの、どういう観点からですか。こ
んなものは奢侈的品じゃないですか。
○塩崎政府委員 物品税の個々の物品を取り上げ
まして、これをどういうふうな税率を構成し、あ
るいはまた免税点をつくり上げるかにつきま
しては、種々の考え方がございまして、私どももい
つも悩む問題でございまして、銃は三割の税率でござ
いまして、比較的高目のほうの税率でございま
す。しかしながら、薬きょうは、御存じのよう
に、前回の昭和三十七年の改正の際に弾丸がはず
されまして、それとの関係で薬きょうをはず
したのでございまして、それじゃ、なぜ弾丸をはず
したのかという御質問が出てまいりますが、これ
も考え方いろいろ意見が出てまいりますが、これ
も消費する物品のうちの中心的な部分だけ課
税したらいいではないか、消耗品のものにつきま
しては課税をやめるかあるいはまた低い税率でいい
ではないか、こういう考え方が一つ成り立つか
と思ひます。さらにまた、そういう物品を製造す
る業者の方が規模の小さい零細企業者であるよう
な場合には、そういう考え方より出てまいるか
と思ひます。そんなような考え方で弾丸がはずれ
たわけでございまして、前回の改正の継続とい
った考え方をあわせまして、前回の改正の継続とい
った考え方は、御存じのように、組み立て等によりま
すところの租税の回避もございまして、今回は部
分品も、主としてこれは輸入品でございまして、
課税する形で、むしろ課税の面を強化した面があ
ることを重ねて申し上げたいと思ひます。
○武蔵委員 主税局長、それでは課税を廃止した
品目は、われわれに配付されたこの資料以外にま
だあるんじゃないかと思うのですが、何かあるの
ですか。たとえば、今回免税にしたものに室内装
飾用品、茶道用具、飾り物、玩具、囲碁用具、薬
きょう、羽織ふとんですか、桐だんす、皮革製
品、双眼鏡、ネオン管、煙火等、これ以外にまだ
課税廃止したものはあるのですか、これだけです

か。
○塩崎政府委員 物品税は、御存じのように、大
きな商品名は法律に規定してございまして、しか
し、政令におきましてなおこれをふえんたいしま
して、その商品のカテゴリーに属するものを政令
で詳細に規定してございまして、しかしながら、物品
税の性格といたしまして、業界等にとつての関心
事は、あるいはまた消費者にとつての関心事は、
必ずしも法律に掲名されるだけのものではござい
ません。政令と合わせて見ていただければいいわけ
でございまして、お示し申し上げました租税収入
予算の説明に掲げております物品税の廃止物品の
ほかに、ほとんどそれは網羅してございまして、な
お詳細に申し上げますれば、政令においてこれから廃
止しようというものもございまして、一々読みます
とたいへんでございまして、別の機会に資料に
よつてお示ししたほうがいいかと思ひますが、も
しも御質問がございましてらお答え申し上げます
と思ひます。
○武蔵委員 いやしくも租税法主義のたてま
えをとるわが国の税制で、いままで課税最低限を
かつてに物品税の問題を行政府でやつてしま
うだけでもございまいへん議論になつた。それを今後
課税を廃止する品目を政令でやるとは何事だ
か。これを政令で廃止するものがあつたら全部こ
こで読み上げてくだされ。大臣、そんなことが許
されませんか。課税しておつたものを、課税最低限
を引き上げる、免税点を引き上げるだけでなく
て、税目を廃止するものを政令でやるといふ、こ
れは租税法主義に反するんじゃないですか。大
臣、あなたの考え方はいかがですか。
○塩崎政府委員 先ほども御説明申し上げまして
御了承を得ようと思つたのでございまして、物品
税の構成は、商品名といたしまして法律に規定し
てございまして、しかし、それだけではなかなかそ
の商品名の解釈がむずかしい場合も出てまいりま
すし、税務署とあるいは納税者との間のトラブル
も出てくるかと思ひます。そんなような意味で、
この大きな商品名を受けまして政令でこれをふえ

んするというのが政令の趣旨でございまして、そ
の法律の趣旨を逸脱いたしまして、政令におきま
して特別な品名を掲示して、こういうものでは
ございせん。もちろん、その解釈いかにあるい
はまた、考え方いかんによりまして、それも法律
にあげろという、こういう御意見もございま
し、現在の物品税法は、そういうことより
も、技術的に詳細な面は政令に委任し、そしてま
た、国会の御承認をいただきまして法律のもとに
おいて弾力的に動かさなければいかぬ点等がござ
います。政令におきましてある程度規定いたしま
す。もちろん、政令におきましてその規定のしか
たも、あるいはまた、免税点も、物品税の負担に非
常に密接な関係がございまして、これらにつ
きましては、過去から大蔵委員会において種々の御
論議を経た上実施しているのが実情でございま
す。
○武蔵委員 私が言つておるの、そういうこと
じゃないんだよ。ささいなことじゃないんだよ。
さつき主税局長の答弁では、これ以外に課税を廃
止するものもありません、範疇はこの範疇だけ
も、この中が幾つかに分かれるのだ、それが何品
目になるのだ、こういう説明ならまだいいけれど
も、あなたは課税を廃止するものが政令であるの
だと言ふから、それは完全な租税法主義の違反
だ。あなたがその中身を全部出すまでわれわれは
この物品税法の採決に応じませんよ。廃止するも
のはこれこれこうですと至急に出さぬと、こんな
不親切な説明はございせんよ。もしそういうこ
まかい課税を廃止するものがあるとすれば、その
内容について、採決する前までに至急資料を出し
てもらいたい。
○塩崎政府委員 さつきいまままでの慣例に従
いまして資料を提出したいと思ひます。
○武蔵委員 次の免税点の引き上げの問題です
が、私たち野党から見たら、まことにふに落ちな
い。行政府に与党がどの程度関与してきめたかわ
からぬけれども、この一たとえば次のように引き
上げ又は新設する。これもかなりの品目があると

思うんですね。課税最低限を、免税点を今度引き上げた品目というのは、総数幾つあるのですか。

○堀崎政府委員 おっしゃる通りに、免税点もこれは政令で規定されております。このことは、価格現象が、多分に法律に規定するよりも政令のほうがより弾力的に動かし得るという過去の物品税の考え方に基づきまして現在まできておるわけでございますが、この点につきましても、大蔵委員会におきましていつも資料を御提出申し上げておる次第でございます。いずれまた早く資料を御提出申し上げたいと思いますが、政令で十九品目ばかり現在のところ免税点の引き上げを考えております。

○武蔵委員 その免税点の引き上げをやる場合に、どうも私たちがふに落ちないのは、従来はある程度与野党の話も煮詰めて、できるだけ公正、公平にこういうものはいじろう、しかも、政令事項であるから、国会の場を通らない問題であるから、特にそういう配慮をしよう、こういう方針で従来やろうとしてきたわけですか。ところがことは、主税局はそういうことを全然せずに、行政府の恣意でやっとな言われてもいたし方がないほどござりやりました。ことしの物品税はそういう経路をたどってきているわけですね。それで、こういう免税点引き上げの際にも、従来われわれは、できるだけ零細な消費者大衆に直接影響のある物品から免税点を引き上げていこう、こういう主張を続けてきたわけでありまして、そういう点考慮されていないのじゃないか。今回の場合、できるだけそういう大衆の日常生活必需品に対しては税を課さない、こういうたてまえを全然踏んでいないじゃないですか、どうですか。

○堀崎政府委員 私どもといたしましては、税制調査会の答申におきまして、政府において、この問題は最近の経済情勢に顧みてしかるべく善処しろ、こういう答申をいただきまして以来、各方面の態度、さらにまた、業界の御要望等を十分承つて、こういった案を考えたのでございます。そう

いった意味では、私どもといたしまして、減税の規模に制約がございますけれども、できる限り、大衆に関係するようなものも、先ほど化粧品品の例をあげましたが、考慮したつもりでございます。

○武蔵委員 あなたのほうは考慮したと言出し、あるいは租税法主義にも反しない、解釈の違いだ、こうおっしゃるでしようが、とにかく、国民の税の問題について、それを賦課する、しないをきめるのは、やはりあまり主税局、行政府が独断でやることはわれわれは許せない。これはやはり十分あなたに苦言を呈しておかなければならぬ問題だと思ふのです。免税点の問題についても、資料を審議中に提出をお願いしたい。

○堀崎委員 ちょっと関連して。

改正法第十四条で、「物品税の税率は、別表に定めるところによる。」こう書いてありますね。だから、改正法に基づけば、物品税の税率は別表に定めるところ以外には、裏返して言えばこれは取れなくなる。別表の中に政令に委任しているところはないのです。いいですか。その点どうなるのですか。これまでの取り扱いと今後の取り扱いとは……。

○堀崎政府委員 堀委員の御指摘は、いままでと違つて、税率が本文から別表に移されたから、したがって、税率は別表で規定するものだけに適用されて、政令で定めるものには適用がないのではないか、こういう御質問だと思ふのでございます。私どもは、先ほど来申し上げておりますように、突如として、全く根拠なく政令で物品の細目を規定しているつもりではございません。法律の企図するところの品目を政令によりまして——この別表に掲げております商品また政令におきまして規定するつもりでございますので、法律と同じような項目があり、またそれに基づきましてさらに個々の詳細をきわめました品目があがりますので、その法律の適用になります税率が当然政令で規定する物品に適用になる、かように考えております。

○堀委員 ちょっと大蔵大臣にお伺いいたしますが、税法としては、いま私が読み上げたように、今度の改正法第十四条は「物品税の税率は、別表に定めるところによる。」そうすると、別表のワケがきちんときまつておりまして、もし別表で政令に委任をする部分があるならば、別表の中で、その他政令の定めるところによるとか何とかといふのが別表にもしなければ、受けておる法律と別表の関係からして、これをかたてにあつて政令でつくるわけにいかぬと思ふのです。法律構成上は、当然これは別表の中に、その他政令に定めるところというものがずっと入つておればいいけれども、この別表には一言もそういうものがない。きつと品目だけが書かれてあるのが別表で、政令にそういうことを何ら委任していない。おかしいですよ。

のですが、税を取るか取らないかという問題は非常に重大な問題ですから、一〇%を五%にする問題とは違つたわけですね。税を取るか取らないかという問題は、問題としては非常に重要ですから、この点は、いまの表が出る、出ないの問題の前に、物品税体系の今後のあり方として、政府として、大臣としてお考えを願ふ必要があるのではないかと、いまのような形は、抜け穴が大きいくつあるわけ、その抜け穴から出た問題だけは、もう恣意的に処置できるということになる。これをきつちり受けた款項目のうちワケ全部を言っているのならいいですよ。さつきここで話の出ました、たとえばこれまでの第二類の「ロ つり灯ろう」、それから「ハ 織維製の調度品、どん帳及び幕類、カーテン、テーブルクロス、じゅうたん」こういったおぼろげな。だから、こういうふうな一つの項目の範囲内でどれかすぼつと免税になつた、そして、それに関係してこまかに規定になつたものがあるというのならばよろしい。しかし、そうではないに、いまの問題を一つ取り上げれば、片一方つり灯ろうというのは一つですから、そのつり灯ろうを受けたところの同じものであれば、われわれも多少理解できますが、いまの第二点のように織維製の調度品、どん帳及び幕類、カーテン、テーブルクロス、じゅうたんが並んでおつて、どん帳とじゅうたんは残つて、カーテンとテーブルクロスは非課税になつていて、こういう項目があるときに、この中で適当な処置がされるということになれば、これはもうすでに問題がある。こういう項目にかかわりなくもし残つていゝとするならば、これは非常に重大な問題だと思ひます。だから、その次の「ハ 茶道用具、香道用具及び華道用具」、「十 囲碁用具、将棋用具及びチェス用具」こういうふうな法律では第二類の何と、九、十というふうな項目が分けてありますから、それを受けているならまだ多少話があるけれども、その点は一休どうなんですか。政令の問題とあわせて最後に大臣から政府としての答弁を求めます。

○堀委員 私いまの通則のそこまで考えておりませんが、もしそういうことであるならば、これはそのところの租税法主義の抜け穴になつていゝわけですね。だから、いまの問題については、やはりもう少し具体的に、物品税のようなものについてこまかく書くのならば——非常に特殊なものは別として、それが書いてないからいまのようなことが起こるわけですね。政令で書いてあるものが非課税にしても、それが今度は法律には全然出てこない。一体、非課税にするものを法律にあらわさないで非課税にするなんというの、これは租税法主義の抜け穴で、われわれは認められない。ともかく、一〇%が五%になるという範囲は、これは課税の軽減の関係だからまだいい

答弁を求めます。

○福田(起)國務大臣 一応こちらから答弁させます。

○塩崎政府委員 確かに、私は、堀委員のおっしゃる通りに、物品税は、法律で規定すべき事項、政令で規定すべき事項について、その境界について問題があると思います。そして、多分にこれまでの沿革に支配された税法であることは、先ほど申し上げたとおりであります。しかし、法的には、先ほど申し上げましたように、現在の通則におきまして、この表における用語の定義、その一から四まで、これは広範なところでございまして、規定の適用に際し、必要な事項は、政令で定める。というふうに、非常に広範な政令がございまして、そんなようなことで法律的には説明できるのではないかと、私はかように考えております。

○福田(起)國務大臣 私は、いまの法律関係、これは勉強しておりませんので、初めて聞くわけなんです。しかし、いまの説明のように、法的には間違っておらず、こういうことのように、法的には、それが法として妥当性がある法であるかどうか、この問題は、なお検討してみたい、かように思います。

○武蔵委員 大臣、いま、なお検討してみたい、そういう前向きな答弁をされたのでありますから、一応それを了としたのであります。特に行政に非常な大きな委任をしておられる、物品税の免税点の引き上げ問題、償却資産の問題、特別償却の問題、耐用年数の問題、これらはみな政令でやっておられるわけですね。ですから、国会の議を経ないでどんどん広げられてしまう心配があるわけ、私たちはそれを非常におそれておられるわけですね。ですから、そういう点については、行政当局としても十分ひとつ配慮して、抜け穴をほじって、そこから抜け出るといふようなことをなす方針は一切やらぬように、厳重にわれわれは忠告をしておきますから、主税局としても今後十分注意を払ってもらいたい。

担の均衡をはかる見地から、清涼飲料を今度は重量税方式に切りかえる。この場合に、新たに嗜好飲料、パンビタンですか、アスバラ、グロモン、オロナイン、そういう薬品みたいなものにも課税をする。そこで、いよいよ四月一日から実施するのであります。これは二年先ですけれども、法律は四月一日から施行されるのでありますから、何を新たに課税しようとしておられるか、確定したと思うので、どういう品名のものに課税をするのか、その課税の結果、どのくらい税金が取れるという見込みなのか、そこをひとつその増税分も聞かしてもらいたいと思います。

○塩崎政府委員 物品税は、御存じのように、売り上げと申しますか、販売金額に課税されるものでございまして、つまり、販売金額に課税標準になります。その金額が、税がかかるのとかからない場合とは非常に開きがある、それが類似品、競争品との間にそんなような関係が出てまいりますと、競争上非常に弊害があることは御存じのとおりでございまして、そこで、先般も衆議院の予算委員会におきまして、大原委員から、医薬品の中で嗜好飲料あるいは清涼飲料に非常に競争関係があり、しかもまた、広告、販売方法等から見まして、少し行き過ぎではないか、こういうものに対しては物品税をかけたかどうかというふうなお話もございました。今回私も御提案しようというものは、まさしくそのような考え方の反映でございまして、これまで、嗜好飲料に該当するものであります。これは、医薬品として薬事法の適用を受けて製造販売するものにつきましては、物品税を課税しておらなかったものでございまして、さらにまた、酒税法でも、アルコール分が三度以下のもので、容量が百ミリリットル以下で、薬事法の医薬品に該当するものにつきましては酒税を課さないものという解釈をとってきたわけでございます。

そこで、最近におけるこれらの物品は、御承知のとおり、先ほど申し上げましたように、テレビ広告あるいは新聞広告等におきまして、皆さま方

が御指摘になりますように、さらにまた、すでに課税になっておる嗜好飲料の業界からは、自分たちの利益が害されるという批判が向けられたのでございまして。現在のところ、医薬品でないもので、薬品製造業者に課税しておりますのは、オロナミンCというものがございまして、それ以外のものは、先ほど申し上げましたように、現在のところは課税になっておらないわけでございますが、今回は、ただいま申し上げましたような各方面からの御批判にこたえまして、少なくとも、私どもの物品税の課税されます嗜好飲料とのバランスをとる見地から、そのバランスをとるというものは何かと申しますと、やはり販売方法であり、消費者の受ける印象だろうと思うのでございまして、そのあたりは新しく五十ミリリットル以下のものについては非課税にいたしますが、それをこえる大きな容器につきましては、これは嗜好飲料と競争関係にあるものと見まして物品税を課税しよう、こういうふうに考えておるのでございまして、なお、新規課税の及ぼす影響を考慮いたしまして、先ほど申し上げましたように、二年後に課税する。私は、こういった物品税の課税のねらいの結果、おそらくそういった商品をつくれる方は、五十ミリリットル以下ということにもなりましようし、あるいはまた、販売方法、広告のしかた、これらにつきまして相当自粛された姿が出てくることを期待しておるのでございます。また、期待できると思うのでございまして。

○武蔵委員 品目は、先ほど私が指摘した以外にはありませんか。

○塩崎政府委員 私どもの調べでは、リポビタンD、アスバラC、グロモン、ポリタンD、マミヤン、ヘルタスパーモント、ハイロス、エスカップ、その他まだたくさんあるようでございまして、いずれも金額は小さいし、商品名はそれほど有名ではないようでございまして。

○武蔵委員 特別措置の期限到来で、また期間を延長するルームクーラー、アンサンブル式レコード演奏装置、トランジスタテレビ受像機等七品

目、これは企業の近代化、合理化をはかるというねらいであつたんですか、それとも生産が非常にわずかであつたからということでこういう措置をとってきたのか。創設当時は、どういふねらいで、免税あるいは減税にしていたんですか。

○塩崎政府委員 七品目期限の延長をお願いする商品がございまして。この考え方は、先ほど医薬品該当の嗜好飲料について申し上げましたような考え方、全体的に概括して申し上げますれば、ある年度におきまして、いままでの課税されたものとのバランスから見まして、こういったものは課税しなければおかしなものでございまして、一挙に課税物品とのバランスをとるということはむしろ、その間、武蔵委員の御指摘のように、ひとつ徐々に値段等につきましても合理化していただくような意味で暫予措置を設けておるものが大部分でございまして。

○武蔵委員 そうすると、これは非常に高いのですか、それとも生産能力が非常に少ないのですか。他のものと比較というけれども、他の普通のテープレコーダーあるいは普通のテレビ、そういうものとの比較上これだけ減税しなければならぬというねらいなのか。創設当時は何がねらいだったのですか。

○塩崎政府委員 たとえばパッケージクーラーが今回の特別措置をいたしまして期限の延長をお願いしておられるわけでございます。パッケージクーラーは、御存じのようにウィンドクーラーと並びまして室内を冷却する冷房施設でございます。これは一例でございまして、パッケージクーラーはウィンドタイプに比べて相当大型のものでございまして。御承知のように、物品税には一つの考え方がございまして、業務用には課税しない。これはいろいろな考え方がございまして、けれども、消費税というものは、商品を選択することによって課税を逃がれるという利点があるもので、消費税というものが買われておられるわけでございます。しかしながら、業務用となりますと選択

の余地はない、どうしても企業の場合にはそういった大型のものを使わざるを得ない、こんな考え方がございます。そこで、一つの規格を考えまして、大型のものを非課税にしておったのでございますが、それが少し行き過ぎと申しますか、広がっておったと申しますか、パッケージクレーンも当時までは非課税というふうな扱いを受け

た。しかしながら、競争関係から見ますとウイン
ドタイプは課税され、パッケージ型のは非
課税では、これは競争上非常によろしくないとい
うような御意見がありまして、パッケージ型の
クーラーが課税されることになったわけでござ
います。本来ならば三〇%の課税をしてウイン
ドタイプのクーラーと合うわけでございます
が、やはり漸進的という考え方のもとに、いま
一〇%の課税をいたしておるわけでございます。
そこで、今回物品税の改正が行なわれたのでござ
いますし、その改正の考え方の根拠には、現在の
ような経済事情のもとで増税を行ないますと、少
し電化の問題がむづかしくなるというような考え
方で、なお今後二年間ばかり期限の延長をし
ゃう、こういう考え方でございます。しかし一方、
ウインドタイプのクーラーは二〇%に軽減され
ておりますので、この幅は縮まったということが
言えると思います。以上、一例でございますが、
おおむねこんなような考え方で期限の延長はでき
上がっている、こういうように考えております。
○武藤委員 パッケージ型ルームクーラーとい
うのは、どこのメーカーが一番つくっておるの
か。

○塩崎政府委員 私の記憶では、ダイキンその他特殊の電機メーカーがやっておられると思います。

○武藤委員　いまの主税局長の説明では説得力が皆無、ゼロです。納得ができません。だから、休憩後、アンサンプル式レコード演奏装置、トランジスタテレビ受像機その他七品目について、なぜ延長しなければならぬかという説得力ある説明ができるように、休憩中に勉強しておいてもらいた

い。
○横山委員 関連して。

私、いまの最後の塩崎さんの発言が気になるので一言伺いますが、物品税は業務用は課税しないとおっしゃるのですね。消費者の選択の余地のないものは物品税は課税しない、こうおっしゃったが、間違いないませんか。

○塩崎政府委員 一般的に私は申し上げたつもりでございまして、全般的に業務用というものは全部課税しないという趣旨ではございません。なぜ業務用を課税しないかという御質問がときどきございますので、私は私なりに、選択の余地という観点から御説明申し上げておるのでございます。別な考え方があるかとも思いますけれども、私なりの考え方でございます。

○横山委員 この業務用でたいへん課税をされておるのがパチンコでございます。これはいかなる理由で課税されておるのか伺います。

○崎崎政府委員　私は、先ほど申し上げましたように、一つの考え方として申し上げましたが、パチンコの消費者に対してどの程度の税を取るかという考え方が基本になってパチンコに対する物品税はでき上がっていると思います。事務室で使いますところのクレーンと違いまして、パチンコという遊技具はそれを消費者が負担するものと考えまして物品税を課税しておる、こういう考え方でございます。したがって、私は、一律に業務用に使うものが全部非課税ということではなくて、選択の余地はもちろん問題でございましょうけれども、一つの考え方がありますが、全体と

しての消費はつかんでいいのではないか、たとえ、今回はひとつはずそうと言っておりますが、映画用フィルム、入場税を課税してなぜ映画用フィルムにもう一ぺん課税するか、これはもうしばしば当委員会におきまして御指摘があり、批判されたところでございます。私どもは、それを両方あわせまして、映画を見る方々の担税力を測定するということはどうであらうか、こういう考え方をとっていると思うのでございます。しかも

また、徴税の難易その他種々の技術もございます
が、そういった意味で、物品税はまた物品税とし
てのよさもあり、入場税はまた入場税としてのよ
さもある、かように考えております。

○横山委員　日ごろの理論的な塩崎さんに似合わない、ぬあ、いまいな答弁をしておられます。私なりに意図を強うしておるわけです。今回遊技具に多少減税税制は行なわれたのですが、聞くところによりまして、こういう話ですね。つまり、最初のねらいは、中古機械を扱っておる業者に、中古機械ぐらいいなら減税してやってもいいじゃないかということとでやった。ところが、調べてみたら、中古品を扱っている業者は税金を納めてないそうです。だ

から、税金を納めていない業者を免税してやるというばかげたことをなさったそうであります。それで、それを指摘したらびっくりにして、いや、多分はメーカー側にも問題点があるのだという話だそうであります。どうも事実らしいのですが、最初の減税をする気持ちと結果というものがどうも違っておったようで、なんてあさはかなことをなさったのであろうかと考えるわけです。まあ、それはフィルムとパチンコと一緒にされて議論をするには少し次元が違ふと私は思うのですけれどもね。戦後の混乱期にパチンコがああいうような雰囲気で発展したときには、それは議論があると思うのですが、いま庶民のささやかな慰安になつて、パチンコのメーカーにしろ業界にしろ、まず

に、おしやるように、免稅点は中古機械、しかし中古というのはことばの響きは悪いのでございしますが、再生されました新しい製造と私どもは考えております。修理ではございません。そういうった加工度の高い一つの商品と申しますが、これまでの古い材料をまるきり変えまして新しい機械をつくります。これに對しまして、製造として課税するのは公平の見地から当然だと思ひます。しかし、御指摘のように、残念なるかな、徴税の面、實際面におきましてなかなかむずかしい面もございしますし、価格の問題もあろうかと思ひます。しかしながら、実績もございしますし、これはこれとしてひとつ御理解願ひたいと思ひます。

なお、入場税の理論と考えるべきではないか。物品税の範囲を脱出するのではないかという御意見があつたわけでございますが、消費税としてどのように考えますか、確かにそういった考え方をとられるかもしれません。しかし、現在の物品税の中で見まして、やはり娯樂的な——もちろん私は悪い意味で言っておるわけではありませんが、やはり娯樂的なものにつきましてある程度の課税は、ひとつ物品税としてお願いしたい、所得税の課税最低限がああいったまだまだマーケットバスケットでは足りないというようなところでございまして、なおこういった税収の点につきましては、ぜひひとつお許しを願いたい、かように思っております。

○三池委員長 午後四時より委員会を再開することとし、この際、暫時休憩いたします。
午後二時五十三分休憩

午後四時十八分開議

○三池委員長 休庵前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。武藤山治君。

○武藤委員 主税局長、さっきからの続きですが、暫定軽減、または非課税の措置で七品目、こゝへ出ておるのは三品目しか出ていない。あとの

四品目は何と何で、その理由は何ですか。
○塩崎政府委員 さきに引き続きまして、七品目の延長の理由について御説明申し上げます。

先ほどバックエージ型クーラーにつきまして、なぜこれを延長せざるを得なかったという点につきまして御説明申し上げます。その次の物品はカークーラーでございます。御存じのように、ルームクーラーは課税することといたしてありますが、ルームというところから見まして、自動車は入らないのであらうということでカークーラーは課税しなかつたのでございます。さらにまた、カークーラーは、御存じのように、自動車のエンジンを利用いたしますものでございますから、ルーム・クーラーとも性状が違ひ、したがって、カークーラーはルームクーラーの範疇に入らないということで課税しなかつたのでございますが、三十七年の物品税法の改正の際に、これを新しく取り入れて課税することにいたしましたのでございます。本来二〇%の税率であるのでございますが、先ほど申し上げましたと同じような理由から、一挙に負担を高くすることはどうであらうということ、これを一〇%に据え置いたのでございます。いま申し上げましたような理由から、これもひとつ延長をお願いしたい、こういう趣旨でございます。なお、ルームクーラーは一五%の税率となっておりますので、一〇と一五との間は、開きは前よりも少なくなつておるうかと思ひます。

その次は、やはり昭和三十七年に新規課税をいたしましたものでございますが、ステレオ装置でございます。ステレオのアンサンブル等を部分品課税をいたしておりますが、そのために課税が混乱いたしました。そこで、セットとしての課税を始めたのでございます。これもカークーラーと同じような理由から、一挙に二〇%という税率はどうかということ、一〇%に据え置いたのでございます。本来の税率、今度は一五%になる予定でございますが、これもまた二年間期限の延長をお願いしております。以上が三品目でございます。

ございまして、これは三十七年の新規課税のあと始末みたいなものでございます。

その次は、やや政策的な面からの税率の特恵措置でございますが、いわば物品税における特別措置でございます。一つはトランジスタテレビでございます。現在非課税となつておりますが、これは新技術開発の助成、特に高出力トランジスタの開発促進をはかつて、輸出増進に寄与しよう、こういう考え方でございます。アメリカにも相当な輸出が期待されるものでございまして、政策的な見地から一五%の税率にするにはなお二年間待たはうがよろう、こういう考え方でございます。

その次は、これはもう古くから実施いたしておりますところの、やはり政策的な育成措置としてのカラーフィルムでございます。現在一三%でございますので、一五%の税率に上げるのは、二%ではございまして、まだまだコダック等の外国品に比べて弱いというところに着目いたしまして、延長をお願いしております。この次第でございます。

その次に、六番目はカラーテレビでございます。これも技術開発、新規生産育成という見地から、三十七年から一三%にいたしておりますが、これも一五%というのはまだ一挙には無理ではないかということで、二年間延長をお願いしております。次第でございます。

第七番目、最後の項目でございますが、小型レコードでございます。海外の第二市場等からの大量なダンピング品の流入を防止するため、国内市場の強化をはかるといふような見地から、小型レコードにつきましては三十七年に育成措置が設けられました。税率は一三%になっております。今度の税率は一五%でございますが、これも先ほど申し上げました理由から、二年間延長をお願いしております。以上でございます。

○武蔵委員 ただいま説明のあつた減税措置、これによって基本税率との差の、この七品目について

ての減収予想額はどのくらいになりますか。

○塩崎政府委員 初年度八十四億九千五百万円、平年度課税ベースで百十四億二千六百万円でございます。なお、この中には自動車の一六%の税率を一八%に上げるといふ仕組みが去年の改正にございまして、いまの減収額の中にはその減収額も入っておりますので、それを除かなければなりません。自動車は、御承知のように今回の改正案では一五%になりましたので、その減収額の問題は消失いたしました。(武蔵委員「そうじゃないよ、主税局長、七品目について聞いてるんだよ。」と呼ぶ)ですから、初年度四十四億七千三百万円でございます。

○武蔵委員 いまの七品目を製造している会社と云うのは、これはもう日本の代表的な会社で、件数も非常に少ないと思ふんです。しかも、三十七年度につくつたものをするのと何回もこれを延長するという措置は、先ほどの説明ではどうも納得のいくような理由がない。これはやはり大きな圧力で会社の利益というふうなことも非常に考慮されたい不明朗な感じがするのですが、一体これはいつまでこうやって暫定を延ばしていけば基本税率に戻せるといふ見通しなんです。どういふ状態になつたらこういう暫定はやめようと考えておるのか、何かそういう目標はあるのですか。

○塩崎政府委員 こういう特別措置には期限がついてゐることは御承知のとおりであります。

(発言する者あり)

○三池委員長 御静謐にお願いします。

○塩崎政府委員 私どもは、やはり法律の期待いたします期限が過ぎました際に、その及ぼす影響等を考えたいと思ふけれども、できる限り法律の期待するおりの期限でその措置は打ち切られる、かように考えております。ことに、物品税は、先ほども申し上げましたように、開きのありました税差も今回の改正案によりまして相当近づいてまいりました。そういったことが実現する可能性は、今回の改正案によって近づいておる、かように考えております。しかしながら、何と申しまして、経

済、社会情勢、生きものでございまして、そのときはまたそのときにおきまして検討が行なわれることは当然であるう、かように考えております。なお、いま平年度収入ベースで百九億一千二百万円と申しました。自動車を除きますと平年度は六十六億円でございまして。

○武蔵委員 わずか七品目でこれだけ大きな税額を占めるのですが、どうも私たちは、こういう七品目を生産しておるところのメーカーは、数には非常に少ないと思ふんです。こういうものを生産している会社は全部で幾つありますか、この七品目製造工場数は。

○塩崎政府委員 ものにもよりましてうけれども、小さなメーカーの方々もたくさんいられることは御承知のとおりでございます。しかし、おも立つた商標の通つたメーカーは比較的数字が少ないのでございます。たとえば、バックエージ型ルームクーラーの製造会社の名前を言えというお話がございまして、先ほどダイキン工業と申しましたが、日立、三菱、東芝あたりもこの製造会社でございます。

○武蔵委員 たとえばトランジスタテレビにしても、ステレオにしても、カラーテレビにしても、みなこれ大資本の企業で、私はこんなのをいつまでも延長する必要はないと思ふんです。その積極的な理由がどうも見つからぬ。これはやはり基本税率に戻して、他との均衡もこの辺で考えてもいいのじゃないか。これを無理に延長していくと、暫定というものが暫定でなくなつて恒常化してしまふ、こういううらみがあるわけなんです。こういう点については、主税局としても、もっと十分再検討の必要があると思ふので、こういう暫定措置のものについては、来年からはもう一回全部洗い直して見る、そして、それをきちんと国会に報告してもらいたいと思ふが、そういうことはどうですか。

○塩崎政府委員 確かに、私も午前中、物品税ではございませんが、所得税、法人税等の特別措置につきまして特別措置の必然性また存在理由もわかる

けれども、問題は、それが慢性化しあるいは既得権化することである、こういうことを申し上げましたが、物品税についても私はそういうことのないことが望ましい、かように考えております。したがって、常に経済情勢に應ずるような税制改正を検討するのが私どもの任務でございますので、そういった意味で、物品税の個々の品目につきまして常に検討しなければならぬ、かように考えております。ただ、何と申しましても、物品税は消費者の負担でもございますし、大企業だからという意識は直接税ほど強く考えていいのかわるか、そのあたりにも問題がございますし、さらにまた、それは検討しなければならぬけれども、一応法律によりまして二年という期限が過ぎますれば、やはり期限内はそれ自体の制度を尊重しなければならぬと思ひます。しかし、その間十分検討してまいりまして、武蔵委員の御指摘のような方向をできるだけ早く実現するように努力したい、かように考えております。

○武蔵委員 今回、資本構成改善の促進とか、合併の助成、スクラップ化の促進等、かなり大きな金額に及ぶ特別措置が新設をされる、その金額については明らかにしてないのでありますが、第一の資本構成の改善についての資本金一億円超の法人については、自己資本比率が一割になった場合には、それにまた応じた税額控除をする、これによる減税額というのは一体どのくらいを見込んでおられるのですか。

○塩崎政府委員 すでに御配付申し上げました「昭和四十一年度租税及び印紙収入予算の説明」の三十三ページにその数字が示されております。資本構成改善の促進に伴いますところの平年度減収額は九十六億円、初年度は二十六億円でございます。

○武蔵委員 九十六億円の積算の基礎というのは、大体どういう大ざっぱな見込みを立てて行なわれたか——いまのような問題点は午前中すでに聞きただしたそうですから、次に、特別措置の中で、農畜産物の価格安定のための基金に対しては

一応必要経費として認めて課税をしない、これの対象になる農畜産物とは一体何と何を予定しておるのか、どういう法律に規定された農畜産物をどういう方法に基づいて大蔵省としては必要経費として認めるか、それを明らかにしてもらいたい。

○塩崎政府委員 今回租税特別措置法におきまして、農畜物安定のための支出を農業所得の計算上費用に算入するというところにいたしましたのは、農畜物価格安定が非常に大事であるということからきたわけでございます。御存じのように、この制度は課税所得の計算に関するものでございまして、当然、費用ではないかという考え方が成り立つものでございします。しかしながら、一たん特別法人等の協同組合あるいは安定基金という特別法人に入りますと、留保の形になるものでございしますから、その費用性につきましても若干疑問がある、そのあたりひとつ明らかにしよう、こういう趣旨でございます。したがって、私どもはこれをあまり本能的に書かなくても、特定のものに限るといふようなことじゃなくて、農畜物、畜産物あるいは養蚕等でございますが、そういうための安定資金を広く入れたい、かように考えて、現在検討中でございます。

○武蔵委員 現在検討中だといいますが、もう四月一日から実施ですね。これは酪農関係生産品あるいは養鶏、豚、そういう個々のものについてはどこまでが適用されますか。私たちはこれは別に反対じゃないのです。去年も農民に対して農協が基金として出す鶏卵の不足払いの場合も当然その免除措置をやるべきだ、こういう主張を私ここでやったのを覚えておるのですが、鶏卵などもこれに入るのですか。

○塩崎政府委員 私どもは、租税の理論と申ししますか、少なくとも自分の所得のうちから支出いたしました、その支出いたしましたものが自分から完全な支配力がなくなる、別途の人格のものが運用する、それからの見返りの利益もないといったものならば、当然損金だと思ふわけでございします。そんなような角度から、民法法人あるいは基

金といった特別法人を含めての外部団体に拠出するならば、これは当然損金というふうに租税の理論上考えるべきであらう、こんなような気持ちで強く持つております。そういう意味でございしますので、私どもはそういう要件をひとつ書いていこう、特別法人である。あるいはみずからがそれから貸し付けを受けないことであるとか、現在所得税法、法人税法もそういうたものにつきまして費用あるいは損金に算入するという仕組みができ上がったおりましたが、こんなような仕組みをできる限り包括的に書いてまいりまして、その中でいまおっしゃった卵とかその他の農畜物も、そういう団体ができるならば自然に入るような仕組みをつくりたい、かように考えております。

○武蔵委員 それから、今回の改正で従来の特別償却というものが政令でかなり大幅に拡大をされておりますね。金額にして見てもいろいろの項目で出ておりますが、特別償却の政令というものが年々私たちの知らぬ間にワクが広がられていくというところで、たいへんわれわれは不満を表明してきたのであります。いままでの償却について、一回、効果がどうあったかという検証をしてみなければならぬと思うのであります。一体、大蔵省は従来の租税特別措置によるそういう効果というもの洗い落としてみているのかどうか、効果は一体どうあるのかどうか、そこらをもひとつ、大蔵省の検証した結果を聞きたいのですが、わかつてる範囲内で答えてみてください。

○塩崎政府委員 特別措置のうちで特別償却を取り上げての御質問でございます。その特別償却がどのような効果を生んだか、午前中も山田委員から詳細な御質問がございまして、私どもは率直に特別措置と貯蓄との関係につきましてお話し申し上げたところでございします。御案内のように、経済事情があらゆる要素が一緒にあらわれてきますので、税制からだけの特別措置の効果はどの程度なのか、それを抜き出して判定することはなかなかむずかしいのでございします。しかし、私どもは特別償却による減収額がどの程度の減収額を生じておるか

ということは毎年見ておるところでございまして、その結果を見ておきますと、私どもの気がつきましますことは、好況期には非常に特別償却がふえてまいります。と申しますのは、好況期には利益がふえてまいります。したがって、その投資がそれに応じて行なわれる、その際に特別償却の適用を受ける、新規機械を取得するような傾向があり、その結果、好況期には、特別償却による減収額が非常に多くなっている、ところが一方、不況の時代になってまいりますと、特別償却による減収額が減ってまいります。これは御存じのように、特別償却は少なくとも減価償却の一種でございしますので、確定決算に掲げた場合に限り損金に算入する、こういうふうなシステムをとっております。

そうなりますと、御存じのように、企業の利益が減ってまいりますと、まず配当のほうが優先してまいり、したがって特別償却がますますむずかしくなってくるような結果が生ずるわけでございします。そんなような関係で、しかもまた投資も少なくなるといふことで、特別償却の金額も、たとえば三十五年度には百億円ございしました。これが好況時代でございします。ところが、三十七年になると八十億円に減ってくる、毎年こんなような浮動をしておりますから、鉄鋼会社の事例などを見てもおきますと、まさしくそのことがはっきりいたしております。好況時代にはうんと償却いたしますが、不況時代には五年間の繰り越しの利益でもって、将来利益が生じたら償却の権利を行使する、こんなような傾向が見られます。そういう意味で、特別償却は、言うならば好況期においては設備投資の援助というふうなことになる、不況の時代におきましてはこれがあまり利用されてない、こんなような結果が出ていっていると思ひます。

なお、武蔵委員から、これは政令によって広がってくるということはどうかという御質問でございますが、私どもは根拠は法律でいただいておりますのでございします。私どもの政令で規定いたしました範囲は、むしろこまかい、どういった

機械をこれに入れるかという細目と申しますか、機械の種類でございます。これを政令にまた根拠を掲げる、それに基づきまして省令が出ている、こういったところでございます。技術的な、たとえば自動車のトランスファーマシンというようなもの、あるいは鉄鋼業の焼鈍炉といったようなものも法律に書くことももちろん可能でございますが、これは絶えず政策によって、時代によって動くものでございます。さらにまた、ときおり経済情勢に応じて特別償却の対象の範囲は狭めたりどうかという弾力的な運営も期待されているのが実情でございます。そのような弾力的な運営を期待する意味で政令で規定させていただいておる、このような状況でございます。武蔵委員のお話もございまして、私も今後またできる限り法律に書きまして、この点を明らかにしてまいりたい、こういうふうには努力したいと思っております。

○武蔵委員 輸出割増し償却が百五十六億円というかなりな額になります、主として輸出商社、こういう関係の償却になると思うのですが、こういう商社の百五十六億円の償却を認められる所得の状況というのはどうなっているのですか。これは欠損会社ですか、大体みな利益をあげている会社ですか。

○塩崎政府委員 輸出割増し償却制度は、御存じのように、三十九年に輸出所得控除制度の身がわりといたしましてつくられたものでございまして、その結果、輸出所得控除制度がメーカーに適用されている関係上、輸出割増し償却制度も、商社のみならずメーカーにも適用になる、こういうところでございます。その範囲はメーカーのほうが多い。特別償却の範囲、額を見てみますと、メーカーでは三百八十五億円ございまして、商社では七十億円、こういうふうになっております。と申しますのは、償却資産の範囲は、何と申しましてもメーカーのほうが設備が中心の企業で、多いわけでございます。その結果こういう姿が出てくる、かように私も考えております。

○武蔵委員 そうすると、メーカーの場合には輸出割増し償却を受けて、さらに合理化機械等の特別償却、これも受けるというふうな事例もあるのですか。ダブルの場合もあるわけですか。

○塩崎政府委員 おっしゃる通りに、制度の趣旨が、輸出所得控除の身がわりとしての海外市場開拓準備金あるいは輸出割増し償却制度でございます。これは輸出をいたしますれば輸出割増し償却制度の適用がありますので、一方、合理化機械の特別償却は、これまた企業の近代化、合理化のために特別償却を認めようとするものでございまして、特別償却は選択適用ということで、どちらか大きいほうの適用が受けられる、かようなことになっております。

○武蔵委員 その場合の輸出割増し償却を認める限界ですね。これは中小企業なんかの場合に輸出をかなりやっております、直接輸出商社との取引でないために認めない、間接的に輸出品をつくっておりますも中小企業の場合適用されない、こういう事例がかなりあると聞いているのですが、一体どういう基準で、非常に手続もややこしくして、なかなか輸出中小企業のは行き渡らぬというような不満があるのですが、何割以上輸出製品を製造した場合にこの割増し償却を認める、中小企業の場合でも何割ならだいたいじゅうぶんだというような点、それはどういう基準になっているのですか。

○塩崎政府委員 ただいま武蔵委員の御指摘の問題は、輸出所得控除の時代から非常にやかましい問題でございます。これはドイツの制度を見習ったのでございまして、輸出したということが証明されればその適用があるわけでございます。メーカーにとつてみますと、自分のものが輸出されたかどうかなかなかわからない。商社がそれを引き取って輸出をするものが多いわけでございます。そんなような関係で、輸出証明がメーカーのところになかなか手渡らない。商社のはうは税関の輸出証明で簡単にできるわけでございますが、それに基づきましてメーカーは商社から輸出証明をも

らわざるを得ない、そのような関係がなかなか商社にとつて苦痛でもあり、また、どこから買ったものがどの程度輸出になったかわからないというふうな事例もありますために、常に両者の間に紛争を生ずる、さらにまた、商社のはうが利益割合が高いから、自分のところで恩恵を受けたいといとか、あるいはメーカーのはうが利益割合がいいから輸出所得控除の適用を受けたらいいといとか、いろんな問題があり、その間はリベートで片づけようとか、種々なトラブルがあったわけでございます。現在も割増し償却あるいは海外市場開拓準備金の繰り入れ率で輸出のインセンティブが与えられていることになっておりますが、いずれにいたしましても、海外市場開拓準備金の率も比較的低いし、輸出割増し償却も非常にこれは適用がむづかしい点もあるというふうなことで、輸出証明の問題が、中小企業のみならず、大企業でもわずかなものなら輸出証明を取り行っても費用倒れである、海外市場開拓準備金のように五年後にはき出すようなものについて、取引額の千分の五の、しかもそれに対する税金は三四、五%のものになりまして、そのために輸出証明を遠距離まで取りに行くこと自体がどうかという問題もあり、なお、私も、輸出証明の簡素化の方法はないか、ことに、おっしゃる中小企業の手数を考えますと、この輸出証明の問題をもう少し簡単にしたい、かように考えております。

○武蔵委員 検討してみたいとおっしゃるから了解はいたしますが、大体中小企業の場合は、全生産品の二割とか三割をこの機械で製造すれば輸出品を適用するとか、何か基準があるのですか。それとも、全体の売り上げの中で輸出品というのは一割でも五分でも輸出になればその機械は償却を認めるのかどうか、そこは何かこまかい基準で、中小企業はなかなか適用されぬようでは不満が多いのですが、どういう基準になっておるのですか。

○塩崎政府委員 この制度は輸出奨励でございますので、輸出がふえたならば、その割合だけ償却を増そう、こういう考えでございます。したがって、売り上げが一〇〇だいたいたします、そのうちの二〇が輸出に向けられるといたします、そうすると輸出割合は二割、こういうことになりました。その分だけ自分の持つておる建物あるいは機械設備につきまして割増し償却を認める、こういう制度でございます。現行法はその八掛けでございますが、今度御提案申し上げておりますのは、その割合そのままで割増し償却を認めよう、こういうふうな考え方をとっております。

○武蔵委員 そうなりますと、中小企業がたとえ五%でも、今度は輸出証明さえもらえば、その分は全部割増し償却を認める、こういうことですね。そこで、これはぜひ全国の商工会議所や中小企業団体にもその旨が徹底するようにしないと、この百五十六億円は大半、一億円以上くらいの大会社におそらく七割以上が適用になっちゃって、中小企業にはほんのおこぼれしかいぬという状態だと私は思うのです。これについては、主税局長、本年は何か特別なそういうPRでもやるのか、従来どおりではこれはだめです。

○塩崎政府委員 御指摘のように、国民のための税法でございますし、国民ができる限り利用していただくのが、特別措置といえども、私は国会あるいは法律の趣旨だろうと思っております。私も輸出証明のトラブルを前々から存じておるわけでございますが、ひとつそういう点の検討も加え、今回の改正の趣旨をひとつ徹底いたしまして、できる限り中小企業まで含めて利用していただくようにPRにつとめたい、かように考えております。

○武蔵委員 次に、徴税の問題になります、過般資料として要求した企業の欠損会社と利益会社と区別をした表を出したのであります。この利益会社あるいは欠損会社という概念は、これは税法上の利益会社、欠損会社と理解していいのか、それとも商法上の利益会社、欠損会社という概念に分けたのか。一番上の欠損と利益の概念はどう

いうことですか。

○塩崎政府委員 この表は、武蔵委員の御要求に基づきまして主税局のほうで作成いたしましたので、私から便宜お答え申し上げます。

これは、公表利益と申しますのは、御存じのように、法人税法は、現在のたてまえにおきまして、法人の確定決算に基づきまして利益をまずスタートポイントといたします。それから税法に従いまして加算減算を加えまして税務所得を出します。したがって、公表利益というものがいわゆる確定決算に基づく利益でございます。大法人ならばこれが新聞等に公開されておる決算でございます。小法人にいたしましても、公表利益と申しますのは、株主総会に提出いたしますところの確定決算に基づく利益でございます。

○武蔵委員 それを聞いてるんじゃないんだ。この一番上の大見出しの利益会社とそれから欠損会社という概念がありますね。これは一体税法上のほうの利益会社、欠損会社という規定なのか、それとも商法上の利益会社と欠損会社と見ているのか。この概念を聞いています。

○塩崎政府委員 利益会社は税法上の調査によりますところの利益会社、税法に基づきまして利益のあつた会社、欠損会社は税法に従いまして欠損になった会社、こういうふうに御理解願います。

○武蔵委員 そうしますと、まず税法上の利益会社の一億円以上の利益会社二千六百七十三、その右側に欠損が一億円以上が三、十億円以上の資本金の会社が十、十三ありますね。これは税法上の利益だけども、欠損は何ですか、これは公表上欠損ですか、最初の欄は……。

○塩崎政府委員 一億円以上の法人の二千六百七十三のうち、利益のあるものが二千二百二十七億円、それから欠損のものが三億円、こういうことでございます。

○武蔵委員 そうすると、どうも私はよくわからないのは、利益会社という上の項目があつて、それで中身には税法上の利益で二千二百二十七億円利益が出て、三億円から今度は赤字が出たというのは、

これはどういうことなんでしょうか。実態は、この事実関係は。

○塩崎政府委員 少しこの表現と申しますか、表のつくり方が、おっしゃる通りに、適当でないかもしれません。所得金額というのが税法上の利益でございますから、ここに掲げております会社は、税法上は全部利益の出た会社、かようになりまして、したがって、二千二百二十七億円の利益がある会社は、欠損のある会社は、三億円の欠損があつたのでございますが、申告調整あるいは税務調査の結果利益が出てまいりまして、結局その会社の課税所得は三千五百七十七億円になった、こういうことでございます。

○武蔵委員 今度はわかりました。

そういたしますと、現在欠損会社が資本金一億円以上で千三百九社、ずいぶん多くの会社が赤字会社のわけですね。その中で赤字でありながら公表は二百二十二億円の利益を出している。そうすると、税務申告の所得の計算と商法上の所得の計算とはかなり違ふ点がある点は認めます。認めますが、どうも一億円以上の会社でこんなに赤字の会社があるというところはどうか理解に苦しむ。たとえば百億円以上の会社が十社も赤字だ、五十億円以上は十六社赤字がある。こんなでかい資本金の会社で赤字があるというのは、これは会社ができたばかりで、借りのほうが多い、あるいは資本金を払い込んでまだそれが資産になっていないで、負債勘定だけになって載つてくるのか。どういうわけでこんな大きい百億円の会社が赤字になっているのか、これは国税庁はどんな指導をしているのでしょうか。

○塩崎政府委員 私が提出いたしました資料でございますので、私の知り得る範囲お答え申し上げます。もう大きな会社でも欠損のあることは御存じのとおりでございます。しかし、武蔵委員がむしろ御指摘されたいのは、税務では百五十億円の欠損であるのに……。(武蔵委員)それはあとで聞くん

だと呼ぶおそろくそういった趣旨でございませうが、御存じのように、山陽特殊製鋼でもさらにまた積水化学でも、それから大阪土木にいたしまして、欠損会社が相当多いわけでございます。その結果がここに出ておる。ただ、公開決算と税務申告とは違ふことは御存じのとおりでございます。

○武蔵委員 主税局長、この表は欠損会社数を出したら、同時に、この中から公表利益を出した会社が何ぼあるかという数字を出さないと、われわれが検討するのにもつとまずいですね。

そこでお尋ねしますが、欠損会社の中の会社数で、一億円以上が一千三百九社が赤字だ。そのうち利益と公表したのは何社あるのですか。その会社の数ですね。これを出さないと、紛糾決算をしている会社数は大体どのくらいあるかということがつかぬわけですが、これは一体何社ぐらいあるわけですか。

○塩崎政府委員 この表は非常に複雑な操作のもとにでき上がったもので、いまの御指摘のような抽出をいたしますのは、少し時間をかけていただかないと、なかなか困難でございます。御要望がございましたら、不正確になるかも知れませんが、つくらしていただきたいと思います。

○武蔵委員 一億円以上の会社が千三百九社で公表利益二百二十二億円、これは金額ですね。これは比較のしようがないわけですね。何社ぐらいがどうも紛糾しているんじゃないかという私のねらいとする質問がこの表では出てこない。あとでなければ数字がわからぬということになると、これは国税庁にこれから紛糾決算と思われる数を尋ねようとしたのだけれども、きょうはその数字がわからぬから、会社数がわからぬから、中身をちょっと聞けりゃいいかぬですね。こういう趨勢は前年と比較してどうですか。公表利益、税務申告、赤字、こういう会社はふえていますか、減っていますか。

○塩崎政府委員 この表は武蔵委員の御要望によりまして提出したものでございますが、初めて提出申し上げた資料でございます。前年と対

比するまでのゆとりもなく出したことは事実でございます。しかし、私の印象を申し上げて恐縮でございますが、この間の関係は紛糾、紛糾というだけでもないことはもう御存じのとおりでございます。武蔵委員お気づきのようには、商法上の利益と申しますか、複式会計の支配する分野、たとえば期間損益のずれ等は相当課税所得との間にもございまして、それからまた、景気のいいときには貸し倒れ償却を思い切つて行なつて、利益を少なくしてまいります。しかしながら、税務調整だけは利益を計上して、自己否認してまいり、こんなような関係が出てまいりますので、必ずしもこれが全部が全部紛糾と言へるかどうか、疑問だと思ひます。それから過去に、税務署におきまして早目に利益を計上するものと見たものは、翌期以降は損失に出てまいる場合が往々にございしますので、必ずしもそうは言えないのでございます。一般的に言えますことは、好況期には公表利益は課税所得ほど上がらない、一方、不景気のときには、課税所得がうんと沈むけれども、公表利益はそんなに減らない。言うならば、企業の配当本能と申しますか、配当維持本能から公開決算は控え、できる限り安定したいという要望が企業の側に強いように見受けられるのでございます。

○武蔵委員 国税庁、昭和三十一年度の査察あるいは局の調査班が調査をして脱税を遁脱した件数、それから四十年ですね、四十年はまだ年度がありませんが、大体年計算で傾向はわかりますね。三十八年、三十九年、四十年と比較して、去年はどんな状況になっておるか、ちょっと数字で示してください。査察件数からでもよろしいです。

○中嶋説明員 ただいまの御質問は、調査課所管法人の調査件数あるいは調査の動向、また査察事案の動向の御質問でございますが、大体のことを申し上げますと、ただいまの査察につきましては、これは特別な問題でございまして、一般の調査事案と比べることはいかかと思ひますけれども、件数としては若干ふえております。それから調査事案につきましては、結局増進所得ということに

なりませんが、これはある程度ふえておりますけれども、数字としては、ただいま私手持ちしておりませんので、また資料として御要求がございますれば提出したいと思えます。

○武藤委員　増差所得もふえている、査察もふえている。これは特に昨年度税収欠陥を生じたので非常に徴税が強化された、こういう意見をいろいろ納税者から聞かされるのでありますが、特に税収を確保しようとして非常に無理な調査が行なわれているのではないか。たとえば、税務署の更正決定の件数、昨年と一昨年と、ここ両三年比較してみると、昨年の更正決定のほうがずっとふえておるのじゃありませんか、それはどうでしょう。

課所管法人と税務署所管法人と並べまして調査いたしましたものの中で、更正をいたしますものは大体八割見当でございます。この数字は、一昨年も昨年もそう変わっておりません。したがいました、傾向としてどうということとは私ども申し上げ

られない、かように考えております。ただ、その八割と申します数字は、これは、いわば期間損益に類するものが相当程度ございまして、実際の不正計算と申しますか、所得を隠蔽したりあるいは仮装したというものにつきましては、それほど実はございせんので、たとえば重加算税を課しましたものは一割強というような数字に相なっております。この傾向も、特に徴税強化ということよりも、最近においてふえたということは認められないというふうに考えております。

○武蔵委員 ふえたかどうか認められないという主観的答弁じゃなくて、やはり三十八年、三十九年、四十年と、これの件数でひとつ明らかにしてもらいたい。その件数もここへ持っていまsekんか。金額はけっこうですか……。

○中嶋説明員 更正割合で申し上げます。
三十七年度につきましては、税務署所管分につきまして三六・五％でございます。これが三十八年度、三十九年度と下がるに従いまして数字を並べて申し上げますと、三六・五％、三一・四％、

三一・九％ということに相なっております。なお同じ年度につきまして調査課所管分について申し上げますと、八〇・三％、八二・一％、八〇・一％、かようになっております。

○武蔵委員 大臣もお見えになりましたから、私も約束の時間ですし、資料を要求しておきます。いまの四十年度分についての、たとえば年度間調査の数を入れて、資料にしてひとつ提出願いたい。調査班のものと査察のものと、さらにいまの税務署所轄のものと分けて……。どうも福田さんが大臣になつてから予算が大型になったのはいいいけれども、税収が欠陥を生じたために、どうも数

税強化の傾向にある、こういうちまたの不満もかなり聞きますので、数字の上で四十年度的分をひとつ明らかにしたいと思えますから、あとでひとつ資料で出してもらいたい。それから、さつき主税局長、資料で件数を出すというやつも出してもらいたい。

最後に、大臣せっかく来たから、ひとつ小さな問題ですが、私、ときどき群馬県の長谷川四郎代議士と話し合うのでありますが、魚屋さんが非常に塩つけの多い魚をオート三輪で運ぶ、最近魚屋さんも小さな三輪車、四輪車に乗っていますね。それで非常に腐食が激しいわけでありまう。こう

いうものは、やはり特別、耐用年数を縮めてやっていいんじゃないだろうか、魚屋の使用する運搬具ですね。そういう点をひとつ主税局としても十分検討していいんじゃないだろうか。特に耐用年数の場合は、これは行政府でかくてにやれるのですね。ですから、ひとつそういう点を検討しても

たいたいと思うのですか 大臣の所見いかがでございますか。

○福田(赴)國務大臣 検討することにいたします。

○武藤委員　よろしゅうございます。

○三池委員長　関稅定率法の一部を改正する法律案、関稅暫定措置法の一部を改正する法律案、関稅法等の一部を改正する法律案及び關稅法等の一部を改正する法律の施行に伴う關係法律の整備等に関する法律案の各案を一括して議題といたします。

御質疑はありませんか。――御質疑もないようでありますから、各案に対する質疑は、これにて終了いたします。

○三池委員長 これより討論に入るのであります
が、各案につきましては、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

おはかりいたします。
各案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、各案はいずれも原案のとおり可決いたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に関する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」
○三池委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○三池委員長　再び、物品税法の一部を改正する法律案及び租税特別措置法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を続行いたします。

ます。春日一幸君。

○春日委員 大臣に対する質問許容時間なるものは、大体のめどはどれだけですか。

○福田(赳)國務大臣 何時間でもいいですが、参議院との関係で、五時半……。

うのはどういふことですか。そんなことは認めま

せん。衆議院優位の原則を忘れてもらつては困る。われわれは歳入委員会として、ここにいま重要な租税関係法案の審議もまさに大詰めに迫つておるのです。この重要な段階において、衆議院における審議が阻害されるということがときときは、当然衆議院大蔵委員長の方の努力によつて、参議院と

の間に調整をはかってもらわなければならぬ。すなわち、われわれが十分審議を尽くすだけの時間の確保措置、これをとってもらわなければならぬ筋合いのものであると思いますので、わずか十五分間で退散するというのがごときことあらば、委員長不信任案を提出いたします。よって、さよう御承知を願いたい。

そこで質問をいたしますが、しかし、私も意地悪くねげるものではないかもしれませんが、重要な政策問題を集約して、端的に質問をいたしますから、ひとつ誠意ある御答弁を願いたいと思います。

これは、本委員会でごく数年来の懸案であります。

すが、福田さんが大蔵大臣になられましてから、いまだこの議論はかわされておりませんので、ひとつ、あらためて提起して、大臣の所見を伺いたいと思うのであります。それは小規模事業者に対する特別勤労控除の制度を設ける必要がないかという問題についてであります。問題は、現在租税の体系、所得税の体系が資産所得とそれから勤労

所得と、この二つに分けられて税の体系が組まれておるのでございます。すべての所得課税というのは、この二つの部分の中で組み立てられておるのであります。しかしながら、収入の実態がそのとおりであるならばそれでよい。すなわち、資産所得に属するものか、あるいは勤労の対価

つに明確に区分できるならば、私は現行本制でい
として発生する総と所管に属するものか、この二
つに明確に区分できるならば、私は現行本制でい
と思うのでありますが、大臣も御承知のとおり、
この実態はそうではないと思うので。特に、こ
に零細事業者と言つては語弊があるかもしれない
せんが、いわゆる法的にいう中小企業者です。な
これらの諸君は、自分の店舗なりあるいは自分の

工場なりを資産として彼らが提供しながら、彼ら自体がまた労働者として労働力を提供する。だから、零細事業者の所得は、すなわち資産から発生する所得と、みずからの労働の対価として発生する所得との合算所得である。そして、その合算所得に対して課税の方式は、ことごとくこれを資産所得の体系の中で処理がなされておる。これは私は、実態にそぐわないと思う。すなわち、その零細事業者が——極端な例を申し上げるならば、魚屋さんであるとか、旋盤が一台か二台で、従業員もなしにやっておるような町工場、あるいは労働事業家として象徴的にいわれておる大工、左官、とび、板金というような人たちですね。こういうような諸君の所得というものは、資産所得と労働所得の合算所得であるとするならば、そのような構成によって発生してきた所得に対しては、構成の淵源にさかのぼってそれぞれの区分課税がされてしかるべきであらうと思う。けれども、現実には一体どの部分が労働の対価として発生した所得であるのか、どの部分が資産から発生した所得であるのか、これを区分けするということは、現実の問題としてなかなか困難ではないかと思われる。だとすれば、やはりこれを推計して、そして何らかの政策的措置をとるべきではないかというのが、冒頭申し上げた労働事業者に対する特別勤労控除の創設を必要としないかという政策理論の趣旨であります。私は、そういうような意味合いにおいて、零細所得者というよりも、小額所得者の下積み、少なくとも八十五万円、これは社会党も、私も当面八十五万円までは夫婦子供三人の標準世帯における生活実費とこれを目しておる。したがって、観念的にはこのように、健康に文化的生活を行ない得る最低限の生活実費、これを八十五万円と想定するならば——あるいはこれが六十三万円でもよろしい。とにかく、想定されたその生活実費を一つの限界として、これに対しては——すなわち、労働の対価として発生した所得の中の下積み、これだけの分に対しては、それらの所得を得るに必要な経費として、これ

は勤労控除が十分の二引かれておる。その率を援用して八十五万円の十分の二、十七万円、これだけを特別勤労控除としてこれは控除すべき筋合いのものであると思うが、いかがでありますか。

若干説明をさらに加えますと、そのような経費が実際はかかるけれども、なかなか計上しがたい面がある。ですからこの説をなすのであります。が、たとえば、とうふ屋さんがとうふをつくらうと思えば、朝早く起きて、そしてこれを売りに行かなければならぬ。あるいは、うどん屋さんが仕事を終わって、かまを洗って寝るというまでには相当時間がかかる。午後の九時か十時までやって、それからどんぶりやかまを洗って寝るのには十二時ころまでかかると思う。そのためにはいろいろからだを使う、腹もへる、補給をせなければならぬ。だから、そういうような所得をすなわち労働の対価として発生する所得と政治的に認識するならば——認識することが前提ですけれども、認定するならば、そのような所得を得るためには当然それぞれの経費が伴うてくる。だが、事業所得に対してはそのような経費がいま見られていないですね。だから、これを労働の対価として発生した所得とみなし、そうして、みなした以上は、それを得るに必要な経費というものを特別勤労控除として控除すべし、私はこの理論は筋が立っておると思うのです。そして、しよせんは、われわれは本委員会において専門的にこのような政策理論を十分着目して、勤労事業者の要望にこたえなければならぬ大きな政策問題であると思うが、これについて福田大臣の御意見はいかがでありますか。つまり、いま所得のあるところに課税をなす、所得のある者にはことごとく課税をするが、それが二つに区分をされている。一つは、資産所得に対する課税と、一つは、われわれの歳費から給与、賃金、工賃、こういうような給与所得の性格のもの二つに分けられておる、二大区分がされている。そして、零細事業者たちの所得、中小企業事業者のうちでも特に勤労事業者、大工だとか、一人親方とか、とうふ屋、魚屋、そういう

うおやじたちがみんな働いて所得を得る、自分自体が自分の店で働いて、そうして所得を得ている。そういう資産所得と勤労所得との合算所得というものは現実にある。それを十分認識するしかないかですね。三つあるのを一つで処理している。このことは実態にそぐわない。だから実態に即して処理するとするならば、三区分の創設を新しくすべきであるが、そうすることはなかなか困難である。だから、租税特別措置の形の中でそれに対して政策的な救済を行なっていく必要があるではないか、こういうことなんです。だから、とうふ屋ならとうふ屋、魚屋なら魚屋は自分の店なんだ、だから自分の店から所得が発生するが、店からだけでは所得が発生しない。おやじが働くことによって初めて——そんな零細な企業で賃金を払って、給与を払ってやったならば所得が全然出てこない、赤字になつてしまふ。けれども、女房や子供と一緒に働くことによって初めてそこに所得が発生してくるんだから、だとすれば、そのような労働に対して所得があるのだから、その勤労所得を事業所得の中に含めてしまつて課税するということには実態にそぐわないではないか。しかもこれは、区分するということも区分しようがないから、したがって、何千万円という所得を得るような人にそういうことを適用せよというのではない。少なくとも百五十万円以下の所得を、小額所得とみなし、少額所得の中の下積み八十五万円——われわれの主張は八十五万円であるが、あなた方は現時点で文化的に健康的な生活が行ない得る最低限度を六十三万円とするならば六十三万円でもよろしい。それに対して十分の二、すなわち給与控除十分の二をかけた十二万六千円というものを特別勤労控除として、各種控除のほかに新しくこの控除を認めたらどうか、認むべきじゃないか、こういうことなんです。

もう一つ理論をふえんしたいと思うのですけれども、このことは、国税収入に大きな影響を与えらる面もあるであらうが、むしろ政策の効果は地方税にあるのです。というのは、あの事業税は給与所得、勤労所得にはかからない。ところが、大工さんや左官屋さん、自転車修理屋さんや洋服の仕立て屋さんは現実に働いてその所得を得ておるのであるから、現実の実態は労働者なんです。他の純然たる給与所得者には事業税がかからないけれども、自分の店で自分のマシンで働いておるから、その所得全部に事業税がかかっておる。そのことは、これは深遠なる徴税理論だと思ふのでよく御理解を願いたいと思うのだが、洋服の仕立て屋さんも自転車の修理屋さんも大工もともども現実に働いて所得を得ておる、他の給与所得者である工賃、給与、歳費をもらつておる者は事業税がかからないけれども、自分のマシン、自分のスベナ、自分の旋盤で働いておる者は事業税を納めておる。だから私は、いま国税のほうで、少額所得者の中の下積み何十万円まではこれが勤労の対価として発生した所得であると法律的にみなされることになれば、そのみなされた額だけは事業税においても当然免税がされる形になつてくると思う。免税点がいま事業税の二十三万円か何か六十三万円なり八十五万円なり、設定された免税点までが事業税の非課税措置が自動的にとられる形になると——中小企業等協同組合法の二十三条でも中小企業団体法でもそれぞれ国はそのような小規模事業者に対して税法上、金融上、特別措置をとらなければならぬと述べておるのでありますけれども、そういうようなことは、国民金融公庫のワクをふやしたとか、基礎控除、扶養控除を引き上げたとかいうようなことで政府は答弁されておりますが、現実には特に彼らだけにフューバーが与えられるような政策というものは、いろいろ研究もし、勉強もしてきたのだが、このことなくしてはかのことをやつたところで、それは通り一べんのことで、そのものずばりの対策を講じたことにならない。私はこれは長い間の懸案であるから、もっとすみやかに実現をはかられてしかるべき筋合いの問題であると思うが、福田さんは大臣に御就任になって、税の根本的改革まで大いにその決意を持って意気

込んでおられるので、この機会にこの問題については十分御検討をお願いしたいと思うが、御所見はいかがでありますか。

○福田(税)国務大臣 深遠なる所得税理論を拝聴いたしました。これは給与所得があるいは資産所得かということになっておりますが、お話を聞くと、これは非常に複雑な内容かと思ふのです。理論上は、あなたが申し上げられるように、どうも資産所得と給与所得との混合じやないかというふうな気がいたします。しかし、これを徴税というか、税務の一般の運用面から見ても、お話を聞くと、お話を聞くと、純粋の勤労所得者との間に問題があるわけなんです。勤労所得者のほうはガラス張りだ、どうも洗いやらいやられちゃう、しかし事業所得者は、零細事業所得者といえども、どうもいろいろとかくれみのもあるのじやないかというふうなことも言われるわけでありまして。そういうふうなことで、これを一朝一夕に是正するといふことはなかなかむずかしい問題なんです。まあしかし、勤労所得者と事業所得者との間の権衡といふものが、税務の合理化によってどうしても実現していかなければならぬ、こういうふうな思いが、現状は遺憾ながらいろいろの批判を聞かれるような状態です。その聞かれる批判に対して、ただいまお話をうな制度を取り入れるという、一そうそれにまた拍車をかけるようなことになりかねない、こういうふうな感じがいたします。高邁な御議論ではありまするが、もう少し一般の事業者に対する課税の水準というものが上がってきた後においてでないと、ちょっと取り上げにくい問題じやないか、そんな感じをいまいたしておるわけでありまして。

○春日委員 私は、いまやこの問題は重要な段階にまいっていると思ひます。大臣に特に御聞きを願ひたいと思ふのでありまするが、いま大臣の御答弁を整理して裏から申しますと、事業者は、大なり小なり脱税をしておるのだ、だから多少の無理があつてもしんぼうでできるじやないか、こうい

うことであらうと思ふのであります。けれども、だんだん経済が安定をしてまいりまして、税のモラルも高まつてまいつておると思ふ。それからもう一つは、法律が厳然とありまして、多少隠蔽をしたものは五六年過去にさかのぼつて重加算税でこれをめし上げるという制度になつておるのであります。それから、私は、いまや脱税なんというふうなものはだんだん数が少なくなつてまいつておると思ひます。これは納税者が自覚して、みずからこれを絶無にしていかなければならぬと思ふ。だから、私も、私どもがここで制度として論ずる場合は、業者はおそらく大なり小なり脱税してゐるから、ちよつと理論では筋は通らないけれども、この程度のことではやむを得ぬのだ、こういうことでは問題の解明にならぬと思ふのです。脱税者を法律に照らしてどんな処断していかなければならぬ、その体制が法的に確立しておる。法的措置がとられておる。それから納税者も、これはもう脱税したら五年間さかのぼつて取られるのだし、そして勤労給与所得者がばりつと全部猶予なく取られておるのだから、われわれもおさめなければならぬといふ自覚が次第に高まつてきておる。そういうような現時点において、この問題はもはや政策論として、徴税理論として厳正な回答を与えていかなければならぬことになつておる。これは大臣御承知じやないと思ふので御承知をお願いいたします。御承知だと思ふのですけれども、村山直税部長時代に、これはわれわれが社会党当時、昭和二十九年、いまから十年前にこの議論を行つて、村山君は少なくとももつともだと政策的にこれに同調しました。そして、当時彼は直税部長でありましたけれども、国税庁の直税部長通達を出して、大工、とび、左官、板金、植木職等の所得に対する特別措置を出した。そして、その当時はベースも下でございましたけれども、こういうふうな勤労事業者の所得のうち、五十万円までの所得は、勤労の対価として発生した部分が何十%、また七十万円までは何十%と区画し、その後この直税部長

通達によつて徴税がなされておりました。そして、実質上、法律によらずしてそのような区分措置がすでに行政措置でなされてきておる。それでですね。その事実関係について、ひとつ塩崎局長から御答弁願ひます。

○塩崎政府委員 私、課長時代から春日委員の小規模事業者に対する特別控除論をずっと承つてきて、また研究もしてまいつたのでございます。ただ、ただいま御指摘の村山直税部長時代の「大工、左官、とび、板金、植木職」に對しますところの給与所得の扱いというものは、少し趣旨が春日先生の言ひと違つた意味で出ておることは、春日委員御承知のとおりでございます。御存じのように、大工、左官、とび、板金、植木職のような、全く——全くと申しますか、比較的資本金的な手段のない方々の、いわゆる自由職業に類するような所得者、このうちに、おっしゃるやうに給与的なものがござりますが……

○春日委員 わかりました。大臣、時間がたつてから、結論にしまししょう。大工、とび、左官、板金、植木職なんというのは、大體資本金的な格の持つ度合いが少くないといわれるけれども、八百屋さんなんか、店に一体何万円の野菜があるか、ほんとうに数えてみたらかつたかと思ふ。魚屋さん、自転車、修繕屋さん、ミシン屋さん、ミシンなんか實際一萬八、九千円で買えますよ。だから、そういうふうな零細事業者の所得を得る資産的投資といふものは大したものじやないんだ。現実問題として大同小異なんです。だから、村山君の當時踏み切られたこと、それは彼が単独に踏み切つたのではない。あなたと相談して踏み切つたんだ。それも、法律によらずして、行政措置でそういうふうな違法行為も政策上必要であるといふことでやられておるのです。当時考へたことは、初心忘るべからずといふこともあるし、そんな大きな問題が法律の定めなくして行なわれておるといふことは重大なことなんだ。けれども、それはいいことであるし、合理性のあることだといふ客観的評価でこのことはそのまま推進されてきておる。私が言うのは、モラルが高まつた、そして経済はおおむね安定したと見るべきである。脱税者も少なくなつてきたんだし、脱税に対する追求措置もばりつとしてきたんだから、このとき所得発生の実態に即して、徴税方式もこの実情に即するやうにこれを改善改革をしていく必要があると思ふ。

以上申し上げましたが、これはいろいろ押し問答になつてもしょうがないと思ふので、これは各党交えて、そして、ひざとも談合といふことがある、十分ひざ突き合せて相談をして、長い間の懸案でありますから、そうして現実に行政措置で行なわれておることでもありますから、それを法体系にオーソライズして、徴税理論の完べきをばかり、徴税行政を公正なものにしていくやうに大いに御努力ありたいことを強く要望いたします。毛利君がやかましてくたなわぬから、あなたは行くなら行ってください。

それで、主税局長がその気にならなければこの問題はなかなか前進しない。あなたが批判的ではなかなかに前進しない。あなたは非常にがんこだけれども、よく勉強されておるし、いまや渡邊喜久造なきわが国においては、まあ山中貞則とあなたくらゐが税金の問題のくろくろと衆だと思ふ。本氣になつてこの問題をひとつ研究願へませんか。あなたの所見はいかがですか。

○塩崎政府委員 先ほどの小規模事業者に對します特別控除、これは、私は、私はまことに小規模事業者の支払い能力を考えた一つの御意見だと思ひます。しかし、これにつきましてもいろいろの問題点がござります。第一は、大臣のおっしゃつたやうな一般の給与所得者のほうがガラス張りであつてといふやうな議論が第一に出てまいります。第二には、何といつても、資産を持ち、技術を持った方の所得は、確かに資本と労働の共同ではございませうけれども、雇用関係だけに結ばれた所得者とは違つた面がありはしないか、と申しますのは、やはり給与所得者のほうが、私どもの考えでは、一代限りの所得であり、おやじが死ねばその子供

はその事業を継続しないというような情けない立場にある。そんなことを考えますと、相対的に見まして、給与所得者の割り高になるような新しい特別控除を設けること自体どうか、そんなことを離れて、給与所得者ももう少し上げ、小規模事業者にも特別控除を設け、ただ資産所得からなるものについてのみ普通の課税をしたかどうか、こういうことがその次に考えられるわけでございます。そうなりますと、そのこと自体、資産所得だけが重課されたかっこうになります。現在租税特別措置法におきまして種々の施策が講ぜられております。はたしてこういったことが実現性があるかどうか、このあたりも考えてみなければいかぬと思ひます。第三には、事業税の問題を春日先生御指摘になりました。確かに、個人事業者ならば事業税が二十四万円をこしますと課税になる、そこにつとめられる他人労働者というものは事業税は課税にならない。確かにこういった点が問題でございます。一方、法人企業になりますと、給与部分については事業税はかかりません。法人利益の計算上費用になる、こんなようなことがありまして、事業税につきましては、確かにそういう面では問題でございます。そのあたりを勘案いたしまして、昭和二十九年の先ほど御指摘の通達は一入親方——親方といつても、事業所得者ではありながら、同時に毎日毎日植木屋さんとなりましてある家庭に働きに行く、その際には若干その家庭に雇用されたものだというふうな見方もできるではないか、営業者と違ひまして、生産手段の少ない資本的な手段の少ない方々には、こういう所得のうちには給与所得的なものがあるであろうというふうな一つの推定をしまして、御存じのように百五十万円以下の収入金額のうちにはおっしゃるような何%かの給与所得はあるであろう、そんなような関係を見まして、事業税の課税標準から見ても、こういった方々に対して資産所得課税的な要素を有する事業税は課税しないほうがいいんだらう、こんなふうなシステムをとったのでございます。その二十四万円自体がいいかどうか、今後の検討問題でございますが、いまのところ資本と労働との共同による所得、給与所得者による単純なる労働による所得、それらからまた資産からなる所得、これらの間のバランスから見ると、おっしゃるのとおり私も小規模事業者について担税力のある程度の開きはあることは認めるのでございますが、現在の状況では慎重に検討しないとなかなか容易に進み得ない、かように考えております。

うか、今後の検討問題でございますが、いまのところ資本と労働との共同による所得、給与所得者による単純なる労働による所得、それらからまた資産からなる所得、これらの間のバランスから見ると、おっしゃるのとおり私も小規模事業者について担税力のある程度の開きはあることは認めるのでございますが、現在の状況では慎重に検討しないとなかなか容易に進み得ない、かように考えております。

○春日委員 私、この問題は非常に重要であり、根が深い、そしてその根も一部すでに大地に根をおろしておるのですから、よく考え直していただきたいと思う。いま給与所得者の所得はガラス張りだと言われておりますけれども、しかし、見ようによっては、その所得というものは全く安定しておるんですね。たとえば、あなたの所得なんか、相手が日の丸というものですね、だから何も不安はない。ところが、零細事業者の所得というものは絶えず危険にさらされておる、風前のともしびみたいなものですよ。朝は朝星夜は夜星というけれども、全くそのとおりなんです。日曜だって働かなければならぬ。六時がきたからすつとやめるといふわけにはいかない。祭日だって出勤しなければならぬ。そういうような中で働かなければ、零細事業者のなりわいは成り立たないものであるという、この実態をあなたはよく見きわめなければいかぬ。相手が日の丸であるとか、日暮れ腹減り式ではなかなかつとまりやしない。勤務中にマージャンやるような官僚も絶無ではないやうで、大蔵省にはあつたやうに先国会で聞いたけれども、そんな労働事業者はない。あれば、自業自得で、たちまち商売は失敗してしまふんですね。だから、零細事業者がその所得を得るためには容易ならざる努力が払われておる。その努力のためには経費が当然伴うてくるであらう、そのような経費を見てやらなければ、いつまでたつてもこの零細事業者たちは資本の蓄積もできないし、その企業の安定もはかり得ないのである。忘れもしませんけれども、昭和三十四年にあの中小企業団体

法ができました。あの当時私の籍は社会党でありましたが、わが党はその当時中小企業団体の組織に関する法律という案をつくつて、その中に零細事業者のために特別勤務控除の制度を設けなければならぬというのが打ち出されてあつた。そして、忘れもしぬけれども、五月の連休のときに自民党と社会党の共同作業であれを修正したときに、そのとき両党間の申し合わせ——これははっきりしておりますから思い起こしていただきたいと思うのだが、小笠公昭君、それからいまだ労働大臣をやつておる小平君、それから神戸のゴム屋さんの首藤新八君、それからいまだなくなられた私どもの水谷長三郎君と私と、それから北海道のあれと六人でやつたときに、この条文は第二十三条にひとつたな上げしよう、二十三条にたな上げするということは、後日その実現をはかり、団体法第二十条には小規模事業者のために、政府は税法上金融上特別の措置を講じなければならぬ、という、こういう宣言規定をしたのだけれども、あなたのほうはこれを訓示規定と読み流して、たびたびわれわれが公約に基づいて追及すると、やれ基礎控除を上げたとか、国民金融公庫の資金ワクをふやしたとか言つておるけれども、そういう筋合ひではございませんでした。あの昭和三十四年にそのことを言つたのは、昭和二十九年に直税部長の通達を出さしめたことを生かしてこういう行政措置がとられておるのだから、これを法的措置にオーソライズしろと言つただけだけれども、いまごろ団体法が反対の中で成立せしめようとしているときに、いろいろと議論の末、そし、な問題があるから、これはひとつ特に一條設けようというこで二十三条を創設して残されてきておる。のど元過ぎれば熱忘れで、そのまゝ忘れてしまつて、この問題がそのまゝ柳に風と吹き流されてきておる。私は、この問題は、あなたもほんとうに情熱をひきつけて主税局長になられた、あと二年くらいは寿命があると思う。その間にこれは真剣にひとつ取り組んで、そうして全日本のそのような労働事業者のために、あなたは、彼らが担税

力の乏しき、所得の少なき、日々の事業の困難さ、こういうものを考えて、今日大工、とび、左官などに与えられておりますフューバー、これが一番前進して、的確なる法的根拠がその政策に与えられ、ということとは当然のことだと思ふ。だから、ガラス張りの觀念に見合ふところの中小企業者の経営の困難性、その所得を発生せしめるための辛酸ですね、これをよく理解されて、あなたの方給与者がうちに帰つてしまつたときに、うどん屋さんはかまを洗つておる、まだみんなが朝、春眠曉を覚えずと眠つておるときに、とうふ屋さんは笛を吹いて町々を歩いておるのだから、そのようにしてあんな零細所得を得たのだから、それに対する何らかの見返りをやつて税負担の軽減をはかり、よつてもつて、彼らの自己資本の蓄積をしていく、担税力を軽減していく、これはひとつ良心的に——あなたが非常な情熱を持ってその職にあられるこのことに私は大に期待する。そうして、その実現を大臣、政務次官に十分働きかけられ、また与党のほうも山中、坊岡責任者がもう耳にたこができるくらいこの話は聞いてくれたと思うから、この際、ひとつ実現のために御努力をお願いしたいということを強く要望いたします。

それから、せっかくの機会ですからもう一つあなたにお願いをしたいと思ふんだが、中小企業の従業員のための福祉厚生施設に税法上単年償却の特別措置を講ずる意思はないか。いま中小企業問題はさまざまな税制の問題、金融の問題があるが、より大きな問題として労働問題が論ぜられておる。人手不足である。なぜ来ないか。拘束外時間に従業員に対する施設が何もないということですね。だから、鉄工場の小僧や商店の店員等は二階の片すみに寄つて古びた週刊誌でも寝ころんで読んでいる。何も楽しみがない、あじけない日々を過ごしておる。だから、彼らはなかなか中小企業に行きたがらない。大企業へ行つてしまつて中小企業の人手不足となる。これが中小企業問題の大きな問題になつてきておる。だから、企業主が彼らに拘束外時間をエンジョイせしめることのため

には、たとえば図書館をつくるのもよろう、ピンポン場をつくるのもよろう、あるいは甚、将棋、そういういろいろの福祉施設をつくつたらどうか。しかし、小規模資本の中小企業者にはなかなかそんなことは自己資本ではできないことではない。だから、この場合、協同組合なり、さらに協同組合連合会等で中小企業従業員の福祉厚生センターというものををつくる。そうすると、そこへの出資金ですね、そういうようなものを損金算入として認めていくとかあるいは単年償却を認めていくとかして、税金によって中小企業の従業員、店員、工員が大企業と機会均等の立場を確保することが出来る。これは私は税法による政策として、産業政策としても必要不可欠の問題ではないかと思う。いまや、中小企業に対する各種の特別措置が講じられてきている。しかし、この問題はなお目残しになっているが、このような政策は必要とは思わないか、いかがでありますか。

○塩崎政府委員 春日委員のおっしゃるように、中小企業の福利厚生施設あるいは宿舎等の施設、このあたり大企業に比べておくれた部分でございいます。私も特に中小企業の社宅のおくれを考えておるのでございますが、社宅等につきましては、現在貸家住宅の特別償却等による繰上り奨励しておるところでございます。さらにまた、一般的に中小企業のための特別償却は広範に認められるところでございます。機械、建物につきましては、大企業ならば、合理化機械ではないけれども、中小企業にとっては合理化に役立つ機械であるといった程度のものについて、私もはおっしゃるような御趣旨をくみまして相当思い切つてしているつもりであります。おっしゃる点は、福利厚生施設を中小企業者が寄り集まって広くやつたらどうか、その際に税制上の援助を与えることはできないか、こういう御質問でございます。春日委員御存じのように、今回御提案申し上げております中小企業構造改善準備金という制度を設けております。これは、中小企業者が中小企業の構造改善の

ために協同組合等に出資したものは損金に算入する、また、協同組合のほうでこれを一定限度までためまして、たとえば合理化機械を取得する等の措置を講ずるならば、そこで特別償却を認める、こんなようなことを考えております。したがって、御趣旨の線が中小企業構造改善準備金の中で実現できるかどうか、これは中小企業庁の要望に基づきましてでき上がった制度でもございまして、ひとつ研究いたしまして、できる限り御趣旨の線に沿うような方向で努力したい、かように考えております。

○春日委員 ただいまの局長の御答弁によりますと、構造改善事業の中の一項目としてこれを取り上げてみてどうかという御意見でございます。私はそれでも一歩前進であろうと思ひます。あるいはそのような方式によつても全面的にその趣旨が達せられるかと思うのであります。が、願わくば、このような中小企業従業員の福祉厚生問題というものは、いまや大なる政治問題として、一個のやがて個性ある政治問題になつておるのです。だから、さまざまな構造改善の中のたとえば、というようなことではなくして、これは労働政策としても中小企業政策としても当然のことなんです。不良化を防ぐ問題にいたしまして、これは二重、三重の効果があると思はれるので、したがって、店員、工員諸君が拘束外の時間を健全なる娯楽施設を持ち、休業時間によつてその休養をとるということを可能ならしめることのために、私は、単独政策を講じて、そうして純粹の直撃的效果の確保をはかるべきではないかと思ふ。この点については、十分御検討の上、御実現願ひたいと思ふ。

それからもう一つだけ伺つておきますが、いま自由民主党は福祉国家の建設を、われわれは中産階級国家の建設を、社会党は社会主義社会の建設を政治目標にしていろいろと政治活動を行なつておるわけでありまして、やはり福祉国家といひ、中産階級国家といひ、それらのものは自分の家に住んで、そして若干の貯金を持つて、ま

あ文化レベルの生活が営み得るということになると思ふ。だから、自分の家を持つということ、資本主義社会においてはやはり努力目標でなければならぬ。いわんや、今日の段階においては住宅難で、これは全く重大な問題になつておる。西ドイツなんかでは、政策の悪平等を避けて、重点施策を定めたならば、そこへさまざまな政策を総合集中させていく、これは御研究になつておるところであらうと思ふが、たとえば、船腹を拡充したいと思へば、造船株を買つた者は税法上の特例減免措置を講ずる、自己資金によつて自分の住宅を建てた者については、一定の割合でこれを税法上損金算入を認めていくとか、いろいろの制度を講ずることによつて今日西ドイツにおいては住宅問題も解決した、あるいはそんな手段を講ずることによつて海運政策も解決をした。戦後、まるで鳥が毛をむしられてまる裸になつてしまつたような西ドイツが、わが国の人口の半分で、国土も何分の一かでわが国の経済をはるかに凌駕するあのよう繁栄を遂げておる。ここには政策のパテントがあると思ふのです。そのパテントは、政策的悪平等を避けて、重点施策を講じておるからだと思ふ。いまや、わが国において住宅政策というものが緊急焦眉の政策であるとするならば、自己資金によつて住宅を建設しようとする者に対して、所得の中から一定の限度を定めてこれを損金に算入せしめて、よつてもつて、住宅建設を刺激していくということなんかも、私は有難、有効な政策手段ではないかと思ふ。これを早期に実現をはかるの御意思はないか、いかがでございますか。

○塩崎政府委員 けさはとも税制特別措置法の二十九条に関連いたしまして山田委員から御質問がございました。私も、いま春日委員のおっしゃいました持ち家奨励を大いに促進することは税制上もとるべきだと思ひ、あのような提案をしたわけでございます。もう一歩進んで、住宅貯蓄控除あるいは住宅建設控除というようなものを考えたかどうかという御提案でございます。この点は、各方面からこのような要望が強く、現在にお

きまして私どもに対する大きな宿題となつております。しかし、残念なるかな、住宅貯蓄というものはまだ現在の金融、貯蓄の段階では進んでおりません。しかしながら、住宅政策は大きな課題でございますし、各方面の要望が強いようございいます。私も、住宅貯蓄の普及を含めて今後検討してまいりたい、また検討するよう期待されておりますので努力してまいりたい、かように考えております。

○春日委員 住宅預金制度については、これを制度として設けるということについて局長は相当意欲的のようでございます。いまいろいろ政策が同時並行的に実現が迫られておりますけれども、私は、何といつても、現在の段階では、それぞれ自分家を持たせようという方向へ政策の指導がなされていくことがきわめて必要なことだろうと考えます。特に、西ドイツの例なんかでは、その手段によつて成功を勝ち取つておるのでありますから、ひとつ、藤井政務次官も十分御努力をいたしたい、その御実現をはかつていただきたい。

あと十分くらいいいそうでありまして、もう一つ物品税について伺ひたいと思ふのだが、あの免税点が課税品に対して設定されております趣旨、これは一体何でありますか、お伺ひしたい。

○塩崎政府委員 春日委員も十分御存じの点でございます。私から申し上げる必要もないかと思ひますが、いろいろ理由があります。しかし、まず第一には、やはり消費税の性格からいたしまして、一定金額以下のような大衆的なものは課税しないほうが、消費税の理論から適當ではないか、安からう悪からうという御批判もございいますけれども、やはり大衆が購入するものは比較的値段の安いものである、そういうものが消費税をはずしたほうがよろうというものが、免税点のとられる一番大きな理由だろうと私は思ひます。

第二には、これも春日委員もう御存じのとおり、で上がる商品は相当高級なものもあり、さ

第一類第五号 大蔵委員会議録第二十五号 昭和四十一年三月二十三日

三三

らにまたぜいたく視されるものがございます。しかしながら、その製造する者あるいはそれを販売する者は、非常に零細な、春日委員いつも指摘される小規模事業者のような方がおられるわけでございます。このような方にとりましては、物品税は消費者に転嫁するといへ、苦痛が伴うものでございます。また、税務もそういった面でトラブルが起こることを好まない、このような見地から、第二の理由といたしまして、税務上のトラブルを少なくするという意味といたらいかがかわかりませんが、そんなような観点から一定金額の免税点ができ上がっており、こういうことが言えるかと思ひます。その他いろいろ理由がございますが、大きくいってこの二つであろうと私は考えております。

○春日委員 ただいまの局長の御答弁、全く私も同感でございます。そのような趣意を踏まえて、さて、本年度この物品税に対する施策が講ぜられるにあたりまして、私はいささか矛盾があるのではないかと思ひます。正確には私どもは存じ上げませんが、新聞報道によりますと、今回物品税の軽減措置ははかられた。すなわちそれは、一つには税率の軽減、それから免税点の引き上げ措置、この二つがとられたと思うのでございます。しかるところ、今回税率の軽減措置のとられたものは免税点の引き上げ措置はとらない、こういうこととございまして。だいたいたしますと、いままで免税点が設定されておりますその意義は、いまお話の中にあつたような、大衆品には課税をしないで、大衆課税のそりを回避するとか、あるいは産業政策上、中小企業者に対するその負担、苦痛、こういうものを緩和することのためにとられたとする。だとすれば、税率を下げるのと、大衆課税の問題と、それから産業政策上の問題とは全然土俵が違うと思ひます。特にお考えを願ひたいと思ひますことは、片方をやつたものは片方をやらないということは、私は変だと思ひます。ということは、たとえば大衆税の問題であります、御承知のとおり、免税点は本委員会においてもすでに五年くらいノータッチでございますか。何年でず

り、免税点は本委員会においてもすでに五年くらいノータッチでございますか。何年でず

○増崎政府委員 三十七年ですから、四年目でございます。この四年間ノータッチで推移してまいつたのでありますが、四年前といえども、これは最小限に免税点の引き上げを押えてきた。この経過は、言うならば、不満足なものであつた。この四年間に日本の経済はうんと成長してあります。経済、国民所得から何からすべて成長し、よつて生活水準も高まつてきておると思ひます。だから、四年前に、たとえば千円なら千円で設定されたところの大衆品というものは、今日ではこれでは大衆が満足しない状態に移行してないか。のみならず、生産コストも高まつております。その当時千円でできたものが、四年後の今日においては高度成長政策、所得倍増政策等全く変わつてきております。物価も高くなつておるから千円ではできない。悪くなつておる。一方においては、もう少し高級品を欲する。こういう情勢の中において、税率を下げたから免税点は引き上げないということは、大衆課税というものを特に避けたというこの趣意がかなわぬ形になつてこないか。わけて、産業政策上、中小企業、零細企業に対する苦痛の問題ですけれども、この問題も同然でございますが、特に御理解を願ひたいことは、三千円なら三千円、千円なら千円という免税点があれば、中小企業者はそれ以上のものをつくらない、免税点以下の製品にとどめておる、こういうことです。そういうことは、品物をよくしようと

い、製作技術がないから、外国からそういうデマンドがあつてもこれを供給することができない。あたかも輸出のチャンスを通しておるという形にならないか。だから私は、税収入の面から判断をいたしまして、いま千円であるものを千五百円に上げるとか、高級品には課税するという観念なんだから、したがって、それが高級品にわたらざる範囲で実質的に大衆課税を回避し、かつ、産業政策上の立場から考慮しても、この際すべからず免税点は相当程度引き上げるべきではないか。四年前と同じ形ではおつておることは適當ではないのではないか。わけて、片一方において大衆課税のそりを回避しよう、そうして産業政策上引き上げる必要ありということ、税率軽減措置をとらざるものは免税点を引き上げられておるのだから、現実には免税点を引き上げようとおるのがあるから、そういうような政策目的というものは、他のものにも、すなわち税率軽減措置をとられたものでも、これは免税点を適當に引き上げてしかるべきではないかと私は思ひます。それで税収が大きく減るならば、これはまた、国の財源という問題から、財政上の理由から十分検討せなければならぬと思ひます。中小企業者たちは、三千円が免税点なら三千五百円のものをつくらないのだから、千円が免税点なら千二百円のものをつくらないのだから、税金はちつとも入つてこないのだから、だから、これが五千円も七千円も飛躍的に高められては、これは高級品に對しても非課税になるから、それはいけないでしょうが、これが二割とか三割とかという度合いで、すなわち四年間の経済発展の実情に照らし、あるいは給与、賃金、そういうようなものが上昇したそのテンポに合わせ

果とは効果が違う場合があることはもう御指摘のとおりでございます。しかし、私どももいたしまして今回の物品税を御提案申すに至るまでには、そういう点も十分考慮しまして、やはり何といたしても物品税の課税対象となつておる品目ごとに判断して、それができる限り広い範囲に利益が及ぶ方法を考えたのでございます。もちろん、財源が多くなればなるほどその範囲も広がるわけでございますが、何ぶん三百四十七億圓という限られた財源の中でできる限り広い範囲に利益が及ぶよう、こういう関係でございますので、私どももいたしましては、先ほど御指摘のように、税率引き下げのあつた商品につきましては、免税点はひとつ遠慮していただく、しかしながら、免税点は中小企業者、零細企業者にとつての影響が大きいものでございます。したがって、零細企業者が特に希望する、零細企業者にとつてフェーバーの大きいようなものにつきましては免税点でいい、そのかわり税率は引き下げない、こういうことを採用したところでございまして。もちろん、こういった点は今後とも財源の許す限り検討しなければならぬと思ひます。でございますが、現在のところは、税率引き下げと免税点の引き上げとは、これはひとつ別途にお考え願ひたい、もちろんねらいは違ひますが、財源さえ許せばそういうことも可能でございますが、今回はそういう意味でとらなかつたところでございまして。

○春日委員 財源さえ許せばということをお申されておりますけれども、私がいま指摘いたしておりますように、免税点をその何倍かに引き上げれば、財源に、税収に影響を与えますけれども、しかし、現実には零細業者たちは免税点以下のものしかつくつていないのであるから、したがって、そのものに関する限りは物品税収入はあがつていないのである。だから、これを私は倍にしようとか三倍にしようとか言うのじゃない。二割とか二割五分とか三割とか、この四か五年間の推移にかんがみて、経済の実勢に即した免税点の引き上げをやつてやれば、これは中小企業者が喜ぶ、技術の水

○春日委員 この四年間ノータッチで推移してまいつたのでありますが、四年前といえども、これは最小限に免税点の引き上げを押えてきた。この経過は、言うならば、不満足なものであつた。この四年間に日本の経済はうんと成長してあります。経済、国民所得から何からすべて成長し、よつて生活水準も高まつてきておると思ひます。だから、四年前に、たとえば千円なら千円で設定されたところの大衆品というものは、今日ではこれでは大衆が満足しない状態に移行してないか。のみならず、生産コストも高まつております。その当時千円でできたものが、四年後の今日においては高度成長政策、所得倍増政策等全く変わつてきております。物価も高くなつておるから千円ではできない。悪くなつておる。一方においては、もう少し高級品を欲する。こういう情勢の中において、税率を下げたから免税点は引き上げないということは、大衆課税というものを特に避けたというこの趣意がかなわぬ形になつてこないか。わけて、産業政策上、中小企業、零細企業に対する苦痛の問題ですけれども、この問題も同然でございますが、特に御理解を願ひたいことは、三千円なら三千円、千円なら千円という免税点があれば、中小企業者はそれ以上のものをつくらない、免税点以下の製品にとどめておる、こういうことです。そういうことは、品物をよくしようと

い、製作技術がないから、外国からそういうデマンドがあつてもこれを供給することができない。あたかも輸出のチャンスを通しておるという形にならないか。だから私は、税収入の面から判断をいたしまして、いま千円であるものを千五百円に上げるとか、高級品には課税するという観念なんだから、したがって、それが高級品にわたらざる範囲で実質的に大衆課税を回避し、かつ、産業政策上の立場から考慮しても、この際すべからず免税点は相当程度引き上げるべきではないか。四年前と同じ形ではおつておることは適當ではないのではないか。わけて、片一方において大衆課税のそりを回避しよう、そうして産業政策上引き上げる必要ありということ、税率軽減措置をとらざるものは免税点を引き上げられておるのだから、現実には免税点を引き上げようとおるのがあるから、そういうような政策目的というものは、他のものにも、すなわち税率軽減措置をとられたものでも、これは免税点を適當に引き上げてしかるべきではないかと私は思ひます。それで税収が大きく減るならば、これはまた、国の財源という問題から、財政上の理由から十分検討せなければならぬと思ひます。中小企業者たちは、三千円が免税点なら三千五百円のものをつくらないのだから、千円が免税点なら千二百円のものをつくらないのだから、税金はちつとも入つてこないのだから、だから、これが五千円も七千円も飛躍的に高められては、これは高級品に對しても非課税になるから、それはいけないでしょうが、これが二割とか三割とかという度合いで、すなわち四年間の経済発展の実情に照らし、あるいは給与、賃金、そういうようなものが上昇したそのテンポに合わせ

果とは効果が違う場合があることはもう御指摘のとおりでございます。しかし、私どももいたしまして今回の物品税を御提案申すに至るまでには、そういう点も十分考慮しまして、やはり何といたしても物品税の課税対象となつておる品目ごとに判断して、それができる限り広い範囲に利益が及ぶ方法を考えたのでございます。もちろん、財源が多くなればなるほどその範囲も広がるわけでございますが、何ぶん三百四十七億圓という限られた財源の中でできる限り広い範囲に利益が及ぶよう、こういう関係でございますので、私どももいたしましては、先ほど御指摘のように、税率引き下げのあつた商品につきましては、免税点はひとつ遠慮していただく、しかしながら、免税点は中小企業者、零細企業者にとつての影響が大きいものでございます。したがって、零細企業者が特に希望する、零細企業者にとつてフェーバーの大きいようなものにつきましては免税点でいい、そのかわり税率は引き下げない、こういうことを採用したところでございまして。もちろん、こういった点は今後とも財源の許す限り検討しなければならぬと思ひます。でございますが、現在のところは、税率引き下げと免税点の引き上げとは、これはひとつ別途にお考え願ひたい、もちろんねらいは違ひますが、財源さえ許せばそういうことも可能でございますが、今回はそういう意味でとらなかつたところでございまして。

○春日委員 財源さえ許せばということをお申されておりますけれども、私がいま指摘いたしておりますように、免税点をその何倍かに引き上げれば、財源に、税収に影響を与えますけれども、しかし、現実には零細業者たちは免税点以下のものしかつくつていないのであるから、したがって、そのものに関する限りは物品税収入はあがつていないのである。だから、これを私は倍にしようとか三倍にしようとか言うのじゃない。二割とか二割五分とか三割とか、この四か五年間の推移にかんがみて、経済の実勢に即した免税点の引き上げをやつてやれば、これは中小企業者が喜ぶ、技術の水

○春日委員 この四年間ノータッチで推移してまいつたのでありますが、四年前といえども、これは最小限に免税点の引き上げを押えてきた。この経過は、言うならば、不満足なものであつた。この四年間に日本の経済はうんと成長してあります。経済、国民所得から何からすべて成長し、よつて生活水準も高まつてきておると思ひます。だから、四年前に、たとえば千円なら千円で設定されたところの大衆品というものは、今日ではこれでは大衆が満足しない状態に移行してないか。のみならず、生産コストも高まつております。その当時千円でできたものが、四年後の今日においては高度成長政策、所得倍増政策等全く変わつてきております。物価も高くなつておるから千円ではできない。悪くなつておる。一方においては、もう少し高級品を欲する。こういう情勢の中において、税率を下げたから免税点は引き上げないということは、大衆課税というものを特に避けたというこの趣意がかなわぬ形になつてこないか。わけて、産業政策上、中小企業、零細企業に対する苦痛の問題ですけれども、この問題も同然でございますが、特に御理解を願ひたいことは、三千円なら三千円、千円なら千円という免税点があれば、中小企業者はそれ以上のものをつくらない、免税点以下の製品にとどめておる、こういうことです。そういうことは、品物をよくしようと

い、製作技術がないから、外国からそういうデマンドがあつてもこれを供給することができない。あたかも輸出のチャンスを通しておるという形にならないか。だから私は、税収入の面から判断をいたしまして、いま千円であるものを千五百円に上げるとか、高級品には課税するという観念なんだから、したがって、それが高級品にわたらざる範囲で実質的に大衆課税を回避し、かつ、産業政策上の立場から考慮しても、この際すべからず免税点は相当程度引き上げるべきではないか。四年前と同じ形ではおつておることは適當ではないのではないか。わけて、片一方において大衆課税のそりを回避しよう、そうして産業政策上引き上げる必要ありということ、税率軽減措置をとらざるものは免税点を引き上げられておるのだから、現実には免税点を引き上げようとおるのがあるから、そういうような政策目的というものは、他のものにも、すなわち税率軽減措置をとられたものでも、これは免税点を適當に引き上げてしかるべきではないかと私は思ひます。それで税収が大きく減るならば、これはまた、国の財源という問題から、財政上の理由から十分検討せなければならぬと思ひます。中小企業者たちは、三千円が免税点なら三千五百円のものをつくらないのだから、千円が免税点なら千二百円のものをつくらないのだから、税金はちつとも入つてこないのだから、だから、これが五千円も七千円も飛躍的に高められては、これは高級品に對しても非課税になるから、それはいけないでしょうが、これが二割とか三割とかという度合いで、すなわち四年間の経済発展の実情に照らし、あるいは給与、賃金、そういうようなものが上昇したそのテンポに合わせ

果とは効果が違う場合があることはもう御指摘のとおりでございます。しかし、私どももいたしまして今回の物品税を御提案申すに至るまでには、そういう点も十分考慮しまして、やはり何といたしても物品税の課税対象となつておる品目ごとに判断して、それができる限り広い範囲に利益が及ぶ方法を考えたのでございます。もちろん、財源が多くなればなるほどその範囲も広がるわけでございますが、何ぶん三百四十七億圓という限られた財源の中でできる限り広い範囲に利益が及ぶよう、こういう関係でございますので、私どももいたしましては、先ほど御指摘のように、税率引き下げのあつた商品につきましては、免税点はひとつ遠慮していただく、しかしながら、免税点は中小企業者、零細企業者にとつての影響が大きいものでございます。したがって、零細企業者が特に希望する、零細企業者にとつてフェーバーの大きいようなものにつきましては免税点でいい、そのかわり税率は引き下げない、こういうことを採用したところでございまして。もちろん、こういった点は今後とも財源の許す限り検討しなければならぬと思ひます。でございますが、現在のところは、税率引き下げと免税点の引き上げとは、これはひとつ別途にお考え願ひたい、もちろんねらいは違ひますが、財源さえ許せばそういうことも可能でございますが、今回はそういう意味でとらなかつたところでございまして。

準は高まる、いいものが外国へ出ていくから輸出は増大されてくるですね。だから、そういう大きな効果があるものを——他のものについては免税点が引き上げられておいて、そういうフューバーを満喫しているのですね。しかし、そのものは税率が下げられていないからという理由で、たとえば家具なんか免税点が引き上げられておいて、非常にけつこうです。それはそれでけつこうなことです。けれども、税率が引き下げられたからといって、いままです全然税金を納めていない中小企業者に何らのフューバーがいかない。(「楽器ばかり」と呼ぶ者あり)いやそれは楽器ばかりでなくて、いろいろある。だから、私の理論構成は、私はまだ十分これを整理して申し上げていないが、私が一晩勉強して整理すれば、もつと秋霜烈日の理論構成ができると思う。きょうしか時間がないうことだから、私は思いついて是正を求めたいということで、常識論でこれを申し上げておるのでありますが、何にも弊害がないのだし、財源には全然関係のないことなんだから、しかも、産業政策上裨益するところ甚大なんだから、しかも、国として輸出振興にもびつたり合致する政策なんだから、これはそういうふうに自民党の財政部会と大蔵省当局との間でお話し合いがついておるようだけれども、こういう問題については広く国民の声を聞いてもらいたい。というのは、野党の声を聞いてもらいたい。渡邊喜久造君が主税局長時代には、こういうような問題については、あまねく国民の意見を聞くその象徴的なものとして、大蔵委員会の理事会にはかられて、これはいかにと論ぜられた。各党の意見が持ち寄られて取捨選択していくうちに、三人寄れば文殊の知恵、まことに公公正な措置がとられてきた。ところが今回は、社会党もつんぼさじき、私のごとき大蔵行政の大ベテランについてもほとんどシャットアウトされて、ほんのちよつと連絡があったただけだ、実際の話。だから、これはせつかく坊君並びに自民党の幹部諸君にばかりはお願いをしたいのだけれども、実際それは一ぺん考え直してもらいたいと思う。税収に關係のないこ

と、しかも産業政策として効果的なこと、これは踏み切るにやぶさかであつてはならぬと思う。この議論は私正しいと思う。なお実施までには相当の期間もありますから、十分ひとつ再検討あらんことを強く要望いたします。ほんとうにこのことは、藤井政務次官もひとつ中に立ってもらつて、願わくば、野党との間の善良なる慣例に基づいて、ひとつ是正されたい。私はこういうような減税の予算がすでに通つておるときに、税収に影響のあることをいまやばつた言うわけではございません。税収に影響を与えず、産業政策、特に中小企業政策、いま破産倒産相次いでおるときに、国は膨大な三百億もする予算を講じて中小企業の振興、安定策を講じておるときなんです。予算に關係なくして政策効果があるなら、何をかためるうか。いまこのような免税点の設定があるから中小企業の経営を非常に苦しめておる。いいものをつくらうと思つてもつくれぬ。これははっきりいって、中小企業妨害政策なんです。改めるにはばかつてはならぬと思う。坊君に猛反省を求めまして、私の質問を終わります。

○三池委員長 次会は、明二十四日午前十時より委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時十九分散会

昭和四十一年三月三十日印刷

昭和四十一年三月三十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局